

栄町第5次総合計画

後期基本計画（案）

栄 町

目次

第1編 序論.....	1
第1章. 計画策定の趣旨.....	1
第2章. 第5次総合計画基本構想の概要.....	2
1. まちづくりの基本理念.....	2
2. 将来像.....	2
3. 計画の構成と期間.....	2
4. 人口フレーム.....	3
第3章. 町の現状.....	4
1. 地勢.....	4
2. 沿革.....	4
3. 人口.....	5
第4章. 時代の潮流.....	6
1. 人口減少社会の到来と少子高齢化のさらなる進展.....	6
2. 大規模災害等や犯罪に対する懸念の高まり.....	6
3. 持続可能な地域づくり.....	7
4. 地球温暖化への対応.....	7
5. 価値観やライフスタイルの多様化.....	7
6. 高度情報技術の進展と情報サービスの高度化.....	7
7. グローバル化の進展.....	8
8. 地方創生の動き.....	8
第5章. 栄町第2次総合戦略の推進.....	9
1. 総合戦略の基本的な考え方.....	9
2. 人口の将来展望.....	9
3. 総合計画との一体的な推進.....	9
第6章. 町民の意向（町の施策に対する満足度・重要度）.....	10
1. 全体の傾向.....	10
2. 満足度・重要度の相対的な傾向.....	13
第2編 後期基本計画.....	14
第1章. 基本計画の概要.....	14
1. 基本計画の目的.....	14
2. 計画期間.....	14
3. 計画推進の基本方針.....	14
第2章. 重点プロジェクト.....	15
1. 重点プロジェクトとは.....	15
2. 重点プロジェクト.....	17
第3章. SDGs 推進に向けた取り組み.....	24
1. SDGs とは.....	24
2. 自治体に期待されるSDGs の取組と栄町における取組.....	24
3. SDGs の目標設定.....	25
4. SDGs の推進に資する取組.....	28
第4章. 分野別施策.....	30
分野別施策のページの構成と見方.....	30
基本目標1 子育てがしやすい元気なまちをつくる.....	32
政策1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します.....	32

政策 1-2	子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します	37
政策 1-3	若者や子育て世代の定住・移住を促進します	40
基本目標 2	生活環境が整った元気なまちをつくる	44
政策 2-1	快適な住環境の整備を推進します	44
政策 2-2	賑わいのある住宅地整備を促進します	52
政策 2-3	恵まれた自然環境の保全を推進します	56
政策 2-4	資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します	62
基本目標 3	安全で安心できる元気なまちをつくる	65
政策 3-1	町民の安全を守る防災体制の整備を推進します	65
政策 3-2	犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します	72
基本目標 4	健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる	76
政策 4-1	誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります	76
政策 4-2	誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します	81
政策 4-3	社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます	90
基本目標 5	産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる	94
政策 5-1	魅力ある元気な農業の振興を推進します	94
政策 5-2	活力と賑わいのある商業の振興を推進します	101
政策 5-3	地域資源を活かした観光の振興を推進します	106
政策 5-4	新たな企業立地を推進し産業を活性化させます	110
基本目標 6	歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元気なまちをつくる	113
政策 6-1	みんなが一体となって栄えを育成する教育を推進します	113
政策 6-2	子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します	121
政策 6-3	生きがいがある学習やスポーツ環境づくりを推進します	125
政策 6-4	地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります	132
基本目標 7	みんなの知恵と力で元気なまちをつくる	136
政策 7-1	町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します	136
政策 7-2	地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します	139
政策 7-3	住民参加によるまちづくりのための環境を推進します	141
基本目標 8	健全な行財政運営を行う元気なまちをつくる	147
政策 8-1	行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します	147
政策 8-2	公正で透明性の高い行政運営を推進します	151
政策 8-3	持続可能な町政に向けた健全財政を推進します	154
政策 8-4	時代に即応できる町政運営に努めます	158

第1編 序論

第1章 計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政経営のための指針を示すものです。

本町では、昭和47年に「水と緑の田園観光都市」をスローガンとした「栄町基本構想」を策定し、平成元年及び平成12年、平成24年に改定を加えながら、まちづくりを進めてきました。

しかしながら、本町をとりまく環境は、平成24年の「栄町基本構想」改定の頃に比べ、成田空港の更なる機能強化の見通しが示されたことや、訪日外国人旅行者の大幅増加、さらに全国的な地方創生の動きが加速するなど大きく変貌しています。

また、少子高齢化、歪な人口構造への対応、予期せぬ大規模災害への備え、老朽化しつつある都市基盤の更新の取り組みなどは、本町でも喫緊の課題であり、さらに、それらに伴う一層の財政負担の増加、地方分権・地域主権への制度改革など、地方自治体にとって大きな変革の時代を迎えています。

このような社会経済情勢のもと、町民の期待に応えられる自立したまちとして、「栄町」ならではの魅力を高め、「誇りと愛着のもてるまち」として持続的に成長していくことが求められています。

こうしたことから、本町独自の魅力を引き出した元気なまちにするため、平成31年3月に栄町第5次総合計画（基本構想・前期基本計画）を策定しました。

この度、前期基本計画の計画期間が令和5年3月で終了することから、近年のコロナ禍の状況や本町の特性を十分に踏まえた、栄町第5次総合計画後期基本計画を策定するものです。

第2章 第5次総合計画基本構想の概要

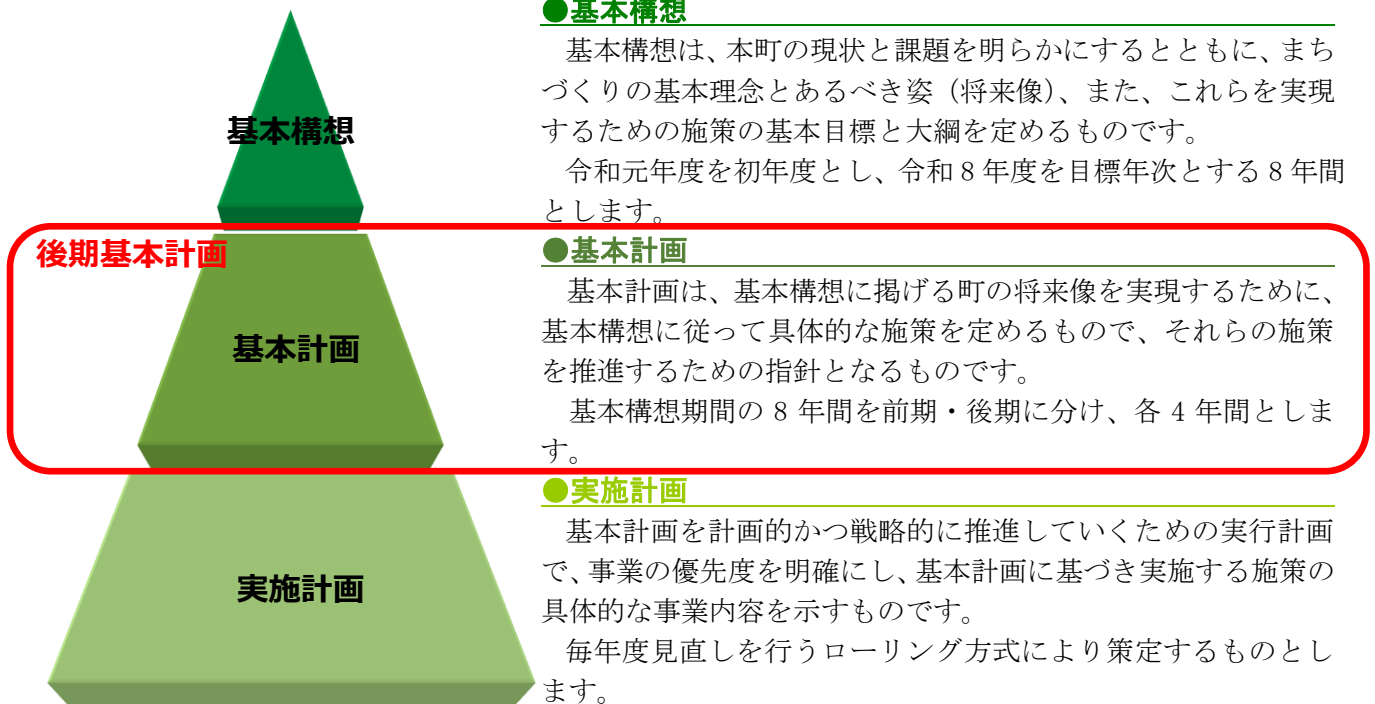
1. まちづくりの基本理念

● 誇りと愛着のもてる まち ●

2. 将来像

ひとが元気 まちが元気みんなで作る水と緑のふるさと さかえ

3. 計画の構成と期間



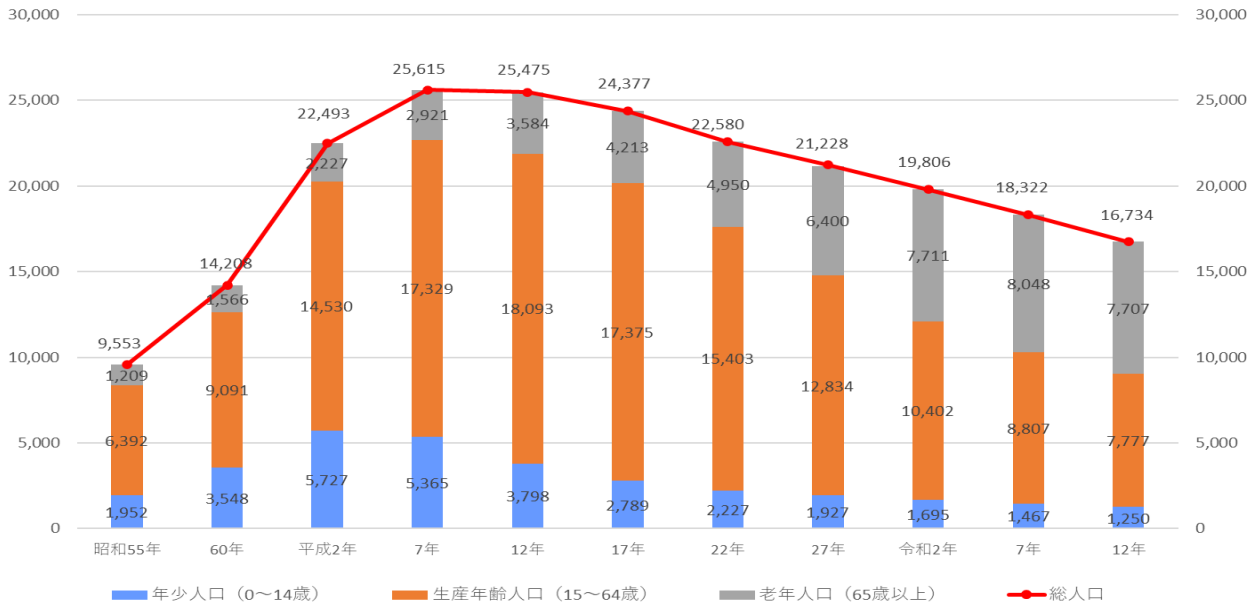
4. 人口フレーム

①人口の推移と今後の見通し

国勢調査の結果をみると、本町の人口は、平成7年のピーク時には25,615人となりましたが、その後減少に転じ、令和2年には20,127人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）によれば、本町の人口は今後も減少傾向で推移し、令和12年（2030年）には16,734人になると推計されています。

図一本町の将来人口見通し(国立社会保障・人口問題研究所による推計値)

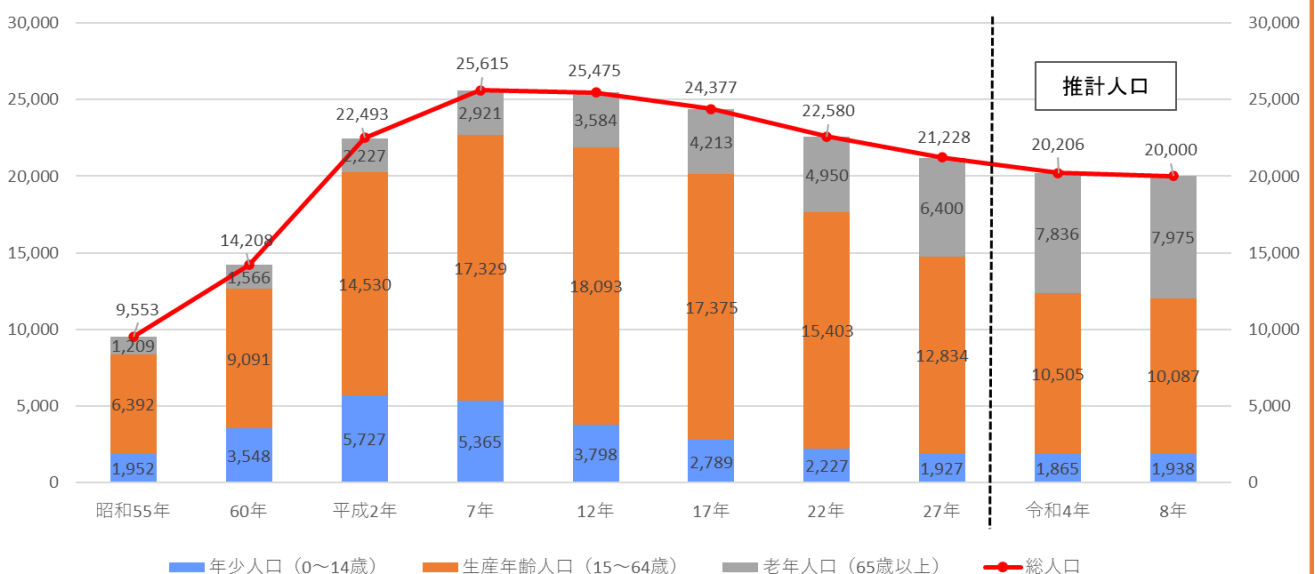


資料：実績は、国勢調査（年齢不詳：昭和60年3人、平成2年9人、平成27年67人）
：推計は、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）

②人口フレーム

基本構想では、目標年次である令和8年（2026年）の目標人口を20,000人と定めています。また、年齢構成比では、年少人口（0~14歳）を1,936人、生産年齢人口（15~64歳）を10,081人、老年人口（65歳以上）を7,970人と推計しています。

図一人口の推移と人口フレーム



資料：実績は、国勢調査（年齢不詳：昭和60年3人、平成2年9人、平成27年67人。令和4年以降は推計人口）

第3章 町の現状

1. 地勢

本町は、千葉県北部、利根川流域に位置し、東は成田市、西は印西市、南は印旛沼、北は利根川をはさんで茨城県に接しています。東京都心から45km圏に入り、千葉市からは35kmの距離で、日本の表玄関成田空港へは10kmのところに位置しています。総面積は32.51㎢で、東西に約12km、南北に約5kmと東西に細長く、東部は一带に高台で山林や畑が多く、南部及び北西部は平坦で豊かな水田地帯が広がっています。東部の台地上の役場周辺など一部の地域は、住宅地として開発されています。

2. 沿革

本町は、紀元前からすでに丘陵地を中心に集落が形成され、その跡に貝塚が残っており、多くの石器や土器が出土しています。また、奈良時代前期には龍角寺地区を中心として豪族が勢力を示し、その墓と伝えられる岩屋古墳（国指定史跡）など110余基の古墳群が点在し、その歴史のおもかげを今日に伝えています。江戸時代には、江戸と東北方面からの物資の流通を河川に依存していたことから、中継基地や宿場町として大変な賑わいをみせたといわれています。

近代に入り、明治22年に、安食村、北辺田村、龍角寺村、酒直村、矢口村、須賀村及び麻生村の7村と安食ト杭新田飛地が合併して境村となり、また、布鎌請方新田他15村が合併して布鎌村となりました。さらに、境村は、明治25年には安食町と改称し、昭和29年に豊住村（現在成田市）の一部を編入しました。そして、翌年の昭和30年12月1日には、安食町と布鎌村が合併し栄町が誕生しました。その後、昭和31年には、茨城県出津地区を編入しています。

昭和47年には、「水と緑の田園観光都市」構想の策定による新たな施策の展開と成田線の電化によって、東京への通勤圏となりました。昭和57年以降は、安食台、竜角寺台、酒直台、南ヶ丘など民間事業者による大規模宅地開発が行われ、小中学校が相次いで開校したほか、「水と緑の運動広場」（平成2年）や「ふれあいプラザさかえ」（平成6年）などスポーツ・文化施設も整備されました。

この間、本町の人口は、平成10年に26,182人に達しましたが、以降、人口は減少し、令和3年では20,181人となっています。

このような中、若者の定住・移住施策を充実させるため、平成26年度に全国に先駆けて、「不動産定住班」を設置するとともに、各種子育て支援策の創設や全小中学校へのエアコン設置など教育環境の向上に努めてきました。

産業面では、稲作を中心とした農業が、長く基幹産業として本町の経済を支えてきましたが、平成4年には、矢口地区において、日本初のスーパー堤防整備事業と、これと一体となって進められてきた工業団地の土地区画整理事業が竣工し、日本を代表する食品製造会社などが立地しました。さらに、平成27年に当該工業団地の拡張に着手しました。

一方、観光資源としては、平成4年にオープンした「千葉県立房総のむら」が平成16年に体験博物館としてリニューアルスタートし、平成14年にはその隣接地に「栄町総合交流拠点ドラムの里」を開設し、その後平成30年には、外国人観光客等の増加に対応し地域経済を活性化させることを目的として、和装コスプレを体験できる「コスプレの館」をオープンしました。

この間、県道美浦栄線若草大橋（平成18年）が開通し、産業面、生活面における利便性が高まりました。また、平成8年に着工された県道鎌ヶ谷本埜線バイパスがまもなく完成を迎えつつあり、本町の更なる発展に寄与することが期待されています。

このように、紀元前にまで及ぶ歴史を持つ本町は、昭和30年の合併以降、人口、産業、観光、交通など、様々な面において機能強化を繰り返しながら、現在に至っています。

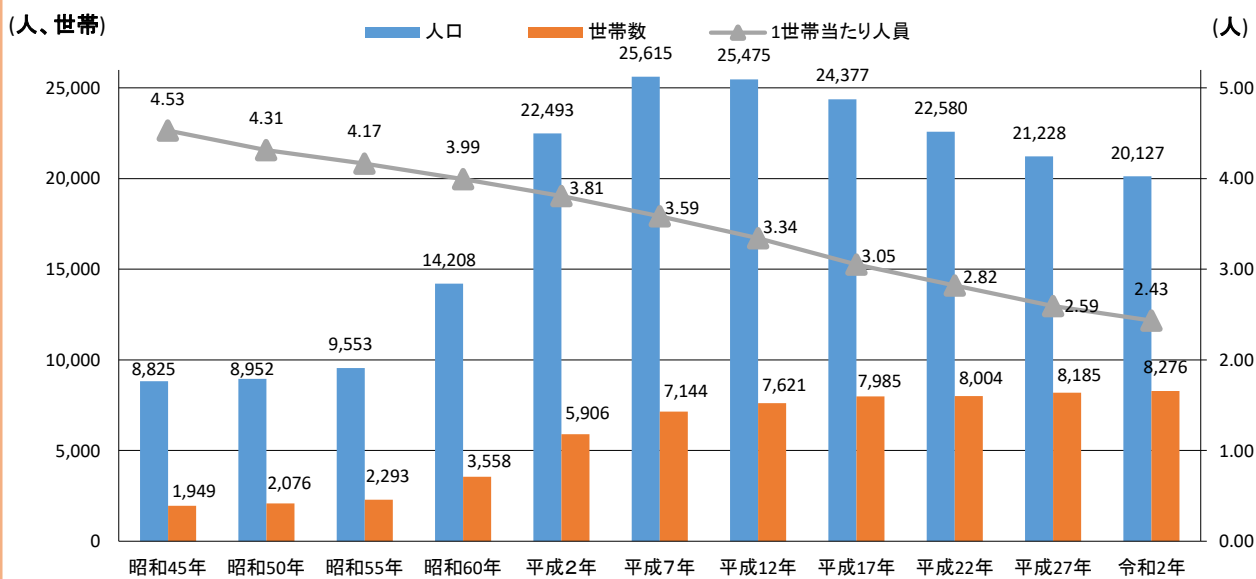
3. 人口

国勢調査の結果をみると、総人口は、昭和55年の約1万人から急速な増加をみせ、平成2年に22,493人と2万人の大台を超えたのち、平成7年には25,615人となりましたが、その後人口は減少に転じ、令和2年には20,127人となっています。

年齢別に、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口及び65歳以上の老年人口をみると、年少人口は、平成2年をピークに一貫して減少傾向にあり、生産年齢人口は、平成12年までは増加していましたが、平成17年には減少に転じました。また、老年人口は、一貫して増加しており、平成2年から令和2年までの30年間で約3.5倍に増加しています。

本町の人口減少の傾向は、出生数より死亡数が上回る自然減に加えて、転入者より転出者が大幅に上回る社会減の傾向であることによっていますが、近年、定住・移住施策の取り組みを拡充したことにより、転入者数が増加し、社会減の傾向が改善されつつあります。

図一人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

第4章 時代の潮流

1. 人口減少社会の到来と少子高齢化のさらなる進展

①我が国の人口の推移と見通し

令和2年国勢調査では、我が国の人口は1億2,615万人で、前回調査時より約95万人減少し、減少傾向が続いています。また、総人口に占める65歳以上の割合が28.7%となり、高齢化が益々進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（出生中位（死亡中位）推計）によると、総人口は2065年には8,808万人にまで減少すると見込まれており、生産年齢人口（15～64歳）は2065年には4,529万人にまで減少すると見込まれています。

②2025年問題と「超高齢化社会」の到来

2025年問題とは、団塊の世代が後期高齢者になり、経済や社会に大きな影響の出る問題です。

推計によれば、2065年の老年人口（65歳以上）は、3,381万人（38.4%）、うち75歳以上人口は2,248万人（25.5%）まで増加が見込まれています。

75歳以上人口の推移をみると、現在から2025年にかけて、急速に増加する見通しとなっており、福祉政策の対応が大きな課題となっています。

2. 大規模災害等や犯罪に対する懸念の高まり

①防災・減災

（国土強靱化に向けた動き）

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されました。

国土強靱化は、人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるものとされています。そうした最悪の事態を起こさない、重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開していくための計画が、国土強靱化計画です。

町においても、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本的な指針として、令和3年3月に「栄町国土強靱化地域計画」を策定しました。

（多発する台風・豪雨被害）

令和元年の台風15号、19号等では、千葉県において大きな人的被害、物的被害が発生するなど、今後、本町においても台風、豪雨による土砂災害や浸水被害の対策が求められています。

②犯罪に関する動き

（犯罪認知件数）

我が国の刑法犯認知件数は、平成14年（戦後最多）をピークに18年連続で減少傾向となり、令和2年は61.4万件で、戦後最小を更新しています。

（サイバー犯罪の増加）

不正アクセス行為（不正アクセス禁止法11条に規定する罪）の認知件数は、増減を繰り返しながら推移し、令和2年は2,806件となっています。

3. 持続可能な地域づくり

①人口減少社会に対応したまちづくり

(コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり)

平成 26 年に国土交通省が公表した「国土のグランドデザイン 2050 ～対流促進型国土の形成～」では、本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫等に対する危機意識を共有しつつ、2050 年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方として、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方が示されました。

(立地適正化の推進)

平成 26 年に都市再生特別措置法（平成 14 年 4 月 5 日法律第 22 号）が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

②持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択されました。SDGs とは、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

国では、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実現に向け、平成 28 年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定め、その中で、地方自治体に対しては、「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては SDGs の要素を最大限反映することを奨励しつつ、SDGs 達成に向けた取組を促進する。」ことなどとされています。

4. 地球温暖化への対応

令和 2 年 10 月 26 日、第 203 回臨時国会の所信表明演説において、内閣総理大臣は「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

これを受けて、近隣の成田市、佐倉市は「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しており、今後、町においても同様の取り組みが求められるものと考えられます。

5. 価値観やライフスタイルの多様化

平成 31 年 4 月に働き方改革関連法案の一部が施行され、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革が進められています。

コロナ禍において、テレワークの進展、ネット通販等の利用拡大等で、働き方、暮らし方もさらに多様化しており、多様なニーズに対応できるまちづくりが求められています。

6. 高度情報技術の進展と情報サービスの高度化

国において、令和 2 年 12 月 25 日に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

町でも、令和3年に「栄町DX推進計画」を策定し、行政手続きのオンライン化を図ることとしています。

7. グローバル化の進展

①経済のグローバル化に伴う経済連携協定の進展

経済連携の推進は、締結国間の貿易投資を含む幅広い経済関係を強化する意義を有します。具体的には、輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持または強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義があります。

我が国は、2002年にシンガポールとの間で経済連携協定を締結以降、2022年1月現在、21か国・地域との間で18の経済連携協定を署名・発効済みとなっています。

②海外経済の回復を背景とした外需の増勢

我が国経済を取り巻く世界経済の状況をみると、2020年後半から2021年前半の主要国・地域の経済は、感染状況の落ち着きに伴う経済活動の再開や大規模な財政措置と金融緩和の実施により、プラス成長を実現した国・地域が多くなっています。

こうした海外経済の回復を背景に、我が国の輸出は緩やかに増加しています。財務省「貿易統計」を利用して推移をみると、対世界の輸出数量は、2021年4-6月期の段階で、既に感染拡大前の2020年1月水準を超えるまでに回復しています。

③外国人が働きやすい環境整備の進展

平成31年4月に改正入管法が施行され、特定技能による在留資格が追加されたことで、外国人が働きやすい環境が整えられました。

コロナ禍の終息が不透明ではありますが、成田空港周辺では、外国人労働者の居住ニーズが高まることから、その受け入れ対策が求められています。

8. 地方創生の動き

平成26年「まち・ひと・しごと創生法」創設以降、全国で定住促進、人口受入れの動きが活発化しています。

国においては、令和元年12月20日に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、さらに感染症の蔓延をふまえ、令和2年12月21日に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」が閣議決定されています。

「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」では、感染症による地域経済・生活への影響や国民の意識・行動変容をふまえ、「感染症が拡大しない地域づくり」を目標に、新たな地方創生の取組を、全省庁と連携をとりながら総合的に推進するとされています。

町では、令和2年3月に「栄町第2次総合戦略」を策定し、将来的に見込まれる人口減少の歯止めや人口構成若返りに向けた取組を実施しています。

第5章 栄町第2次総合戦略の推進

1. 総合戦略の基本的な考え方

町では、平成27年10月に栄町総合戦略（平成27年度～平成31年度）を策定し、「若い世代の転入が増える町」「子どもの笑顔があふれる町」「将来に向けて活力のある町」の3つを基本的方向として、地方創生につながる各取組を推進してきました。

第2次総合戦略（令和2年3月策定／計画期間：令和2年度～令和6年度）は、第1次総合戦略における取り組みの評価・検証を踏まえるとともに、国における「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び千葉県における「第2期千葉県地方創生総合戦略」との調整を図りつつ、本町の地方創生の根幹である「人口構造を変える」ことに主眼を置き、「安心して子育てが出来る栄町をつくる」「地域特性を活かし、産業が活性化した栄町をつくる」「若者をはじめ誰もが住みやすい栄町をつくる」ことを基本目標として、引き続き地方創生の深化に取り組むこととしています。

2. 人口の将来展望

①基本目標 ～今の人口構造を変える～

栄町人口ビジョン（令和2年3月策定）では、現在の人口ピラミッドの構造を、若い世代の転入促進及び転出抑制により改善し、さらに、出生率を高め持続性のある人口構造に変えることにより、令和22年における将来人口の目標を17,000人と推計しています。

なお、人口の現状と課題を整理し、人口の増減に影響を与える出生率や社会増減の目標を定めたうえで展望したものであることから、適宜見直しを行うこととしています。

② 基本的方向

◆ 安心して子育てができる町・・・少子化克服への挑戦

子どもの笑顔があふれ、安心して子育てが出来る栄町づくりのため、切れ目のない子育て支援施策をきめ細かに展開し、結婚・妊娠・出産・子育て・教育に温かいと言われる栄町の実現を目指します。

◆ 将来に向けて活力のある町・・・地域経済力向上への挑戦

町の基幹産業である農業の振興を行なうとともに、成田空港が近いと言った立地を生かし、工業団地の拡張や企業立地等を推進し、地域経済力と雇用力の向上を図り、住み続けながら働ける栄町の実現を目指します。

◆ 若い世代をはじめ誰もが住みやすい町・・・人口構造改善への挑戦

町の持続的発展のためには、現在の人口構造を変えることが必要であり、子育て支援や雇用の場の創出などとともに、住環境や生活の利便性向上など、若い世代の受け皿づくりを進め、若い世代が転入し住み続けやすい栄町の実現を目指します。

3. 総合計画との一体的な推進

第2次総合戦略は、本町の地方創生の根幹である「人口構造を変える」ことを主眼に、後述する後期基本計画に掲げる施策を分野横断的に取り組む性格を有することから、重点プロジェクトの方針及び主な取組と一体的に推進する必要があります。

なお、現戦略の計画期間が令和6年度で終了することから、重要業績指標の達成状況などから進捗状況を把握し、総合計画とも整合を図りつつ継続的に見直しを図っていきます。

第6章. 町民の意向（町の施策に対する満足度・重要度）

1. 全体の傾向

- ・令和3年に実施した町民意識調査により把握した、町の施策に対する町民の満足度、重要度について、加重平均値による相対的な比較を行いました。

※「加重平均値」とは、満足度・重要度の水準を相対的に表すために、満足度・重要度の各々の段階に重みを設定し、重みを考慮した平均値を算出することを表します。今回は、満足度・重要度の5段階に、それぞれ5点、4点、3点、2点、1点という重みを設定しました。

(1) 施策別の傾向

（満足度）

- ・満足度の上位は、「自然環境・生活環境」が3.454ポイントで最も高く、次いで「消防・救急体制」が3.153ポイント、「疾病予防・早期発見の推進」が3.135ポイント、「し尿等の適正処理」が3.076ポイント、「公共下水道施設の整備・適正管理」が3.046ポイントで高くなっています。
- ・満足度の下位は、「安食駅の利便性」が2.022ポイントで最も低く、次いで「路線バス等の公共交通ネットワーク」が2.167ポイント、「まちなか商店の活性化」が2.199ポイント、「成田空港から近い利点を生かした国際観光」が2.300ポイント、「空き家等の活用」2.304ポイントで低くなっています。

（重要度）

- ・重要度の上位は、「災害対応・避難体制」が4.237ポイントで最も高く、次いで「消防・救急体制」が4.157ポイント、「医療受診環境体制」が4.140ポイント、「防犯対策」が4.136ポイント、「交通安全対策」が4.000ポイントで高くなっています。
- ・重要度の下位は、「自治組織への加入促進・退会防止」が2.972ポイントで最も低く、次いで「自治組織間のネットワークづくり」が3.035ポイント、「新たな住宅地開発」が3.123ポイント、「男女共同参画社会の形成」が3.130ポイント、「広聴機会、広報等の情報発信」3.164ポイントで低くなっています。

■満足度・重要度上位・下位 10 項目（加重平均値）

	満足度		重要度	
	項目	点数	項目	点数
1	自然環境・生活環境	3.454	災害対応・避難体制	4.237
2	消防・救急体制	3.153	消防・救急体制	4.157
3	疾病予防・早期発見の推進	3.135	医療受診環境体制	4.140
4	し尿等の適正処理	3.076	防犯対策	4.136
5	公共下水道施設の整備・適正管理	3.046	交通安全対策	4.000
6	災害対応・避難体制	3.007	福祉・介護相談支援体制	3.992
7	ごみ減量化	3.000	疾病予防・早期発見の推進	3.961
8	保育所整備や保育体制	2.926	介護予防・認知症対策	3.927
9	医療受診環境体制	2.900	介護予防支援と介護保険料	3.919
10	福祉・介護相談支援体制	2.884	健全で計画的な財政運営	3.872
56	農業生産性の向上と担い手の確保	2.561	多様なコミュニティ活動の支援	3.304
57	創業・起業・事業継承の支援	2.551	芸術文化活動への支援	3.295
58	企業誘致	2.466	コミュニティ活動を支えるひとづくり	3.271
59	観光資源やイベントを活用した交流 人口増加対策	2.363	矢口工業団地の拡張	3.265
60	計画的な都市（住環境）づくり	2.342	町民のまちづくりへの参画	3.258
61	空き家等の活用	2.304	広聴機会、広報等の情報発信	3.164
62	成田空港から近い利点を生かした国際観光	2.300	男女共同参画社会の形成	3.130
63	まちなか商店の活性化	2.199	新たな住宅地開発	3.123
64	路線バス等の公共交通ネットワーク	2.167	自治組織間のネットワークづくり	3.035
65	安食駅の利便性	2.022	自治組織への加入促進・退会防止	2.972

※「加重平均値」とは、満足度・重要度の水準を相対的に表すために、満足度・重要度の各々の段階に重みを設定し、重みを考慮した平均値を算出することを表します。分析では、満足度・重要度の5段階に、「満足・重要」からそれぞれ5点、4点、3点、2点、1点という重みを設定しました。

※ …満足度が高く、重要度が高い施策

(2) 基本目標別の傾向

(満足度)

- ・基本目標毎の施策の満足度の平均値をみると、「基本目標 3：安全で安心できる元気なまちをつくる」が 2.915 ポイントで最も高く、次いで「基本目標 4：健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる」が 2.832 ポイントで高くなっています。
- ・一方で、「基本目標 5：産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる」が 2.499 ポイントで最も低く、次いで「基本目標 6：歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元気なまちをつくる」が 2.698 ポイントで低くなっています。

(重要度)

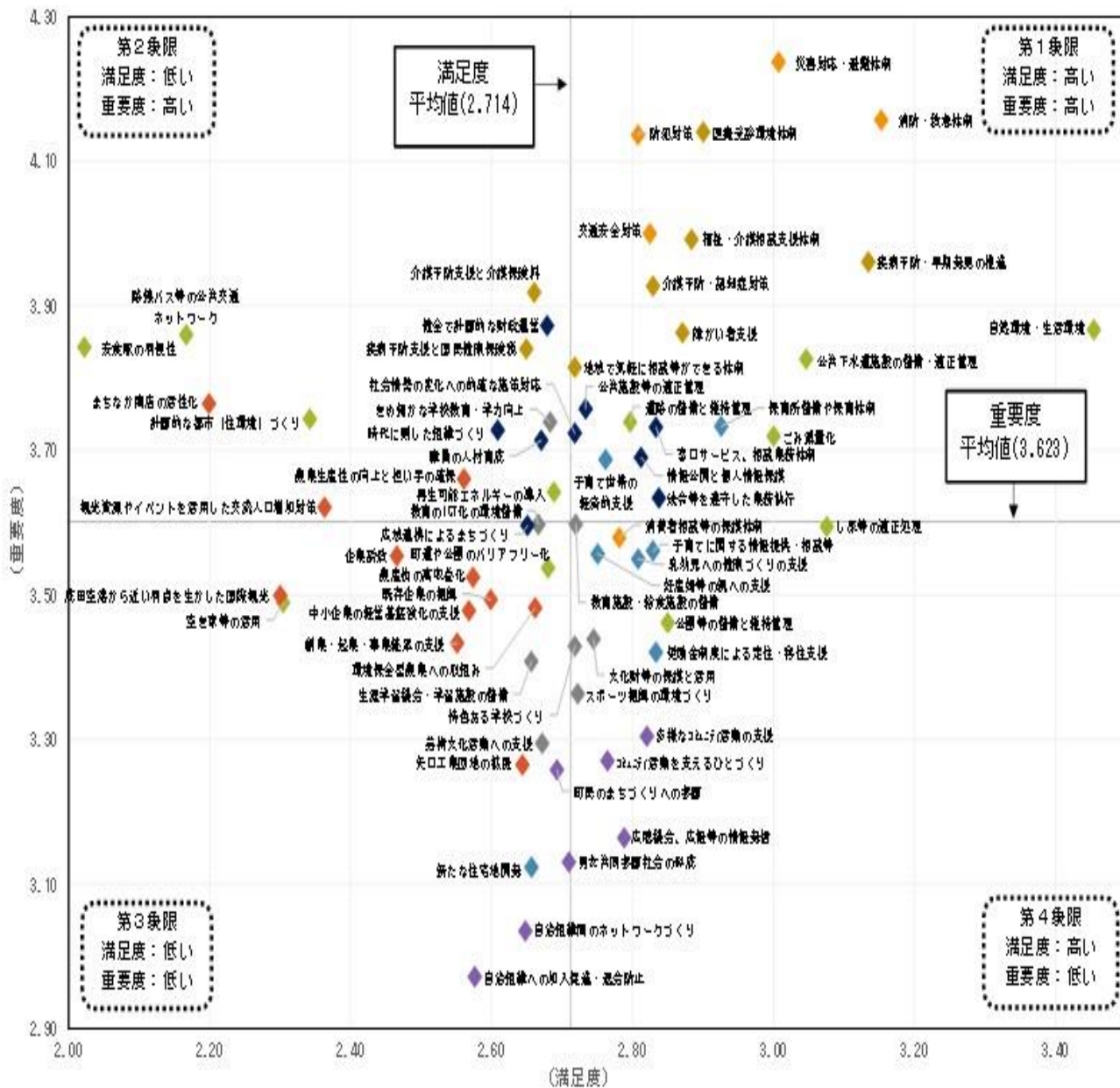
- ・基本目標毎の施策の重要度の平均値をみると、「基本目標 3：安全で安心できる元気なまちをつくる」が 4.022 ポイントで最も高く、次いで「基本目標 4：健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる」が 3.932 ポイントで高くなっています。
- ・一方で、「基本目標 7：みんなの知恵と力で元気なまちをつくる」が 2.499 ポイントで最も低く、次いで「基本目標 6：歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元気なまちをつくる」が 2.698 ポイントで低くなっています。

満足度			重要度		
①	基本目標 3	2.915	①	基本目標 3	4.022
②	基本目標 4	2.832	②	基本目標 4	3.932
③	基本目標 1	2.795	③	基本目標 8	3.716
④	基本目標 8	2.727	④	基本目標 2	3.694
⑤	基本目標 7	2.714	⑤	基本目標 5	3.525
⑥	基本目標 2	2.702	⑥	基本目標 1	3.519
⑦	基本目標 6	2.698	⑦	基本目標 6	3.484
⑧	基本目標 5	2.499	⑧	基本目標 7	3.162

2. 満足度・重要度の相対的な傾向

・基本目標毎の個別施策について、満足度と重要度の相対的な傾向は、下表のとおりです。

※下表は、横軸が満足度で、右に行くほど満足度が高い傾向にあります。縦軸が重要度で、上に行くほど重要度が高い傾向にあります。



<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 基本目標 1：子育てがしやすい元気なまちをつくる ◆ 基本目標 2：生活環境が整った元気なまちをつくる ◆ 基本目標 3：安全で安心できる元気なまちをつくる ◆ 基本目標 4：健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる ◆ 基本目標 5：産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる ◆ 基本目標 6：歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元気なまちをつくる ◆ 基本目標 7：みんなの知恵と力で元気なまちをつくる ◆ 基本目標 8：健全な行財政運営を行う元気なまちをつくる
--

第2編 後期基本計画

第1章 基本計画の概要

1. 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げるまちづくりの基本理念「誇りと愛着のもてるまち」及び将来像「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」を実現するために、計画の取組方針を踏まえ、基本構想に示された「子育てがしやすい元気なまちをつくる」、「生活環境が整った元気なまちをつくる」、「安全で安心できる元気なまちをつくる」、「健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる」、「産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる」、「歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元気なまちをつくる」、「みんなの知恵と力で元気なまちをつくる」、「健全な行財政運営を行う元気なまちをつくる」の8つの基本目標及び、政策に基づく具体的な施策を定めるとともに、それらを推進するための方策を示すものです。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、社会経済情勢の変化や本町の財政状況などに対応し、実効性の高い計画とするため、基本構想期間の8年間で前期・後期に分け、前期基本計画は令和元年度から令和4年度、後期基本計画は令和5年度から令和8年度とします。

3. 計画推進の基本方針

【計画推進の基本方針】

町民が希望をもてる町をつくる

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会機能や経済活動が依然として厳しい状況にある中、コロナ禍で顕在化した不安や生きづらさを抱えている町民を決して取り残すことなく、一人ひとりがいきいきとして希望をもてるよう、町民の生活に寄り添った町政が求められています。

「町民が希望をもてる町」とは、将来に向かって、子どもから高齢者まで全ての町民が、健康で安心して暮らすことができる住みやすいまちのことであり、本町が持続可能なまちづくりを目指す上での方向性と言えます。

こうした中、「誰一人取り残さない」ことを理念とするSDGsの達成に向けた取り組み、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化の推進、デジタル社会の実現に向けた自治体DXの推進など、本町を取り巻く環境は、新たな社会的課題への対応を含め、一層厳しさを増しています。

そこで、本計画に位置付けた政策・施策を着実に推進するためには、職員一人ひとりが、それぞれの組織に求められる使命を十分に認識し、将来に向けて、町をどのように改革し、町民サービスを維持・向上させていくか、全庁を挙げて施策横断的な視点から考え、効果的に取り組むこととします。

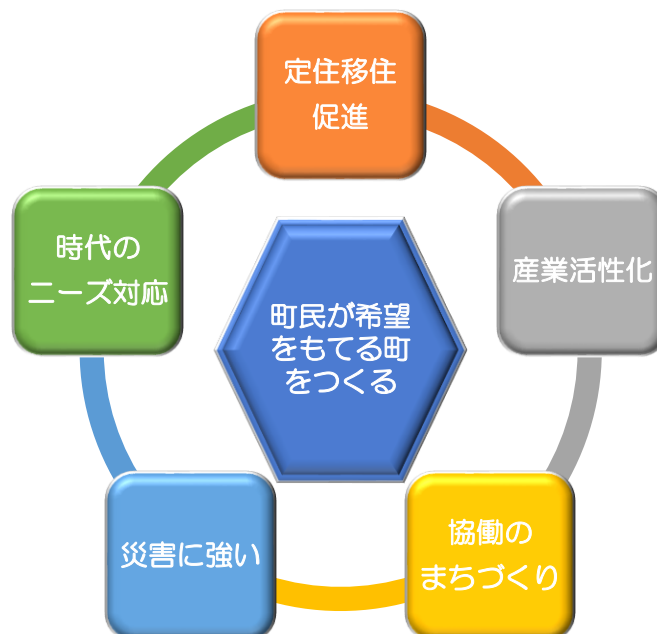
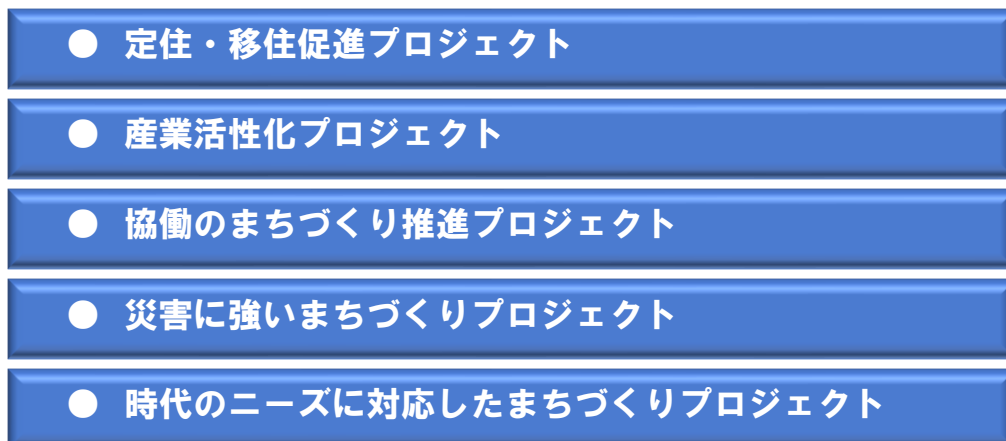
第2章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトとは

基本構想に掲げた将来像「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」の実現に向けては、後期基本計画の計画期間の中で、各施策を着実かつ効果的に推進していくことは当然のことですが、単独施策のみの取り組みでは解決が困難な課題に対し、施策横断的に連携して取り組むことにより、目指す成果に対して相乗効果を最大限に高めるべく、より効率的・効果的な施策展開を図る必要があります。

このため、基本計画全体を先導するものと位置づけ、全庁をあげて施策横断的・重点的に推進する取り組みを「重点プロジェクト」として設定しています。

なお、前期基本計画では、「定住・移住促進プロジェクト」「産業活性化プロジェクト」「協働のまちづくり推進プロジェクト」を設定し、重点的に推進してきました。後期基本計画では、この3つのプロジェクトは継続しつつ、各施策の達成状況や社会潮流及び町民ニーズなどを踏まえ、今後4年間において新たな社会的課題の成果が強く望まれる「災害に強いまちづくりプロジェクト」「時代のニーズ（社会的要請）に対応したまちづくりプロジェクト」を新たに加え推進していきます。



○ 基本構想の政策体系と重点プロジェクトとの関係

基本構想に定める「まちづくりの基本目標」及び「政策体系」と後期基本計画に定める「施策」及び「重点プロジェクト」との関係を示します。

また、各プロジェクトの詳細は、次頁以降のとおりです。

基本構想

基本目標		政策	施策	【 重点プロジェクト 】				
1	子育てがしやすい 元気なまちを つくる	1. 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します	85 の 施 策	●				
		2. 子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します		●				
		3. 若者や子育て世代の定住・移住を促進します		●				
2	生活環境が整った 元気なまちを つくる	1. 快適な住環境の整備を推進します		●	●		●	
		2. 賑わいのある住宅地整備を促進します		●			●	
		3. 恵まれた自然環境の保全を推進します			●			●
		4. 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します						●
3	安全で安心できる 元気なまちを つくる	1. 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します		●		●	●	
		2. 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します		●		●		
4	健康で生き生きと 暮らせる元気な まちをつくる	1. 誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります				●	●	
		2. 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します				●		
		3. 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます						
5	産業が活性化し 賑わいのある元気 なまちをつくる	1. 魅力ある元気な農業の振興を推進します			●			
		2. 活力と賑わいのある商業の振興を推進します			●			
		3. 地域資源を活かした観光の振興を推進します			●			
		4. 新たな企業立地を推進し産業を活性化させます		●				
6	歴史と文化を誇り、 心豊かに学び 生きがい育める 元気なまちを つくる	1. みんなが一体となって栄っこを育成する教育を推進します	●		●	●		
		2. 子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します	●					
		3. 生きがい育める学習やスポーツ環境づくりを推進します	●		●			
		4. 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります	●					
7	みんなの知恵と力 で元気なまちを つくる	1. 町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します			●	●		
		2. 地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します			●	●		
		3. 住民参加によるまちづくりのための環境を推進します			●	●		
8	健全な行財政運営 を行う元気なまち をつくる	1. 行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します					●	
		2. 公正で透明性の高い行政運営を推進します						
		3. 持続可能な町政に向けた健全財政を推進します						
		4. 時代に即応できる町政運営に努めます		●			●	

後期基本計画

定住・移住促進プロジェクト

産業活性化プロジェクト

協働のまちづくり推進プロジェクト

災害に強いまちづくりプロジェクト

時代のニーズに対応したまちづくりプロジェクト

2. 重点プロジェクト

(1) 定住・移住促進プロジェクト

目指す姿

- ◆若い世代や子どもが住みたいと思うまちを目指します。
- ◆働く場や環境が確保されているまちを目指します。

プロジェクトの方針

① 独自性のある定住・移住支援策の推進

現在の人口ピラミッドの構造を、若い世代の転入促進及び、転出抑制により改善していくため、定住移住奨励金に加え、定住・移住希望者のニーズを踏まえた、町として独自性のある定住移住促進策を新たに講じていきます。

② 子育て支援の充実

「子育て環境が充実している町」として、子育て世代が集まるまちづくりを進めるため、結婚、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行い、安心して子育てができる環境を充実します。

③ 子どもの生きる力の育成

将来の栄町を担う子どもたちが、確かな学力・豊かな心・健やかな体を持ち、人間性豊かに成長していけるよう、体験学習やICT教育などの推進により子どもの生きる力を育む教育環境を充実します。

④ 新たな雇用の場の確保

若者の就業機会を確保し転出者を抑制するため、働く場の受け皿となる企業などの誘致や、地元及び近隣企業とのマッチングなどの就労支援及び創業・起業に対する支援などの取り組みを推進します。

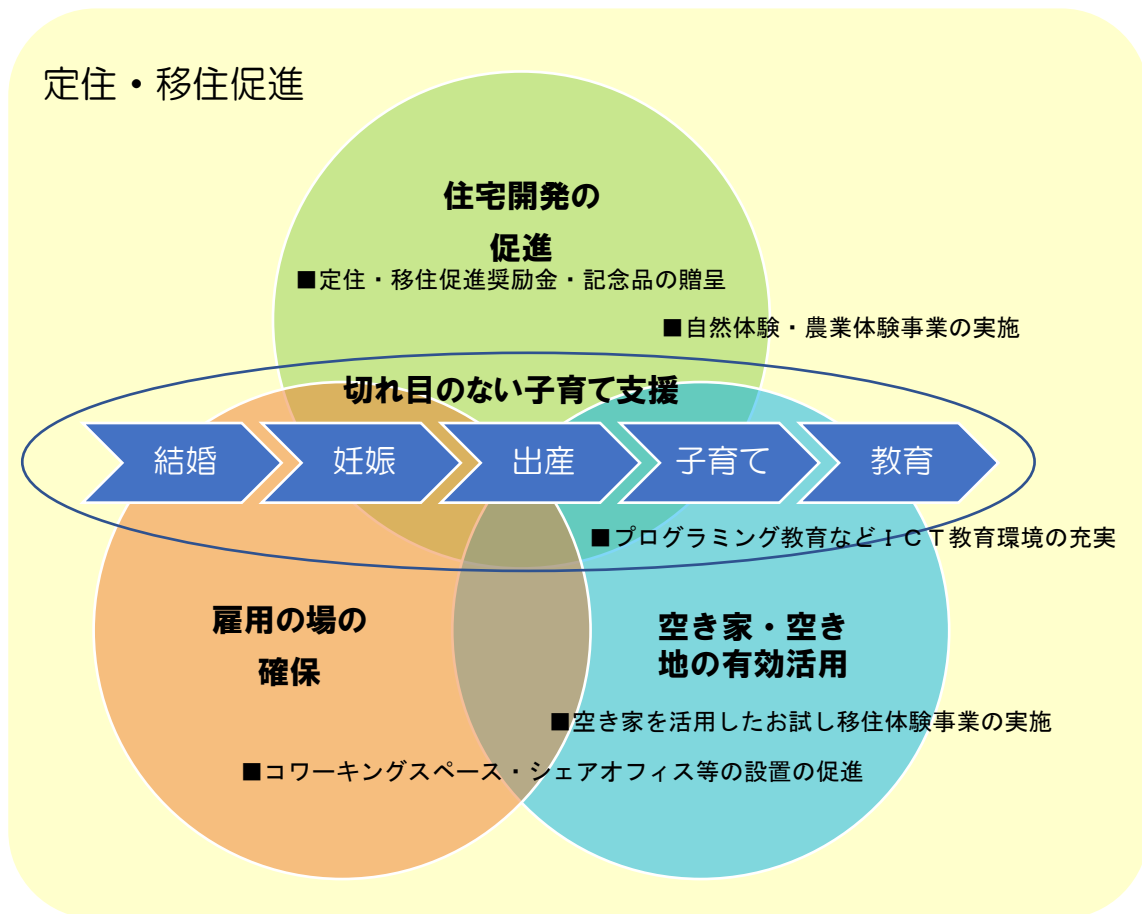
⑤ 定住・移住者の受け皿となる住宅開発の推進

若い世代が住みやすい、住みたいと思うまちづくりを進めるため、安食駅南側地区や市街化区域内の低未利用地などへ、周辺自治体の住宅地と比較して競争力のある、良質な住宅地の整備などを推進します。

⑥ 空き家・空き地の有効活用の推進

空き家・空き地が地域の課題解決につながる資源として活用され、町の価値・魅力向上に寄与できるよう、中古住宅としての流通促進はもとより、コロナ禍におけるテレワークやサテライトオフィス等の働く場所の多様化につながる有効活用の取り組みなどを推進します。

【プロジェクトのイメージと主な取組の例】



(2) 産業活性化プロジェクト

目指す姿

- ◆農業の6次産業化や農商工連携など、町内の多様な主体が連携・融合した新たな地域産業の創出による地域活性化を目指します。
- ◆新たな企業進出等による雇用の創出と、町財政基盤の強化を目指します。
- ◆観光資源やイベントを活用した交流人口の増加を目指します。

プロジェクトの方針

① 若い担い手農業者支援の充実

若い農業者の農業経営が安定し定着できるよう、農業生産の効率化や農産物の高付加価値化を図るための支援などの取り組みを、県や農協などの関係機関と連携し推進します。

② 企業誘致等の推進

働く場の受け皿となる企業等呼び込むため、企業の規模拡大のニーズやテレワークへの対応などに留意しつつ、成田空港の更なる機能強化や新たな都市軸の形成に伴う都市的土地利用の拡大を図るなど、町の賑わいや活性化につながる取り組みを推進します。

③ 中小企業・商業振興の推進

本町の産業と町民の暮らしを支えてきた地元企業・商店等の活性化と再生を図るため、中小企業などの経営基盤強化や経営改革の支援、創業・起業や事業継承の促進、まちなか商店の活性化など、活力と賑わいのある商業振興につながる取り組みを推進します。

④ 地域資源を活かした観光等の推進

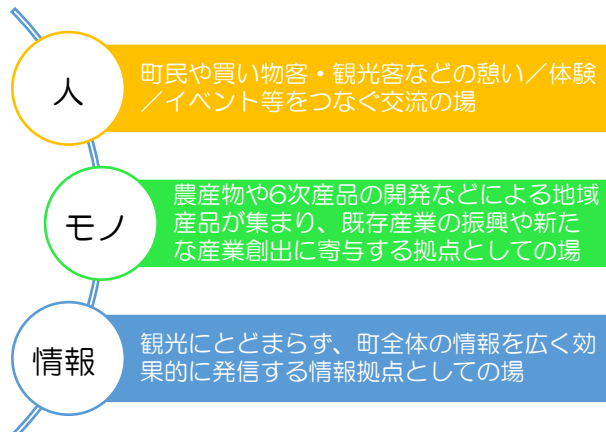
交流人口の増加を図るため、豊かな自然や歴史・文化資源とイベントを活用した観光振興及び成田空港から近い利点を生かした国際観光の推進とともに、町の魅力の情報発信に向けたプロモーションの取り組みなどを推進します。

また、「ドラムの里」を、農業・商業・観光等の町内産業が相互に連携し、地域資源を活用して地域の稼ぐ力を効果的に高める産業振興拠点として再整備することにより、交流や賑わいが生まれる取り組みを推進します。

【プロジェクトのイメージと主な取組の例】



【『ドラムの里』の目指す姿】



(3) 協働のまちづくり推進プロジェクト

目指す姿

- ◆SDGsの理念のもと、町民、自治組織、企業、行政などがそれぞれの役割を生かし、相互に補完しあって地域課題の解決を目指します。

プロジェクトの方針

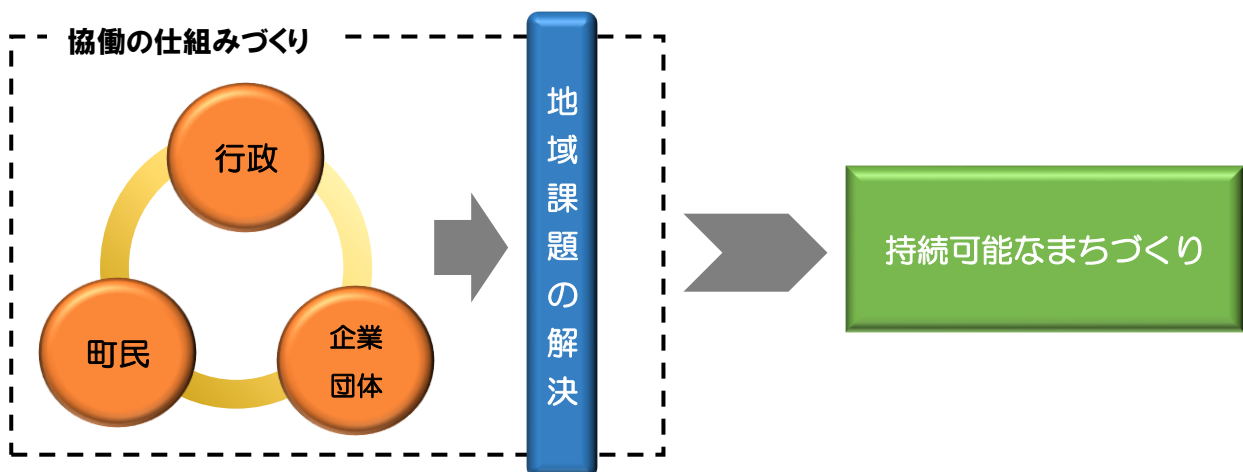
① 協働の輪を広げる仕組みづくり等の推進

町民などが町政への参画機会を拡充できるよう、まちづくりへの関心を高める情報提供の充実や、自主性・自立性を持った住民自治活動を促進するため、新たな価値を生み出し協働の輪を広げる取り組みなどを推進します。

② 町民の活躍機会の促進

まちづくりの担い手として、経験豊富なシニア世代や未来を託す子どもたちの活躍が期待されることから、地域防災、生涯学習、ボランティアなどの様々な機会での活躍できるように仕組みづくりを推進します。

【プロジェクトのイメージ図】



(4) 災害に強いまちづくり推進プロジェクト

目指す姿

◆地震や風水害などの災害に強く、安全・安心に暮らせるまちを目指します。

プロジェクトの方針

① 地域防災体制の整備促進

自助・共助の防災意識向上のための防災教育の推進を図るとともに、地域における人材育成の促進や災害時要援護者支援などの地域防災体制の確立に向けた、町民との協働による取り組みを推進します。

② 災害時情報連携・伝達の強化

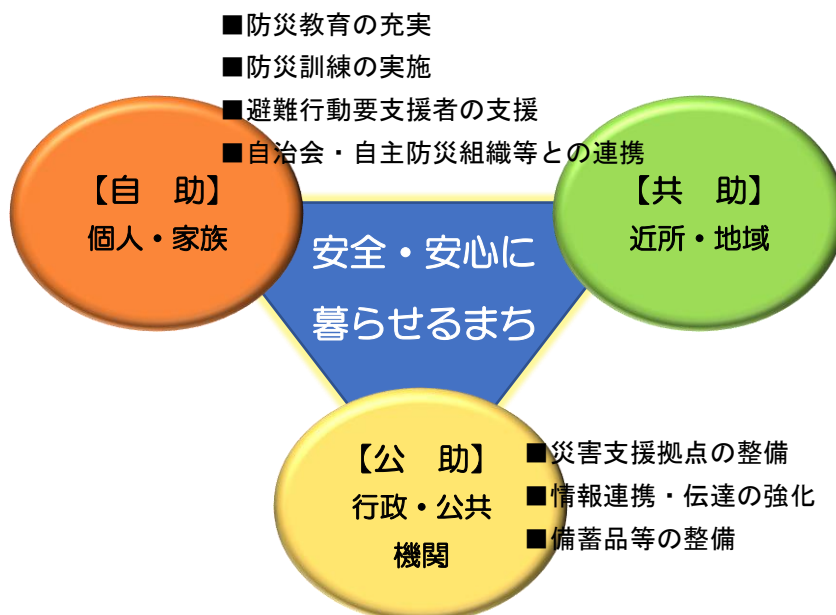
災害時に、町民が安全に避難等の行動が取れるよう、県防災システムの更新や町情報メールシステムの再整備などにより、各種情報伝達手段の連携を強化するとともに、土砂災害警戒区域の追加や内水情報を含んだハザードマップの更新など、防災情報を町民に周知する取り組みを推進します。

③ 災害支援拠点の整備促進

大規模災害時に、防災関係機関はもとより、民間事業者等と広く連携を図り、迅速かつ的確な支援を行うことができるよう、ふれあいプラザさかえ、ドラムの里、布鎌小学校それぞれの周辺エリアに支援拠点を確保し、減災の取り組みを推進します。

なお、施設等のハード整備に当たっては、施設の規模や財源、維持管理コストなど、将来の財政面への影響を十分考慮して、計画的な整備の推進に努めます。

【プロジェクトのイメージと主な取組の例】



(5) 時代のニーズに対応したまちづくりプロジェクト

目指す姿

- ◆脱炭素化に向けた取り組みが、町民の温暖化対策等への理解促進や行動変容のもと、持続的に行われることを目指します。
- ◆急速なデジタル社会の進展に対応し、デジタル技術を効果的に活用した住民サービスが開されることを目指します。

プロジェクトの方針

① 再生可能エネルギーの活用促進

地球温暖化対策を推進するため、公共施設における太陽光発電設備の導入や家庭・企業等への普及促進のほか、その他の再生可能エネルギーの活用へ向けた取り組みを推進します。

特に、災害発生時に活動拠点となる公共施設等において、被災時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化したZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現についても、長寿命化対策と合せて検討を進めます。

② 省エネルギー化の促進

節電や省エネルギー化を促進させるため、公共施設・家庭等における省エネルギー設備やエコカーの導入及び省エネ住宅の普及促進などの取り組みを推進します。

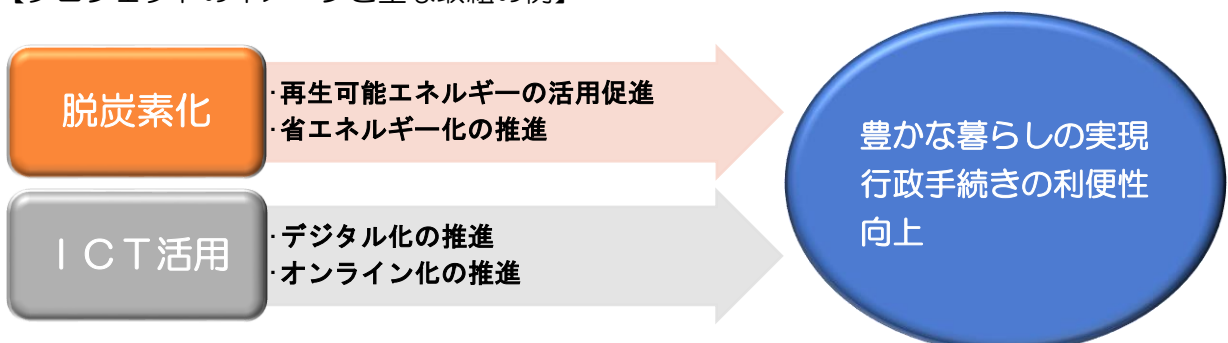
③ ICT活用による行政手続きの利便性向上

コロナ禍における新しい生活様式への対応や便利な暮らしの実現を図るため、マイナンバーカードの利用拡大と併せ、各種行政手続きや相談窓口等のオンライン化及びキャッシュレス化を推進し、町民の利便性を向上させる取り組みを推進します。

④ デジタル活用の促進

スマートフォンの普及や5Gなどの通信技術の進展に対応した便利で快適な暮らしの実現を図るため、デジタル技術を取り入れた社会課題解決に向けた新しいサービスが様々な分野で創出され、町民が身近な生活の場面で、デジタル化の恩恵を受けられる取り組みを推進します。

【プロジェクトのイメージと主な取組の例】



第3章. SDGs 推進に向けた取り組み

1. SDGs とは

SDGs は、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を期限とする先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

これを受け、国では、2016年5月、政府内に「SDGs 推進本部」が設置されるとともに、同年12月には同本部により「SDGs 実施指針」が決定され、2030年までにSDGsを達成するための中長期的な国家戦略として位置付けられています。

2. 自治体に期待されるSDGsの取組と栄町における取組

同指針では、地方自治体の役割として、広く日本全国にSDGsを浸透させる必要があり、そのためには地方自治体及びその地域で活動するステークホルダー（利害関係者）による積極的な取組を推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体が策定する各種計画にSDGsの要素を反映することが期待されています。また、2020年12月の改定では、新型コロナウイルス感染症の影響による社会全体の行動変容や国が進めている脱炭素社会の実現などの視点が盛り込まれています。

さらに、多くの民間企業をはじめ、大学等の教育機関やNPO・NGO法人などの民間機関におけるSDGsの取り組みが加速しています。

そこで、地域の先導役として本町が担う役割を果たすため、2021年10月に「栄町SDGs推進方針」を策定し、SDGs推進の方向性及び取り組みについて示したところです。

本指針では、第5次総合計画が目指す将来像「ひとが元気 まちが元気みんなでつくる水と緑のふるさとさかえ」の実現に向けた8つのまちづくりの基本目標は、SDGsと重なるものであり、本計画に掲げる政策・施策を推進することは、SDGsの達成へと繋がっていくものとし、以下の推進方策を掲げています。

- ①各種計画等への反映
- ②各課等におけるSDGsの貢献目標の設定
- ③職員への理解浸透と町民への普及等

なお、後期基本計画においても、各政策・施策がSDGsの主にとどの目標に関連しているかを整理し、SDGsの理念を踏まえたまちづくりを推進していきます。

3. SDGsの目標設定

SDGsは全世界が2030年に向けて達成すべきグローバルな目標であるため、総合計画に示すまちづくりの課題を整理し、優先順位を明確にしたうえで町独自のSDGsに取り組む必要があります。また、SDGsは17のゴール、169のターゲット及び約230の指標から構成されるものですが、その中には自治体行政の取り組みになじまない、国単位で取り組むべき課題も掲げられていることから、目標の中から町の課題に対応するゴールとターゲット及び進捗を管理するための指標を取捨選択して設定することが必要です。

そこで、2030年のあるべき姿を見据えつつ、当面は第5次総合計画の目標年次である2026年度における町将来像の実現を目指し、8つのまちづくりの基本目標を受けてSDGsの達成目標の設定を行い、その達成状況を測るための指標を設定することとします。

- 1 子育てがしやすい元気なまち
- 2 生活環境が整った元気なまち
- 3 安全で安心できる元気なまち
- 4 健康で生き生きと暮らせる元気なまち
- 5 産業が活性化し賑わいのある元気なまち
- 6 歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元気なまち
- 7 みんなの知恵と力で元気なまち
- 8 健全な行財政運営を行う元気なまち

1 子育てがしやすい元気なまち



- ・保育環境や相談体制の充実とともに、経済的負担の軽減など出産から育児まで安心して子どもを産み育てられる子育て環境が整備されている。
- ・子どもの出産から成長まで、親も子も健康に過ごせる環境がつくられている。
- ・子育てがしやすいことをきっかけにして、若者や子育て世代の定住・移住を誘導することによって、元気なまちづくりが実現している。

2 生活環境が整った元気なまち



- ・町民が住みやすく、暮らしやすい生活基盤や生活環境がつくられている。
- ・道路・公園・上下水道などの長寿命化が図られ、誰もが利用しやすい優しい生活基盤がつくられている。
- ・新たな住宅地開発の誘導や、公共交通の利便性向上により、若者を中心とした定住・移住が促進されている。
- ・ごみの減量化など環境負荷の低減が図られ、町の豊かな自然環境が守られている。

3 安全で安心できる元気なまち



- ・町民の協力を得ながら、災害に対する備えや災害発生時における迅速かつ適切に対応できる防災体制が構築され、町民の安全と財産が守られ、安心して暮らしている。
- ・救急救命体制や火災の消火体制の充実とともに、消防団など地域消防力が強化されている。
- ・町民と一体となって取り組むことにより、犯罪や交通事故が少ない地域になっている。

4 健康で生き生きと暮らせる元気なまち



- ・誰もが、思いやりの心を持って、互いに支え合い、助け合いながら、地域において健康で生き生きと暮らしている。
- ・町民の健康寿命の延伸と地域での生活の質が向上している。
- ・高齢者や障がい者など誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人らしく暮らしている。

5 産業が活性化し賑わいのある元気なまち



- ・農業経営の安定性、生産性が向上し、高付加価値化が図られている。
- ・各種支援制度の有効利用により起業・創業が生まれている。
- ・房総のむらとともに貴重な歴史・文化・自然を活かした観光が活性化している。
- ・新たな工場立地や企業誘致が進展している。

6 歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元気なまち



- ・これからの社会を支え創造する子どもたちに、基本的な生活習慣とともに、基礎・基本の習得と思考力・判断力・表現力が身につく、人間性のかん養や、望ましい勤労観・職業観が醸成されている。さらに、町の豊かな自然や歴史・文化を活用し、地域住民の協力を得ながら、ふるさとの誇りや愛着心が育まれている。
- ・誰もが地域で楽しく、心身ともに健康で生きがいのある生活を送れるよう、生涯学習の充実やスポーツが振興されているとともに、地域の教育力を活かして子どもたちが健全に育成されている。
- ・地域に根ざした芸術・文化が育成されるとともに、貴重な文化財が保護され、町民が誇りと愛着を持てるまちとなっている。

7 みんなの知恵と力で元気なまち



- ・町民と行政、さらには町民相互が共に手を携えて課題の解決に取り組み、町民が「暮らしやすさ」や「住みやすさ」を実感しながら、安心して住み続けられる協働のまちづくりが行われている。
- ・地域の絆を育みながら、お互いに支え合って、安心して地域で暮らせるまちとなっている。
- ・住民参加によるまちづくりを推進するための情報共有や、町民の声が行政に届く仕組みができています。

8 健全な行財政運営を行う元気なまち



- ・持続可能なまちづくりの実現に向けて確固とした財政基盤が構築されるとともに、職員の資質が向上し、住民サービスの向上を目指して堅実で適正な行政運営が行われている。
- ・町民の町政への関心を高められるよう行政情報の的確な公開により、公正で透明性の高い行政運営が行われている。
- ・行政サービスに必要な財源を確保しつつ、行政コストの縮減に向けた取り組みを強化し、財政の健全性が高まっている。また、目まぐるしく変化する時代に適切に対応した行財政運営が行われている。

4. SDGsの推進に資する取組





後期基本計画では、計画全体を先導するものと位置づけ、全庁をあげて施策横断的・重点的に推進する取り組みとして5つの重点プロジェクトを設定しています。

そこで、各プロジェクトにおける達成目標の進捗状況を計測・管理するための指標を設定し、定期的に施策・事業の取組状況をフォローアップしていくことにより、計画全体としてSDGsを推進していきます。




1 定住・移住促進プロジェクト

ゴール ターゲット番号	K P I	
 3, 3.7	指標：合計特殊出生率	
	現在（令和 3年度）：0.87人	令和 8年度：1.03人
 4, 4.1	指標：県標準学力テストの県平均を上回った各学年教科数の割合	
	現在（令和 3年度）：64%	令和 8年度：85%
 8, 8.5	指標：待機児童数（保育所、放課後児童クラブ）	
	現在（令和 3年度）：0人	令和 8年度：0人
 8, 8.5	指標：進出企業の雇用者数	
	現在（令和 3年度）：0人	令和 8年度：30人
 11, 11.1	指標：空き家率（空き家数／総住宅数）	
	現在（令和 3年度）：5.4%	令和 8年度：令和 5年度実施予定の空き家調査結果により設定
 11, 11.3	指標：人口社会増減（転入数－転出数）	
	現在（令和 3年度）：10人	令和 8年度：15人



2 産業活性化プロジェクト

ゴール ターゲット番号	K P I	
 2, 2.4	指標：経営耕地面積	
	現在（令和 2年度）：1,156ha	令和 8年度：1,100ha
 8, 8.5	指標：失業率（完全失業者数／労働力人口）	
	現在（令和 2年度）：6.46%	令和 7年度：4%
 9, 9.2	指標：製造品出荷額等	
	現在（令和 2年度）：30,889百万円	令和 8年度：31,000百万円
 12, 12.b	指標：観光客総入込数	
	現在（令和元年度）：418千人	令和 8年度：500千人




3 協働のまちづくり推進プロジェクト

ゴール ターゲット番号	K P I	
 5 ジェンダー平等を 実現しよう 5.5	指標： 審議会等に占める女性の割合	
	現在（令和 3年度）：22%	令和 8年度：30%
 16 平和と公正を すべての人に 16.7	指標： 住民活動支援センター利用者数	
	現在（令和元年度）：8,201人	令和 8年度：8,000人
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう 17.16 17.17	指標： 地域活動実践者数	
	現在（令和 3年度）：19人	令和 8年度：20人

4 災害に強いまちづくりプロジェクト

ゴール ターゲット番号	K P I	
 11 住み続けられる まちづくりを 11.b	指標： 防災訓練参加者数	
	現在（令和 3年度）：758人	令和 8年度：2,000人
	指標： 個別避難計画策定率	
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう 17.17	現在（令和 3年度）：4%	
	令和 8年度：100%	
	指標： 避難者運営委員会設置数	
現在（令和 3年度）：—	令和 8年度：5箇所	

5 時代のニーズに対応したまちづくりプロジェクト

ゴール ターゲット番号	K P I	
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 7.2	指標： 再生可能エネルギー導入容量	
	現在（令和 3年度）：8,744kw	令和 8年度：9,700Kw
 13 気候変動に 具体的な対策を 13.1 13.2	指標： 温室効果ガス排出量（町事務事業ベース）	
	現在（令和元年度）：2,121t-CO ₂	令和 8年度：1,800t-CO ₂
 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 9.C 9.X	指標： 行政手続きのオンライン件数	
	現在（令和 3年度）：27件	令和 8年度：30件
	指標： オープンデータ公開件数	
現在（令和 3年度）：10件	令和 8年度：40件	

分野別施策のページの構成と見方

基本目標 1 子育てがしやすい元気なまちをつくる

政策 1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します

SDGsのゴール

政策の主な事業の取組に該当するSDGsのマークを記載しています。



現況と課題

政策毎に町の現状と課題を記載しています。

(1)現況と課題

- ◆本町では、近年の保育所への入園希望者の増加に対応するために、町内保育所の保育士新規採用を支援したことで、令和2年度以降、待機児童数ゼロが継続されています。今後も保育ニーズに対応するための保育所の整備や保育士の確保・支援など、保育環境の充実に取り組む必要があります。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子育て支援センターの利用者数が減少傾向にあります。このような状況下においても、町民への子育て支援が滞らないよう、支援体制の強化に努める必要があります。
- ◆安心して子どもを産み育てられる環境を整備するためには、子育て家庭の経済的負担を軽減することが重要です。そこで、出産・子育てへの助成や子ども医療費の助成制度を拡大するなど、子育て環境の更なる充実が必要です。
- ◆少子化や核家族化の進展や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、身近な相談相手や親子同士の交流などが少なくなってきました。そこで、子育て中の親子が気軽にに行ける場であるキッズランドの利用者数増への取組みや、子育て相談員や子育て包括支援センターの保健師等が妊産婦・乳幼児などの状況を継続的に把握し、適切な情報提供や相談支援等を充実にさせていく必要があります。

施策の体系

政策を構成する施策の体系を示しています。

(2)施策の体系

政策 1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します

施策 1-1-1 保育環境の充実

施策 1-1-2 子育て世帯の経済的負担の軽減

施策 1-1-3 子育ての情報提供・相談支援の充実

(3)施策の内容

施策 1-1-1 保育環境の充実 福祉・子ども課

目指す成果

保育所や児童クラブなどの運営を支援することで、保育環境が整備され保護者が安心して仕事ができる。

成果指標

指標 1	保育所待機児童数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0人 (令和3年度)	0人	0人	0人	0人
説明	10月1日の保育所の待機児童数			
指標 2	児童クラブ待機児童数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0人 (令和3年度)	0人	0人	0人	0人
説明	10月1日の児童クラブの待機児童数			

主な事業

事業 1	(継続) 保育委託事業
保育需要に的確に対応するため、保育所等における保育を委託し、安定した保育環境を整備します。	
事業 2	(拡充) 保育士確保支援事業
待機児童発生の要因の一つでもある保育士不足を解消するため、保育士の人材確保や職場定着を支援します。	
事業 3	(継続) 放課後児童クラブ運営事業
保護者が昼間家にいない児童に対し、授業の終了後等、小学生に適切な遊びや生活の場を提供していきます。	
事業 4	(拡充) 子育てファミリー・サポートセンター運営事業
子育て中の家庭を支援するため、子どもの送迎や預かりなど地域の中で助け合いながら行う子育てを支援します。	
事業 5	(継続) 子ども・子育て支援計画策定事業
子ども・子育て支援に関する総合的な事業計画推進のため、第3期計画(令和7年度から令和11年度)を策定します。	
事業 6	(継続) 保育所整備支援事業
保育所の定員を確保するため、事業の運営を支援するとともに現行の保育所等を運営している事業者に対し、保育所等の整備を支援していきます。	
事業 7	(拡充) DV・児童虐待防止対策の推進
虐待の早期発見や配偶者からの暴力の対応について、専門職を配置するなど体制を強化するとともに、関係機関と連携し、被害者の安全確保と自立に向け支援していきます。	

目指す成果

施策毎に、計画の最終年度の令和8年度に実現すべき目指す成果を示しています。

成果指標

目指す成果の達成度を測る指標を設定しています。

- ・町が実施主体でない施策は指標を設定していません。
- ・現状値について、コロナ禍前の数値を採用している場合があります。

主な事業

目指す成果を達成するための必要な事業のうち主要なものを示しています。

主な事業の中には、1つの事業が複数箇所に記載されている場合がありますが、1箇所を主たる施策に位置づけ、それ以外は事業の末尾に【再掲】を記しています。

基本目標 1 子育てがしやすい元気なまちをつくる

政策 1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します



(1) 現況と課題

- ◆本町では、近年の保育所への入園希望者の増加に対応するために、町内保育所の保育士新規採用を支援したことで、令和2年度以降、待機児童数0が継続されています。今後も保育ニーズに対応するための保育所の整備や保育士の確保・支援など、保育環境の充実に取り組む必要があります。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子育て支援センターの利用者数が減少傾向にあります。このような状況下においても、子育て支援が滞らないよう、支援体制の強化に努める必要があります。
- ◆安心して子どもを産み育てられる環境を整備するためには、子育て家庭の経済的負担を軽減することが重要です。そこで、出産・子育てへの助成や子ども医療費の助成制度を拡大するなど、子育て環境の更なる充実が必要です。
- ◆少子化や核家族化の進展や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、身近な相談相手や親子同士の交流などが少なくなってきました。そこで、子育て中の親子が気軽に行ける場であるキッズランドの利用者数増への取り組みや、子育て相談員や子育て包括支援センターの保健師等が妊産婦・乳幼児などの状況を継続的に把握し、適切な情報提供や相談支援等を充実させていく必要があります。

(2) 施策の体系

政策1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します

施策1-1-1 保育環境の充実

施策1-1-2 子育て世帯の経済的負担の軽減

施策1-1-3 子育ての情報提供・相談支援の充実

(3) 施策の内容

施策 1-1-1

保育環境の充実

福祉・子ども課

目指す成果

保育所や放課後児童クラブなどの運営を支援することで、保育環境が整備され保護者が安心して仕事ができている。

成果指標

指標 1	保育所待機児童数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0人 (令和 3 年度)	0人	0人	0人	0人
説明	1 0 月 1 日の保育所の待機児童数			

指標 2	放課後児童クラブ待機児童数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0人 (令和 3 年度)	0人	0人	0人	0人
説明	1 0 月 1 日の放課後児童クラブの待機児童数			

主な事業

事業1	(継続) 保育委託事業
保育需要に的確に対応するため、保育所等における保育を委託し、安定した保育環境を整備します。	
事業2	(拡充) 保育士確保支援事業
待機児童発生の要因の一つでもある保育士不足を解消するため、保育士の人材確保や処遇の改善に取り組みます。	
事業3	(継続) 放課後児童クラブ運営事業
保護者が昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等、小学生に適切な遊びや生活の場を提供していきます。	
事業4	(拡充) 子育てファミリー・サポートセンター運営事業
子育て中の家庭を支援するため、子どもの送迎や預かりなど地域の中で助けあいながら行う子育てを支援します。	
事業5	(継続) 子ども・子育て支援計画策定事業
子ども・子育て支援に関する総合的な事業計画推進のため、第3期計画（令和7年度から令和11年度）を策定します。	
事業6	(継続) 保育所整備支援事業
保育所の定員を確保するため、事業の運営を支援するとともに現行の保育所等を運営している事業者に対し、保育所等の整備を支援していきます。	

目指す成果

子ども医療費などの助成制度を利用することにより、子育て世帯の経済的な負担が軽減され、安心して子どもを生み育てることができる。

成果指標

指標 1	合計特殊出生率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0.87人 (令和 3 年度)	0.91人	0.95人	0.99人	1.03人
説明	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計			

主な事業

事業 1	(拡充) 医療費助成事業
子育て世帯の医療費の負担軽減や高校生医療費の現物給付化を推進します。また、児童を養育しているひとり親家庭等の医療費を助成します。	
事業 2	(継続) 子育て祝金支給事業
子どもの誕生を祝福し、出産費用の負担軽減を図るため、出産祝金を支給します。	
事業 3	(継続) 保育の無償化推進事業
子育て世帯の保育料の負担軽減を図るため、多子世帯に係る保育料について助成します。	
事業 4	(新規) 出産・子育て応援事業
安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産・子育て応援給付金を一体的に実施します。	

目指す成果

子育て支援サービスの情報発信や、子育てに関する悩みや相談がいつでも出来る環境を整備することで、保護者が気持ちに余裕を持って楽しく子育てができています。

成果指標

指標 1	キッズランドの延べ利用者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
10,816人 (令和元年度)	14,300人	14,400人	14,500人	14,500人
説明	キッズランド（子育て情報・交流館アップR）の年間延べ利用者数			

指標 2	出張子育て相談利用者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
— (令和 3 年度)	200人	220人	240人	260人
説明	出張子育て相談（はっぴいルーム）の年間利用者数			

主な事業

事業 1	(継続) キッズランド運営事業
乳幼児を持つ保護者同士の交流や子育ての情報提供・相談・助言等を行う子育て支援拠点『キッズランド』を運営し、子どもの健やかな育ちを支援します。	

事業 2	(拡充) 子育て相談支援事業
子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図るため、小児科医による乳児相談や発達相談、身近な地域において気軽に相談できる出張相談、また、オンライン相談など、多様な相談体制を整備します。	

事業 3	(拡充) 育児応援塾事業
子育て中の父親を対象とした家事や子育てに関する講座の開催や、親子で一緒に体験する機会を通じた子育て世帯間の交流を支援します。	

事業 4	(新規) 子ども家庭支援事業
虐待の早期発見や配偶者からの暴力の対応について、専門的な相談対応や予防等を行うとともに、関係機関と連携しながら被害者の安全確保や自立、子どもの健やかな成長を支援します。	

事業 5	(新規) 子どもの居場所づくり推進事業
地域における子どもの適切な遊びや家庭で問題を抱える子どもたちの生活の場など、子どもたちが安心して過ごすことのできる場所を確保していきます。	

政策1-2 子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します



(1) 現況と課題

- ◆妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・育児に対するきめ細かな対応が求められています。町では、令和3年より、産婦健診事業を創設し、産後の心身の健康状態にあわせた支援や必要なサービス利用につなげる取組を進めていますが、今後も妊娠期からの親の支援に取り組んでいく必要があります。
- ◆乳幼児期の疾病や異常の早期発見・予防のため、乳幼児健診や予防接種を実施しています。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止の徹底とともに、事前予約制の導入や時間枠内に定員を設ける等の対策を行っており、今後も感染の防止対策に考慮して取り組む必要があります。

(2) 施策の体系

政策1-2 子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します

施策1-2-1 妊娠・産後期の包括的な健康支援

施策1-2-2 乳幼児への健康づくりの支援

(3) 施策の内容

施策 1-2-1 妊娠・産後期の包括的な健康支援

福祉・子ども課

目指す成果

妊娠時からの健康状態を把握し、育児や健康の保持・増進のための知識の提供や支援により、妊産婦の健康が保たれている。

成果指標

指標 1	産婦健診の受診率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
58.6% (令和 3 年度)	65%	75%	85%	95%
説明	産婦健康診査の利用者割合			

主な事業

事業 1	(継続) 子育てケアプラン作成事業
妊娠届出の機会に、保健師等の専門職が面接を行い、子育てのステージに応じたサービスや相談先など一人一人に対応した子育てケアプランを作成します。	
事業 2	(継続) 妊婦健診事業
妊娠期における自身と子の健康状態を知ることで自ら適切な健康管理ができるよう妊婦健康診査を実施します。	
事業 3	(拡充) 産婦健診事業
産後の心身の健康状態や子の育児の状況を早期に把握し、産後の初期段階における母子に対する支援ができるよう産婦健康診査を実施します。また、里帰り先でも受診ができるよう償還払いなどにも対応していきます。	
事業 4	(新規) 妊産婦支援事業
妊娠・出産や子育てに関する悩みや不安を解消し安心して出産・育児ができるよう、産前・産後のサポートや産後ケアを実施します。また、利用者負担を軽減するなど利用しやすい体制を整備します。	

目指す成果

子どもの発育・発達の状態を把握し、疾病等の早期発見・早期治療につなげることにより、乳幼児の健康が保たれている。

成果指標

指標 1	1歳6ヶ月児健診の受診率			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
83.8% (令和3年度)	100%	100%	100%	100%
説明	—			

主な事業

事業 1	(拡充) 乳児健診事業
乳児期の健康状態や発育発達を確認し、適切な治療につながるよう、乳児健康診査を実施します。また、難聴の早期発見・早期治療のため、生後間もない時期に新生児聴覚スクリーニング検査を追加実施します。	
事業 2	(拡充) 幼児健診事業
子どもの健康状態・発達発育の状況を知り、適切な健康管理ができるよう、幼児健診や精密検査等を実施します。また、3歳児検診において弱視の早期発見・早期治療のため屈折検査スクリーニング機器による検査を実施します。	
事業 3	(拡充) 予防接種事業
感染のおそれのある疾病の発症やまん延を防止するため、予防接種法に基づき予防接種を実施します。また、新たに骨髄移植等により再接種が必要となった際の費用の一部を助成します。	

政策 1-3 若者や子育て世代の定住・移住を促進します



(1) 現況と課題

- ◆本町では、若い世代の転出を抑え転入者を増加させるため、定住・移住施策を推進しており、令和3年度の町の人口動態では、転入者が転出者を10人上回る「社会増」となりました。これは、平成9年度以来24年度ぶりとなり、一定の成果があったといえます。
- ◆この傾向が、一過性のものとならないよう、引き続き、若者や子育て世代の定住・移住やUターン者向けの奨励金などを利用した定住・移住促進をより一層取り組む必要があります。あわせて、民間宅地開発事業者に働きかけ、受け皿となる新たな住宅地開発や集合住宅などの建築を誘導する必要があります。
- ◆また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降に定着した、リモートワークに対応した住環境を整えることにより、新たな定住・移住ニーズに対応する必要もあります。

(2) 施策の体系

政策1-3 若者や子育て世代の定住・移住を促進します

施策1-3-1 定住・移住の推進

施策1-3-2 新たな住宅地開発の推進【再掲】

(3) 施策の内容

施策 1-3-1

定住・移住の推進

まちづくり課

目指す成果

定住・移住制度の認知度が高まり、奨励金制度等の活用が促進され、若者や子育て世代の定住・移住者が増加している。

成果指標

指標 1	子育て世代の転入世帯数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
39世帯 (令和 3 年度)	42世帯	43世帯	44世帯	46世帯
説明	奨励金制度を利用して転入した子育て世帯数			

指標 2	若者（18～34歳）の人口構成率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
12.5% (令和 3 年度)	12.7%	13.0%	13.2%	13.5%
説明	毎年4月1日時点の18歳～34歳の人口の割合			

指標 3	タウンセールスによる転入世帯数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
26件 (令和 3 年度)	32件	35件	38件	41件
説明	訪問した不動産業者等の紹介による転入世帯数			

主な事業

事業 1	(継続) 子育て世代の定住・移住の促進事業
新たに住宅を取得した方に定住・移住奨励金を交付します。また、子育て世代の定住・移住を促進するため、中学生以下の子のいる転入世帯に子ども加算金を交付します。	
事業 2	(継続) Uターン者の定住・移住の促進事業
町外に転出していた子どもが、仕事や結婚、親の面倒を見るためUターンして転入した場合に、親へ支援金を交付します。	
事業 3	(拡充) タウンセールス (定住・移住) 推進事業
若い世代の転入を促進するため、町の住宅情報や定住・移住制度の紹介のほか、子育て支援制度等を含めた総合的なPR活動に取り組みます。	
事業 4	(新規) 大学生等の定住・移住促進事業
栄町から大学等へ通学する学生の経済的負担の軽減と定住・移住を促進するため、通学定期代を補助します。	
事業 5	(新規) 在宅勤務者移住促進事業
コロナ禍の影響等において、リモートワークのために転入してきた方に、在宅勤務に必要な環境整備の一助として応援金を交付します。	

目指す成果

安食駅周辺などへの若者や子育て世代の定住・移住のため、新たな住宅地開発や集合住宅の建設が増加している。

成果指標

指標 1	新規住宅開発地内の住宅建築戸数【再掲】			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
8戸 (令和 3 年度)	14戸	15戸	17戸	17戸
説明	-			

主な事業

事業 1	(拡充) 住宅地開発誘導事業【再掲】
利便性の高い安食駅南側地区や有効的な土地利用が見込めるその他の地区においても、定住・移住の受け皿を整備するため、新たな住宅地開発を誘導します。	

基本目標 2 生活環境が整った元気なまちをつくる

政策 2-1 快適な住環境の整備を推進します



(1) 現況と課題

- ◆現在整備が進められている主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスの完成により、北千葉道路を経由した東京方面への広域交通利便性の向上が期待されています。今後は、更なる利便性の向上のため、若草大橋先線の事業計画化などが求められています。また、町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行う必要があります。
- ◆良好な住環境を維持するうえで、町民の憩いの場所となる公園は、経年による老朽化した施設の整備が課題となっています。そこで、町民が安全・安心に利用できるように、特に老朽化した公園を計画的に整備するとともにバリアフリー化を推進し、適正な維持管理を行う必要があります。また、近年の大規模災害などにより、町民の防災に関する意識が高まっていることから、避難場所等としての改修も必要となっています。
- ◆安食駅の利便性向上及び利用環境を改善するため、現在駅舎改築等の検討を進めており、その実現に向けた取組が必要となっています。また、町内の公共交通網の拡充に向け、路線バスや循環バスの利便性向上とともに、新たな公共交通システムの導入の検討が必要となっています。

(2) 施策の体系

政策2-1 快適な住環境の整備を推進します

施策2-1-1 国道、県道の整備促進

施策2-1-2 町道の整備と適正な維持管理の推進

施策2-1-3 公園等の整備と適正な維持管理の推進

施策2-1-4 鉄道の利便性向上

施策2-1-5 交通ネットワークの充実

施策2-1-6 地籍調査の推進

(3) 施策の内容

施策 2-1-1

国道、県道の整備促進

建設課

目指す成果

交流人口を増やし、沿道開発の促進を図るため国道、県道の整備を促進することにより、交通利便性が向上している。

主な事業

事業 1	(継続) 国道、県道の整備促進事業
県道成田安食線安食交差点改良工事、国道356号バイパス道路改良工事などの進捗を図るとともに、若草大橋先線の早期事業計画化について県に要望していきます。	
事業 2	(新規) 事業推進のための支援事業
県が行う用地や補償等の交渉の際に、関係者との調整に協力するなど事業の早期完了を支援していきます。	

目指す成果

町道を計画的に整備し、適正な維持管理を行うことで、子どもたちをはじめ町民が安全・安心に利用している。

成果指標

指標 1	町道の整備延長			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1,437m (令和 3 年度)	625m	550m	550m	275m
説明	町道の改良や舗装修繕等による整備延長			

指標 2	道路に関する要望への対応率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
85% (令和 3 年度)	100%	100%	100%	100%
説明	町民等からの道路に関する要望件数に対する対応件数の割合			

主な事業

事業1	(継続) 前新田地区町道新設事業
前新田地区に新規住宅開発を誘導するため、町道の新設工事を行います。	
事業2	(継続) 矢口地区町道拡幅事業
矢口工業団地拡張事業の進捗に併せ、矢口地区町道の拡幅等の改良工事を行います。	
事業3	(拡充) 通学路整備事業
子どもたちが安全で安心して通行できるように、歩道のない通学路へ歩道の新設や車両の飛込み防止対策工事を行います。	
事業4	(継続) 橋梁整備事業
町民が安全で安心して通行できるように、老朽化した橋梁の整備工事を行うとともに、定期的な点検により適切な更新計画を策定します。	
事業5	(継続) 町道舗装修繕事業
町民が安全で安心して通行できるように、老朽化した舗装の修繕工事を行います。	
事業6	(継続) 町道維持管理事業
町民が安全で安心して通行できるように、定期的な道路パトロールの結果や町民からの情報などにより不具合箇所の修繕工事を行います。また、老朽化した道路照明の更新工事を行います。	
事業7	(継続) バリアフリー化事業
高齢者や障がい者が安全で安心して通行できるように、歩道部の段差を解消するバリアフリー化工事を行います。	

目指す成果

公園等のバリアフリー化等の整備を計画的に行い、町民が安全・安心に利用できるよう適正な維持管理を行っている。また、大規模災害時に、町の災害支援拠点となる公園を、防災機能を兼ね備えた公園に改修することで、町民の安全・安心が確保されている。

成果指標

指標 1	公園のバリアフリー化率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
14. 3% (令和 3 年度)	25. 7%	31. 4%	37. 1%	42. 9%
説明	全公園に対するバリアフリー化対策済み公園の割合			

主な事業

事業 1	(拡充) 公園等整備事業	まちづくり課
町民が安全で安心して利用できるように、公園を計画的に改修します。また、大規模災害などによる災害支援拠点として、安食台第一近隣公園などを防災機能を備えた公園に改修します。		
事業 2	(継続) 公園バリアフリー化事業	建設課
幼児からお年寄りまでが、安全で安心して利用できるように公園の計画的なバリアフリー化を行います。		
事業 3	(継続) 公園等管理事業	まちづくり課
子どもたちや高齢者・障がい者の方などが、安全・安心に利用できるように、定期的な点検の実施や、町民要望への対応を行い施設等を良好な状態に維持管理します。		

目指す成果

駅のバリアフリー化や利用環境を整備することにより、駅利用者の利便性が向上している。

成果指標

指標 1	JR安食駅乗降者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3,636人 (令和 3 年度)	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
説明	各年度のJR安食駅乗降者数			

主な事業

事業 1	(拡充) 安食駅駅舎改築事業	企画政策課
誰もが利用しやすい駅にするため、施設のバリアフリー化対策と公共施設との複合化を推進します。		
事業 2	(新規) 南北自由通路整備事業	建設課
町民が安全で安心して通行できるよう、老朽化した南北自由通路にバリアフリー化対策を講じるなど改修工事を実施します。		
事業 3	(継続) 成田線活性化推進事業	企画政策課
成田線利用環境向上のため、増発や接続改善などについて J R 東日本に対し積極的に要望活動を行うとともに、沿線活性化のためのイベントなどを実施します。		
事業 4	(継続) 安食駅利便性向上事業	企画政策課
安食駅の利便性の向上を図るため、窓口営業時間外の券売機の稼働や非常停止ボタンの設置などについて、J R 東日本に対し積極的に要望活動を実施します。		

目指す成果

新たな交通ネットワークの構築により、町民の交通利便性が向上している。

成果指標

指標 1	公共交通の利用者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
66,082人 (令和 3 年度)	67,000人	70,000人	73,000人	73,000人
説明	路線バス、循環バス及び新たな交通形態の利用者数			

主な事業

事業 1	(継続) 路線バス維持事業
地域の生活交通として重要な安食駅から竜角寺台間の路線バスについて、事業者を支援し運行を維持していきます。	

事業 2	(継続) 循環バス運行事業
公共交通空白地域の解消と高齢者など車を運転できない町民の移動手段を確保するため、町内循環バスを運行します。	

事業 3	(継続) 印旛日本医大駅行新規バス路線実証実験事業
町民の移動手段の選択肢を広げるため、県道鎌ヶ谷本埜線バイパスの開通に合わせ、安食駅から北総線印旛日本医大駅方面へのバス路線の実証実験を実施します。	

事業 4	(新規) 地域公共交通計画事業
既存の路線バスや循環バスを含めて、町として望ましい新たな交通体系を構築します。	

目指す成果

土地の地番・地積・境界等を明確にすることで、土地取引・公共事業の円滑化や課税の適正化が図られている。

成果指標

指標 1	地籍調査の成果面積			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
419ha (令和 3 年度)	501ha	536ha	571ha	621ha
説明	一筆地調査の結果を基に地籍簿と地籍図の案を作成し、土地所有者に縦覧した累計面積（地籍調査対象面積2,074ha）			

主な事業

事業 1	(継続) 地籍調査事業
地籍調査実施計画に基づき、布鎌地区の未実施地区及び安食地区の一部を順次、調査していきます。	

政策 2-2 賑わいのある住宅地整備を促進します



(1) 現況と課題

- ◆本町では、若い世代の転入者を増加させるため、定住・移住施策を推進していますが、転入者を受け入れる受け皿が少なくなっている状況です。そのため、民間宅地開発事業者と連携し、新たな住宅地開発や集合住宅などの建築を誘導する必要があります。
- ◆転入者を増加させるための受け皿として、空家を有効に活用するため、令和2年3月に「栄町空家等対策計画」を策定しました。今後は、同計画に基づき、空家の適正管理と、有効活用に向けた取組を進めていく必要があります。
- ◆賑わいのある住宅地の整備を促進するため、令和4年7月に「栄町立地適正化計画」を策定しました。今後は、同計画に基づく、適切な住宅地開発指導や、社会資本整備総合交付金を活用した安食駅周辺の都市機能の充実など、計画的な都市づくりに取り組む必要があります。

(2) 施策の体系

政策2-2 賑わいのある住宅地整備を促進します

施策2-2-1 新たな住宅地開発の推進

施策2-2-2 空き家等の活用の促進

施策2-2-3 計画的な都市づくりの推進

(3) 施策の内容

施策 2-2-1

新たな住宅地開発の推進

まちづくり課

目指す成果

安食駅周辺などへの若者や子育て世代の定住・移住のため、新たな住宅地開発や集合住宅の建設が増加している。

成果指標

指標 1	新規住宅開発地内の住宅建築戸数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
8戸 (令和 3 年度)	14戸	15戸	17戸	17戸
説明	—			

主な事業

取組 1	(拡充) 住宅地開発誘導事業
利便性の高い安食駅南側地区や有効的な土地利用が見込めるその他の地区においても、定住・移住の受け皿を整備するため、新たな住宅地開発の誘導に取り組みます。	

目指す成果

空き家バンク制度により、空き家等の流通が活性化して利活用が促進されている。

成果指標

指標 1	空き家バンクの成約件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2件 (令和 3 年度)	4件	5件	6件	7件
説明	各年度における空き家バンク登録物件の成約件数			

主な事業

事業 1	(継続) 空き家バンク活用の促進事業
空き家の所有者に対し空き家バンク登録制度のPRを行い、新規登録件数を増加させることにより、空き家バンクの活用を促進します。	
事業 2	(新規) 空き家等実態調査事業
適切な管理の行われていない空き家等の実態を把握し、所有者に対して適切な管理や有効活用等を促すことにより、計画的・効率的に空き家対策に取り組みます。	
事業 3	(新規) 空き家等適正管理事業
栄町空家等対策計画に基づき、特定空き家等の認定及び管理に関する措置などを空き家関連法の改正を見据えて行うため、栄町空家等対策協議会を設置します。	

目指す成果

都市計画マスタープランの見直しを行い、適切な土地利用により、町民が住みやすい良好な住環境が確保されている。

成果指標

指標 1	市街化区域内の人口密度				まちづくり課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
4,871人 (令和 3 年度)	4,731人	4,688人	4,645人	4,602人	
説明	市街化区域内の人口密度 (人/k㎡)				

主な事業

事業 1	(継続) 耐震対策事業	まちづくり課
住宅の耐震化に関する相談体制を充実し、耐震診断・耐震改修を支援します。		
事業 2	(継続) 都市再生整備計画推進事業	企画政策課 建設課
安食駅周辺を中心とした、都市機能の集積によるコンパクトなまちづくりを進めるため、都市再生整備計画を策定します。		
事業 3	(継続) 立地適正化計画推進事業	まちづくり課
計画的に居住機能及び都市施設機能等の誘導を行い、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します。		
事業 4	(継続) 地区計画推進事業	まちづくり課
町民が住みやすく良好な住環境を確保するため、現状にあった地区計画の見直しの検討を行うなど、適切な土地利用を推進します。		
事業 5	(継続) 宅地開発等指導事業	まちづくり課
新たな市街地の形成や、まちの活性化に寄与する開発等についての相談などに対し、開発指導要綱等に基づき適切に指導します。		
事業 6	(新規) 宅地耐震化推進事業	まちづくり課
大規模盛土造成地について、地震等による被害を未然に防ぐため、造成地の安全性確認調査を実施するなど、宅地の耐震化対策を推進します。		
事業 7	(新規) 都市計画マスタープラン策定事業	まちづくり課
様々な社会情勢の変化に対応したまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランを見直します。		

政策 2-3 恵まれた自然環境の保全を推進します



(1) 現況と課題

- ◆地球温暖化の原因は温室効果ガスの増加と言われ、国においては、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け取り組んでおり、近隣でも「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明する自治体が見られる中、町でも国の目標を達成するための各種取り組みが求められています。
- ◆良好な生活環境を次世代に引き継いでいくためには、恵まれた自然環境の維持・保全や環境負荷の軽減に取り組むことが求められています。そのため、合併処理浄化槽への転換補助事業の推進や、野焼きの防止・違法埋立て等の指導を強化するとともに、あき地の雑草繁茂対策や環境美化活動など、良好な環境の保全に取り組む必要があります。
- ◆老朽化が著しい下水道施設を計画的に改築更新するため、令和3年3月に「公共下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。今後は、同計画に基づき、改築更新工事を行うとともに施設の維持管理を適正に行い、環境基準に適合した処理水を放流する必要があります。

(2) 施策の体系

政策2-3 恵まれた自然環境の保全を推進します

施策2-3-1 自然環境の保全と良好な生活環境の確保

施策2-3-2 再生可能エネルギーの導入促進

施策2-3-3 公共下水道施設整備の推進

施策2-3-4 公共下水道の適正管理

(3) 施策の内容

施策 2-3-1

自然環境の保全と良好な生活環境の確保

環境協働課

目指す成果

公害による被害の無い衛生的で美観の整った良好な生活環境が維持され、おいしい水が提供されるなど快適な生活が保たれている。

成果指標

指標 1	合併処理浄化槽の設置件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5基 (令和 3 年度)	5基	5基	5基	5基
説明	町補助金で設置された合併処理浄化槽の設置数			

指標 2	雑草除去指導件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
77件 (令和 3 年度)	70件	70件	70件	70件
説明	条例に基づくあき地の雑草除去指導件数			

主な事業

事業 1	(継続) 合併処理浄化槽への転換補助事業	環境協働課
公共用水域の水質汚濁の改善を図るため、単独処理浄化槽又はくみ取り式から合併処理浄化槽への転換者に対し補助金を交付します。		
事業 2	(継続) 野焼きの防止・違法埋立て等指導事業	環境協働課
地域の環境保全のために、野焼き、未許可による埋立てや、その他の公害の監視指導に取り組みます。		
事業 3	(継続) 大気汚染等の情報提供事業	環境協働課
光化学スモッグやPM2.5の注意報・警報などの大気汚染情報を迅速に防災メールや防災無線で町民へ情報提供します。		
事業 4	(継続) あき地の繁茂対策事業	環境協働課
あき地の雑草繁茂を防止するため、管理不良状態の所有者に対し条例に基づき適切に指導します。		
事業 5	(継続) ペットの適正飼育事業	環境協働課
ペットの飼育に関するマナー向上に向けた啓発を実施するとともに、狂犬病予防注射の必要性を周知し、適正な飼い方を促します。		
事業 6	(継続) 水道の広域供給事業	環境協働課
美味しい水を安定供給するため、長門川水道企業団が行う水道事業を支援するとともに、水道料金の高騰を抑制し受益者の負担軽減を図ります。		
事業 7	(継続) 美化運動の推進事業	環境協働課
町民や各種団体等と協力し、ごみ拾いなどの環境美化活動を推進します。また、不法投棄防止のため、啓発看板の設置やパトロールを実施します。		

目指す成果

大気環境への負荷が低減されるよう、太陽光発電などの再生可能エネルギーやエコカー等の導入により、温室効果ガスの排出が抑制されている。

成果指標

指標 1	住宅用脱炭素設備の設置補助件数			環境協働課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
8 件 (令和 3 年度)	8 件	8 件	8 件	8 件
説明	家庭用燃料電池システム等の設置補助件数			

指標 2	公用車のエコカー保有台数			財政課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5 台 (令和 3 年度)	6 台	7 台	8 台	9 台
説明	ハイブリッド自動車・電気自動車等の低公害車保有台数 (累計)			

主な事業

事業 1	(継続) 住宅用脱炭素設備設置助成事業	環境協働課
住宅への脱炭素設備の導入を促進するために家庭用燃料電池システム等の設置者に対し補助金を交付します。		

事業 2	(拡充) 公共施設等大規模改修(長寿命化)事業【再掲】	財政課
建築年度や老朽化状況を考慮し、計画的に改修工事を行います。		

事業 3	(新規) エコカー導入事業	財政課
電気自動車やハイブリッド自動車等、エコカーの優先導入を図り、公用車両を計画的に更新することで、脱炭素化を推進します。		

事業 4	(継続) 学校給食センター建替事業【再掲】	教育総務課 学校教育課
老朽化が著しい給食センターを現行の学校給食衛生管理基準に適した施設とするとともに、災害時には、炊き出し対応も可能な施設として建設します。また、脱炭素化に向け再生可能エネルギーの利用促進を検討していきます。		

事業 5	(継続) ふれあいプラザ施設大規模改修事業【再掲】	生涯学習課
ふれあいプラザさかえが安全安心に利用できるよう、ふれあいプラザさかえ個別施設計画(長寿命化計画)に沿って大規模改修事業を行います。また、災害支援拠点の機能を確保するため再生可能エネルギー設備の活用を図ります。		

目指す成果

老朽化が進む下水道施設を計画的に改築・更新をすることにより、適正な汚水処理が図られている。

成果指標

指標 1	公共下水道施設改築更新・耐震化事業の進捗率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0.0% (令和 3 年度)	37.6%	48.4%	72.1%	100.0%
説明	ストックマネジメント計画及び総合地震計画に基づいた令和 8 年度末計画事業の各年度末事業進捗率			

主な事業

事業 1	(継続) スtockマネジメント計画推進事業
ストックマネジメント計画に基づいて、老朽化した施設の改築・更新事業を実施します。また、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を設定します。	
事業 2	(継続) 総合地震計画推進事業
総合地震対策計画に基づいて、施設の耐震化の推進を図ります。	

目指す成果

下水道施設の老朽化に伴う施設の耐震化や改築・更新などを計画的に実施することにより下水道事業が健全に経営されている。

成果指標

指標 1	経費回収率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
84.8% (令和 3 年度)	85.8%	86.3%	86.8%	87.3%
説明	汚水処理に要した費用に対する回収割合（使用料収入÷汚水処理費×100）【(公費負担除く)】			

指標 2	下水道処理区域内の未接続世帯の解消件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3件 (令和 3 年度)	3件	3件	3件	3件
説明	接続可能な下水道処理区域内における下水道未接続世帯解消件数			

主な事業

事業 1	(新規) 経営戦略推進事業
中長期的な基本計画である経営戦略を策定し、合理的な経営を行うことにより下水道事業会計の経営基盤の強化を図ります。	

事業 2	(継続) 公共下水道未接続解消事業
公共下水道整備区域内の下水道未接続世帯に対し、下水道への接続PRを行ない未接続世帯を解消します。	

政策2-4 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します



(1) 現況と課題

- ◆コロナ禍の影響を受け外出自粛や在宅勤務など、町民の生活環境の変化により、家庭ごみの排出にも影響が生じ、ごみの適正な分別や資源化、更により一層の減量化が求められています。そこで、ごみの組成分析を確認しながら、生ごみの削減などのごみ減量化施策を更に推進していく取り組みが必要となっています。
- ◆し尿を適切かつ効率的に広域処理するため、印西地区衛生組合に対し費用負担を行っていますが、施設の老朽化により、次期施設の早期建設が必要となっています。そのために、次期施設整備事業が円滑に進むよう、構成市町の立場から支援を行うとともに、適正な処理費用の負担を行っていきます。

(2) 施策の体系

政策2-4 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します

施策2-4-1 ごみ減量化の推進

施策2-4-2 し尿等の適正処理の推進

(3) 施策の内容

施策 2-4-1

ごみ減量化の推進

環境協働課

目指す成果

ごみ減量化の取り組みにより排出量が減少し、ごみ処理が適正に行われている。

成果指標

指標 1	家庭ごみの一日一人当たりの排出量			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
493グラム (令和 3 年度)	477グラム	469グラム	461グラム	454グラム
説明	町民が排出する一日一人当たりの資源物を除いたごみ量			

主な事業

事業 1	(継続) 廃棄物収集・運搬事業
家庭系一般廃棄物をごみ集積所等から適正かつ迅速に収集運搬します。また、ルールを守らない廃棄物が排出されないように指導します。	
事業 2	(継続) ごみの広域処理促進事業
印西地区環境整備事業組合における適切かつ効率的な広域処理を行うため、次期中間処理施設や地域振興施設の建設及び維持管理に係る費用負担の適正化に努めます。	
事業 3	(継続) ごみ減量化推進事業
廃棄物減量等推進員の協力のもと、ごみの減量化や分別の徹底を図ります。また、資源回収運動により資源物を積極的に回収するとともに 3 R を推進していきます。	

目指す成果

家庭から排出されるし尿等が適正に処理されている。

主な事業

事業 1	(継続) し尿の広域処理促進事業
<p>印西地区衛生組合における適切かつ効率的な広域処理を行うため、次期処理施設の建設や地域振興が円滑に進むよう支援するとともに、費用負担の適正化に努めます。</p>	

基本目標 3 安全で安心できる元気なまちをつくる

政策 3-1 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します



(1) 現況と課題

- ◆平成 28 年に発生した熊本地震以降も、平成 30 年北海道胆振東部地震、令和 3 年、令和 4 年福島県沖地震等の大規模地震が続く中、今後予測されている千葉県北西部直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等への対応が求められています。そこで、地域防災計画を見直すとともに、災害ごとに迅速かつ的確な対応が行えるよう、防災訓練や講演会、学校での防災教育等により、町民一人ひとりの防災意識を高めていく必要があります。
- ◆令和元年の台風 15 号、19 号などにより、県内各地では甚大な被害が発生しました。このような大型台風や線状降水帯による集中豪雨等により、急傾斜地の崩壊や河川の増水による氾濫、護岸浸食等の被害が各地で発生しており、栄町においても安全対策が求められています。そこで、町民の身体や生命、財産等を守るため、河川の護岸対策工事や急傾斜地などの災害危険箇所対策工事の推進について、国、県へ要請していく必要があります。
- ◆大規模な地震などが発生した場合、被害状況によっては、多くの住民が避難所生活を余儀なくされます。そこで、避難行動要支援者に対する支援体制の推進や防災備蓄品等の備蓄率の向上を図るとともに、避難所や情報伝達設備の改修等を行い、防災体制を充実していく必要があります。さらに、感染症対策にも留意する必要があり、避難所での感染予防対策も求められています。
- ◆自助・共助の推進による新しい「避難」の在り方が求められている中、既存避難施設の拡充と合わせ、平時には防災訓練や教育・意識の向上に活用可能であり、発災時には町の災害支援の中心となる防災拠点の整備が必要となっています。
- ◆高齢化の進展による住宅火災に対する予防意識の高揚、救急需要の増加や災害の多様化・複雑化など消防を取り巻く環境の変化に対応できるよう、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められています。そこで、消防組織の広域化に取り組むとともに、高度な知識・技術を有する人材の育成、車両・資機材等の整備を図ることで、常備消防の効率化や広域大規模災害への対応など消防体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- ◆少子高齢化による若年層の減少や地域社会への帰属意識の希薄化、就業構造の変化による消防団員の被雇用者の増加などにより消防団員の確保が難しい状況となっています。また、消防団器具庫の老朽化や消防団車両の使用年数の長期化に伴う機能低下が危惧されています。そこで、消防団を中核とした地域防災力を維持していくために、消防団員の確保や消防団組織再編に伴う消防施設の更新等を行い、大規模災害に備えた消防団組織の充実・強化に取り組む必要があります。

(2) 施策の体系

政策3-1 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します

施策3-1-1 防災体制の整備

施策3-1-2 災害支援拠点の整備

施策3-1-3 消防力の強化

(3) 施策の内容

施策 3-1-1

防災体制の整備

総務課・健康介護課・建設課

目指す成果

平時からの「防災」に対する様々な活動を行うことにより、町民と行政が相互に連携し、地域の防災力が向上している。また、避難所の整備や避難備品を計画的に購入するとともに、災害ハザード及び避難に係る防災情報を積極的に発信することで、災害から町民の安全が守られている。

成果指標

指標 1	防災訓練参加者数				総務課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
758人 (令和 3 年度)	1,400人	1,600人	1,800人	2,000人	
説明	各種防災訓練の参加者数				

指標 2	災害時食料の備蓄率				総務課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
47.6% (令和 3 年度)	50%	70%	85%	100%	
説明	震災時食料の備蓄率【備蓄量（1人×3日分）／震災時避難所想定避難者数の3日分食数（12,600食）】				

指標 3	避難所運営委員会設置数				総務課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
- (令和 3 年度)	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	
説明	避難所運営委員会の設置数（累計）【対象避難所 9 ヶ所】				

指標 4	個別避難計画策定率				健康介護課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
4% (令和 3 年度)	85%	90%	95%	100%	
説明	当該年度初日の名簿登録者に対する年度末の作成率				

主な事業

事業1	(拡充) 防災訓練充実事業	総務課
大地震や台風等の大規模災害に備え、町民の自助・共助に重点をおいた地区別訓練や支援拠点機能を取り入れた町総合防災訓練を実施します。		
事業2	(拡充) 地域防災力向上事業	総務課
震災や水害に関する防災講演会や子ども達への防災教育の機会などを設け、地域における様々な防災活動に対し積極的な支援を行い地域防災力の向上に取り組みます。		
事業3	(拡充) 備蓄品等整備事業	総務課
大地震や台風等の大規模災害に備え、避難者が安心して避難生活を送れるよう、食料品などの備蓄品や感染症対策用物品などを整備します。		
事業4	(拡充) 避難体制整備事業	総務課
新たに房総のむらの駐車場や竜角寺台地区の町有地などに車中等での避難体制を整備するとともに、引き続き指定避難所の避難環境の向上に取り組みます。また、各避難所における地域の主体的な「避難所運営委員会」の設立、運営を支援します。		
事業5	(拡充) 避難行動要支援者支援事業	健康介護課
避難行動要支援者名簿登録の働きかけ及び個別避難計画の作成を進めるとともに、高齢者や障がい者など要支援者に配慮した避難支援に取り組みます。		
事業6	(拡充) 情報連携強化事業	総務課
土砂災害警戒区域の新たな指定による追加や内水情報を含んだハザードマップの更新や電子化を推進します。また、千葉県防災システムの更新や情報メールシステムを再整備し、各種情報伝達手段の連携を強化します。		
事業7	(継続) 長門川護岸整備事業	建設課 総務課
長門川の護岸整備工事について、県へ協力し事業の早期完了に取り組みます。		
事業8	(継続) 土砂災害(急傾斜地等)対策促進事業	建設課 総務課
土砂災害警戒区域の指定を受けた区域の居住者に、適切な避難情報を周知するとともに、急傾斜地崩壊対策の促進に取り組みます。		

目指す成果

町内に避難所や被災地へ食料や人的支援を行う拠点を整備することで、大規模災害時においても町民の生命が守られている。

成果指標

指標 1	災害支援拠点機能を活用した防災訓練等の参加者数			総務課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0人 (令和 3 年度)	100人	100人	300人	300人
説明	—			

主な事業

事業 1	(新規) 災害支援拠点整備事業	総務課
大規模災害時における食料や物資、人的支援を行う拠点をふれあいプラザさかえ、ドラムの里、布鎌小学校それぞれの周辺エリアに確保します。また、平時には、これらの支援拠点を活用し、防災教育や大規模な災害を想定した防災訓練を行います。		
事業 2	(継続) 学校給食センター建替事業【再掲】	教育総務課 学校教育課
老朽化が著しい給食センターを現行の学校給食衛生管理基準に適した施設とするとともに、災害時には、炊き出し対応も可能な施設として建設します。また、脱炭素化に向け再生可能エネルギーの利用促進を検討していきます。		
事業 3	(継続) ふれあいプラザ施設大規模改修事業【再掲】	生涯学習課
ふれあいプラザさかえが安全安心に利用できるよう、ふれあいプラザさかえ個別施設計画（長寿命化計画）に沿って大規模改修事業を行います。また、災害支援拠点の機能を確保するため再生可能エネルギー設備の活用を図ります。		
事業 4	(拡充) 公園等整備事業【再掲】	まちづくり課
町民が安全で安心して利用できるように、公園を計画的に改修します。また、大規模災害などによる災害支援拠点として、安食台第一近隣公園などを防災機能を備えた公園に改修します。		
事業 5	(継続) 医療機関の受診環境整備事業【再掲】	健康介護課
将来にわたって町民が安心して医療サービスの提供を受けられることができるよう、不足診療科目の誘致など、町内における受診環境の整備に取り組みます。		
事業 6	(新規) 地域保健活動拠点づくり事業【再掲】	健康介護課
健康増進計画等に基づく各種施策を円滑に展開するとともに、災害時には災害支援の役割を担う地域保健活動の拠点を整備します。		

目指す成果

町民が安心して暮らすことができるよう人材の確保や育成、また、施設及び装備等を計画的に整備することにより、火災や救急などの緊急時に迅速に対応出来ている。

成果指標

指標 1	認定救急救命士数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1人 (令和 3 年度)	2人	2人	2人	2人
説明	全ての認定を受けている救急救命士の数（累計）			

指標 2	住宅用火災警報器の設置率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
62.2% (令和 3 年度)	70.0%	75.0%	80.0%	85.0%
説明	町民設置調査で「設置済」と回答した人の割合			

指標 3	消防団新規入団者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4人 (令和 3 年度)	5人	5人	5人	5人
説明	基本消防団員と機能別消防団員の新規入団者数			

主な事業

事業1	(継続) 消防施設・装備充実事業
拠点施設としての機能を維持していくため、計画的に改修及び修繕工事を行い、業務が円滑に執行できる環境をつくります。また、過酷な災害現場で活動する職員の安全確保のため、活動装備品を貸与します。	
事業2	(継続) 消防活動能力向上事業
消火活動や救急活動における様々な状況に対応するため、高度な専門知識や技術に加えて、実践力を有する職員を育成します。	
事業3	(継続) 消防団体制推進事業
消防団の持つ地域密着性、要員動員力や即時対応力を最大限に発揮できるよう、団員を確保するとともに施設及び装備品を整備します。	
事業4	(継続) 広域業務体制構築事業
情報通信技術の発達に合わせ、消防指令システムを更新します。また、大地震等の広域大規模災害に備えた消防機関の合同訓練に参加します。	
事業5	(拡充) 救急業務高度化事業
車両の老朽化による消防力の低下を防ぎ、様々な救急現場で対応できるよう救急救命に必要な資機材を整備します。また、AEDの普及活動を行います。	
事業6	(継続) 消防・救助体制推進事業
車両の老朽化による消防力の低下を防ぐとともに、様々な災害現場に必要な資機材を整備します。また、災害時に生活水にも活用できる耐震性貯水槽を整備します。	
事業7	(継続) 火災予防対策推進事業
火災時の被害をなくすため、住宅用火災警報器の設置を促進します。また、査察結果に基づき、防火管理者の選任を徹底します。	

政策3-2 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します



(1) 現況と課題

- ◆本町の犯罪発生状況は、平成13年の345件をピークに減少に転じ、令和3年では79件に減少しました。一方、近年では高齢者を標的とした振り込め詐欺などの特殊詐欺対策や盗難対策などが課題となっています。そこで、令和元年にJR安食駅前に防犯ボックスを設置しパトロールなどを行っていますが、更に、防犯灯や防犯カメラなどの防犯環境の整備や防犯意識の高揚に取り組む必要があります。
- ◆交通事故発生状況については、平成12年の117件をピークに令和3年では18件と、約6分の1まで減少しました。しかし、依然として交通事故が発生していることから、交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全活動団体を支援し、事故削減に向けた取り組みを行う必要があります。
- ◆高度情報通信社会の進展や消費生活のグローバル化などにより、消費生活をめぐるトラブルは多様化、複雑化しており、巧妙化する振り込め詐欺など、消費者トラブルの防止対策に取り組む必要があります。そのため、消費者生活相談の充実などを図っていく必要があります。

(2) 施策の体系

政策3-2 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します

施策3-2-1 防犯対策の推進

施策3-2-2 交通安全対策の推進

施策3-2-3 消費者保護の推進

(3) 施策の内容

施策 3-2-1 防犯対策の推進

総務課

目指す成果

安全で安心な生活を送ることができるよう、防犯体制が整備され犯罪抑止に向けた取り組みにより犯罪が減少している。

成果指標

指標 1	犯罪認知件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
79件 (令和 3 年)	69件	64件	59件	55件
説明	千葉県警察犯罪統計による 1 年間（暦年）に町内で発生した犯罪件数			

主な事業

事業 1	(継続) 防犯ボックス事業
安全・安心な環境を確保するため、防犯団体と連携し、防犯パトロールや啓発活動を実施します。	
事業 2	(拡充) 防犯カメラ設置・管理事業
町内における犯罪の未然防止と事件の早期解決のため、犯罪の傾向や動向を踏まえ、防犯カメラを増設し、警察と連携した運用を行います。	
事業 3	(拡充) 防犯灯設置・管理事業
夜間における犯罪や事故等の発生を防止するとともに、安全な通行を確保するため、犯罪の傾向や動向を踏まえ防犯灯を増設します。	
事業 4	(継続) 地域・警察と連携した防犯活動事業
犯罪を未然に防止するため、町・防犯活動団体・警察が連携した防犯啓発を実施します。また巧妙化する犯罪に対し警察と連携した防犯活動を実施します。	

目指す成果

町民が交通安全意識を持って交通ルールを守り、道路事情に即した安全な通行がなされることにより事故が減少している。

成果指標

指標 1	交通事故件数				総務課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
18件 (令和 3 年)	16件	15件	14件	13件	
説明	千葉県警察交通事故統計による 1 年間（暦年）に町内で発生した交通事故件数				

主な事業

事業 1	(拡充) 交通安全施設整備事業	建設課
交通事故を防止するため、経年劣化により消えた区画線の補修やカーブミラーの設置など交通安全施設の整備を推進します。		
事業 2	(継続) 地域・警察と連携した交通安全事業	総務課
交通安全に対する意識を高めるため、交通安全推進団体等と連携し、交通ルールやマナーに対する啓発活動を強化します。		
事業 3	(拡充) 通学路整備事業 【再掲】	建設課
子どもたちが安全で安心して通行できるように、歩道のない通学路へ歩道の新設や車両の飛び込み防止対策工事を行います。		
事業 4	(継続) 通学路安全対策事業	学校教育課
管内の警察署、道路管理者と連携し通学路を点検したうえで、危険箇所の改善について関係機関に要望します。また、児童を対象とした交通安全教室を開催します。		

目指す成果

消費者が相談しやすい体制を構築することにより、トラブルに巻き込まれにくい環境が整備されている。

成果指標

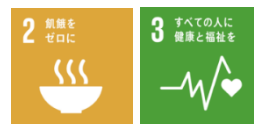
指標 1	消費者相談件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
45件 (令和 3 年度)	60件	60件	60件	60件
説明	—			

主な事業

事業 1	(継続) 消費生活相談事業
消費生活上のトラブル解決法などを広く情報発信し、未然の被害防止に努めるとともに、相談員による定期的な相談会を実施します。	

基本目標 4 健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる

政策 4-1 誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります



(1) 現況と課題

- ◆本町では、糖尿病及び糖尿病性腎症の有病者が多いため、若い時期から生活習慣病の発症予防及び重症化予防対策を図ることが必要です。また、高齢者は有病率が高いことから、高齢化率が高い本町では、重症化予防対策及びフレイル*¹対策を合わせた充実した内容のプログラムを提供していくことが必要です。
- ◆生活習慣病の早期発見・早期治療のためには、特定健診、後期高齢者健診、がん検診、人間ドックなどを受診することが大変重要となりますが、本町においては、受診率が低い状況です。そのため、受診率の向上に努めていく必要があります。
- ◆免許証を返納した高齢者や子育て世代が将来に亘って安心して生活していくためには、町内で必要な医療を受けられるよう受診環境の整備を行う必要があります。

*1 フレイル：健康な状態と要介護状態の中間の状態

(2) 施策の体系

政策4-1 誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります

施策4-1-1 疾病予防の推進

施策4-1-2 疾病の早期発見の推進

施策4-1-3 医療環境の充実

(3) 施策の内容

施策 4-1-1

疾病予防の推進

健康介護課

目指す成果

生活習慣を見直すことにより、生活習慣病の発症及び重症化予防が図られている。

成果指標

指標 1	新たに健康状態が把握できた者の割合			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
— (令和 3 年度)	35%	38%	40%	42%
説明	要介護・要支援認定のない 75 歳から 84 歳以下の高齢者のうち、新たに健康状態が把握できた者の割合			

指標 2	メタボリックシンドローム予備群該当者の割合			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
12.1% (令和 3 年度)	11.7%	11.5%	11.3%	11.1%
説明	特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム予備群該当者の割合			

指標 3	高血糖値該当者の割合			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6.9% (令和 3 年度)	6.5%	6.3%	6.1%	5.9%
説明	特定健診受診者のうち高血糖値(HbA1c6.5%以上)に該当する者の割合			

主な事業

事業1	(継続) 生活習慣病・重症化予防事業
<p>特定健診及び人間ドック受診者のうち生活習慣病のリスクが高い対象者に対し、特定保健指導・健康教育などを実施します。また、講演会などを通じて、生活習慣病予防について普及啓発を行います。</p>	
事業2	(新規) 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業
<p>高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防事業とフレイル対策等の介護予防事業を一体的に実施します。</p>	
事業3	(継続) 感染症予防事業
<p>感染症の予防対策の周知徹底を図るとともに円滑に予防接種を実施し、感染症のまん延及び重症化を防ぎます。</p>	
事業4	(継続) 健康増進事業
<p>新たな健康増進計画を策定し、健康づくり推進員等の協力を得ながら各種施策を推進します。</p>	
事業5	(継続) 食育推進事業
<p>大人のための食育講座や親子料理教室のほか、健康づくり推進員と連携した減塩普及啓発活動等を実施します。</p>	
事業6	(継続) 口の機能低下予防事業
<p>訪問歯科診療、成人歯科健診、口腔機能の低下がみられる者への訪問指導、健康教育等を実施します。</p>	
事業7	(新規) 地域保健活動拠点づくり事業
<p>健康増進計画等に基づく各種施策を円滑に実施するとともに、災害時には要配慮者等に対する支援を行う地域保健活動の拠点を整備します。</p>	

目指す成果

がん検診、特定健診等を積極的に受診することにより、疾病の早期発見・早期治療につながっている。

成果指標

指標 1	肺がん検診受診率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
11.9% (令和 3 年度)	12.7%	13.0%	13.3%	13.6%
説明	対象者数に対する集団検診および人間ドックでの受診者数の割合			

指標 2	特定健診受診率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
26.0% (令和 3 年度)	36.6%	37.6%	38.9%	40.2%
説明	対象者に対する集団・個別特定健診、人間ドック、みなし健診受診の割合			

主な事業

事業 1	(継続) がん検診事業
肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺がん検診を実施します。精密検査該当者には、速やかに再検査の受診勧奨を行います。	

事業 2	(継続) 特定健康診査事業
生活習慣病予防のために、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、糖尿病及び糖尿病性腎症を早期に発見するため検査項目を追加して実施します。	

事業 3	(継続) 人間ドック助成事業
健康の保持・増進及び疾病の早期発見・早期治療の推進のため、人間ドック検査費用の一部を助成します。	

事業 4	(継続) 結核検診・肝炎検査事業
結核の集団感染予防のため、結核検査を実施します。また、症状があらわれにくい肝炎ウイルスを早期発見・治療し、肝硬変や肝がんを予防するため、肝炎検査を実施します。	

事業 5	(継続) 骨粗しょう症検診事業
骨折等のリスクを高め基礎疾患となる骨粗しょう症を早期発見・治療するため、骨粗しょう症検診を実施します。	

目指す成果

町民が必要とする時に適切な医療サービスを受けることができている。

成果指標

指標 1	不足診療科目の誘致数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
— (令和 3 年度)	—	—	—	1箇所
説明	—			

主な事業

事業 1	(継続) 休日・夜間急病診療支援事業
休日や夜間における急病の受診に対応するため、成田市急病診療所及び印旛市郡小児初期急病診療所の運営について支援します。	
事業 2	(拡充) 医療機関の受診環境整備事業
将来にわたって町民が安心して医療サービスの提供を受けられることができるよう、不足診療科目の誘致など、町内における受診環境の整備に取り組みます。	

政策 4-2 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します



(1) 現況と課題

- ◆急速な高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方を必要とする在宅療養者の増加や「8050 問題」*1 等町民の支援ニーズの複合、複雑化が予想されます。そのため、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を充実する必要があります。
- ◆高齢化率が 40%を超えているため、介護状態となることなく自立した生活を送れるよう、フレイル対策などの介護予防事業等の推進、高齢者の生きがいがづくり支援、地域介護予防活動の支援などに取り組む必要があります。
- ◆高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症初期集中支援推進事業を通して、認知症の早期診断、対応等など本人や家族への支援体制を充実する必要があります。また、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を開催し、地域住民に対する認知症の正しい知識と理解の普及啓発に努めるとともに、地域での見守りや支援体制の構築を図る必要があります。
- ◆コロナ禍による生活環境の変化の影響などにより、精神に障がいのある方を中心に引き続き障がい者が増加傾向にあります。そのため、障がい者計画の見直しに合わせて現状を把握し、適切なサービスが提供できるよう、提供体制の質と量を確保していく必要があります。
- ◆心の健康に不安や悩みを抱える方が増えています。そのため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の機能強化を図り、不安などを早期解決に導くとともに、新たな課題に対する支援策を考えていく必要があります。
- ◆地域のつながりや地域に関する関心の希薄化やこれらに関連して、孤独死や虐待、「8050 問題」等、地域の課題が顕在化してきたことから、身近な地域で生活上の問題や悩みなどを気軽に相談できる体制の整備など地域福祉の充実が求められていることから、地域福祉計画を策定し計画的に地域福祉を推進する必要があります。
- ◆地域福祉の中核である社会福祉協議会の運営基盤の強化、民生・児童委員の活動支援や更生保護活動を推進するとともに、新型コロナウイルスの影響が大きい生活困窮者に対する相談支援体制の強化などに取り組む必要があります。

*1 「8050 問題」：80 代の親が、自宅にひきこもる 50 代の子どもの世話をしなければならない逆転の構図からくる様々な社会問題

(2) 施策の体系

政策4-2 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します

施策4-2-1 地域包括ケアシステムの推進

施策4-2-2 介護予防・重度化防止の推進

施策4-2-3 認知症対策の推進

施策4-2-4 障がい者支援の充実

施策4-2-5 地域福祉活動の充実

(3) 施策の内容

施策 4-2-1 地域包括ケアシステムの推進

健康介護課

目指す成果

地域包括ケアシステムの推進により、一人ひとりにあった福祉・介護サービスの利用や地域の支援等が提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしている。

成果指標

指標 1	支援検討件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
13件 (令和 3 年度)	15件	16件	17件	18件
説明	個別地域ケア会議において事例検討を行った件数			

主な事業

事業 1	(継続) 地域包括支援センター事業
地域における適切な保健、医療、福祉サービスなどの利用を支援する機関として、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを設置・運営します。	
事業 2	(継続) 地域ケア会議推進事業
医療や福祉関係者等との協働による「地域ケア会議」を開催し、介護等が必要な高齢者が抱える課題に対する支援方法を検討します。	
事業 3	(継続) 医療介護連携の推進事業
地域において医療・介護が切れ目なく一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等との連携を推進します。	
事業 4	(拡充) たべ・たんプロジェクト（食と運動）事業【再掲】
フレイルを予防するため、たんぱく質摂取と運動を促す「たべる・たんぱくプロジェクト」を民間企業も含めた様々な団体との協働により実施します。	
事業 5	(拡充) 生活支援体制整備事業
生活支援コーディネーター機能を強化し、高齢者が抱える課題を掘り起こし、行政、地域住民、NPO、民間団体などの連携による高齢者のニーズに合った生活支援及び介護予防サービスの提供ができる体制を整備していきます。	
事業 6	(継続) 高齢者緊急通報装置貸与事業
高齢者の日頃の健康管理や緊急時における救急要請を行うため、一人暮らしの高齢者や世帯員がすべて65歳以上の世帯に緊急通報装置を貸与します。	
事業 7	(継続) 介護職員初任者研修事業
高齢化の進展に伴う介護を必要とする高齢者の増加を踏まえ、介護サービスに従事する人材の育成・確保を図るため、介護職員初任者研修を実施します。	

目指す成果

高齢者へ予防サービスを適切に提供することや高齢者主体の介護予防活動を実施することで、介護予防・重度化防止が推進されている。

成果指標

指標 1	要介護・要支援認定抑制率				健康介護課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
95.7% (令和 3 年度)	95.7%	95.7%	95.7%	95.7%	
説明	介護保険事業計画における要介護・要支援推計認定率に対する実績認定率の割合				

指標 2	健康寿命年齢				健康介護課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
男性80.6才 女性84.0才 (令和 3 年度)	男性80.7才 女性84.2才	男性80.8才 女性84.2才	男性80.9才 女性84.3才	男性81.0才 女性84.4才	
説明	平均寿命から「要介護 2 以上」の期間を除いた年齢				

主な事業

事業 1	(継続) 介護予防・生活支援サービス事業	健康介護課
自立した日常生活を支援するため、要介護状態等の予防や軽減、悪化防止を目的として訪問・通所サービス等を実施します。		

事業 2	(新規) 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業 【再掲】	健康介護課
高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防事業とフレイル対策等の介護予防事業を一体的に実施します。		

事業 3	(拡充) たべ・たんプロジェクト (食と運動) 事業	健康介護課
フレイルを予防するため、たんぱく質摂取と運動を促す「たべる・たんぱくプロジェクト」を民間企業も含めた様々な団体との協働により実施します。		

事業 4	(拡充) 地域介護予防活動の支援事業	健康介護課
地域で介護予防活動を行う住民団体を支援し、地域における介護予防活動の充実を図ります。また、町主催のヨガ講座を通して健康な身体づくりとボランティアの育成を行うとともに、新たな通いの場の創出に繋がるようフォローアップします。		

事業 5	(継続) 高齢者の生きがいがづくり支援事業	福祉・子ども課
老人クラブやシルバー人材センターに運営補助を行うなど、高齢者の生きがいがづくりの支援に取り組めます。		

目指す成果

認知症の相談支援体制が充実し、認知症を早期に発見することで、住み慣れた地域で継続して生活できている。

成果指標

指標 1	認知症初期集中支援率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
100% (令和 3 年度)	100%	100%	100%	100%
説明	認知症初期集中支援チームで支援を行った結果、医療や介護サービスを利用するようになった者の割合			

指標 2	認知症カフェボランティア参加率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
30% (令和 3 年度)	35%	40%	45%	50%
説明	「認ともの会」に登録したサポーターのうち、認知症カフェの運営ボランティアに参加した者の割合			

主な事業

事業 1	(継続) 認知症初期集中支援推進事業
認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」が、医療機関や認知症地域支援推進員と連携し、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。	

事業 2	(拡充) 認知症サポーター養成・活動促進事業
認知症やその家族を支援する「認知症サポーター」を養成するとともに、ステップアップ研修等を実施し、その活動を促進することにより、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくりに取り組みます。	

事業 3	(継続) 認知症地域支援事業
認知症地域支援推進員を中心に、認知症ケアパスの普及や認知症カフェ等の活動を活発にし、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発に取り組みます。	

事業 4	(継続) 認知症高齢者等見守り事業
SOSネットワークや徘徊高齢者家族支援サービス(GPS)助成金等により、徘徊高齢者を早期発見する取組を行うとともに、高齢者を地域で見守る体制を構築していきます。	

目指す成果

障がいのある方に対する支援や適切なサービスを提供することにより、障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができています。

成果指標

指標 1	障がい者相談件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3,549件 (令和 3 年度)	3,600件	3,630件	3,660件	3,690件
説明	一般相談及び基幹相談支援センター等の延べ相談件数			
指標 2	一般就労移行人数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1人 (令和 3 年度)	2人	2人	2人	2人
説明	就労支援サービス等を利用して一般就労した障がい者数			

主な事業

事業 1	(継続) 障がい福祉サービス提供事業
障がいのある方やその家族が自立した生活ができるように、施設入所、居宅介護、就労支援サービス及び障害児通所サービスを提供します。	
事業 2	(継続) 障がい者の相談支援事業
基幹相談支援センターを中核として、365日、24時間の緊急対応や緊急保護等にも対応できる相談体制を充実していきます。	
事業 3	(継続) 生活支援用具給付事業
障がい者の生活支援に必要なストマ用具、紙おむつ、義足や補聴器などの日常生活支援用具等の給付を行います。	
事業 4	(継続) 重度心身障がい者（児）医療費助成事業
重度の療育手帳所持者、身体障害者手帳所持者及び精神保健福祉手帳所持者に対して、医療費等の助成を行います。	
事業 5	(継続) 障がい者就労支援事業
町内の就労支援事業所に就労の機会が増えるよう支援するとともに、障がい者が町外の就労継続支援事業所等に通所する際の交通費を補助するなど、障がい者の就労を支援します。	
事業 6	(継続) 心の相談事業
心の健康に関する相談窓口等の周知、精神疾患を抱える方への訪問等による普及啓発などにより相談することの大切さを伝えるとともに、町民が心の健康に対して気軽に相談できる体制を充実します。	
事業 7	(継続) 障がい者計画等策定事業
障がい者施策の推進や障がい福祉サービス等の目標値を定めた障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定します。	
事業 8	(継続) 医療的ケア児の支援充実事業
医療従事者や相談支援事業所などの関係者の協議の場を設置し、適切な支援方策を検討するなど、医療的ケア児の支援を充実します。	

目指す成果

生活上の様々な問題を抱えたときに、身近な地域で気軽に相談等ができる体制ができている。また、地域福祉活動関係団体と連携することで、地域における支え合い、助け合いの活動が活発になっている。

成果指標

指標 1	生活困窮・生活保護相談の支援率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
100% (令和 3 年度)	100%	100%	100%	100%
説明	生活困窮や生活保護の相談から生活保護の申請を行うなど、具体的な支援が行われた割合			

主な事業

事業 1	(継続) 社会福祉協議会連携事業	福祉・子ども課
町民が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、民間地域福祉の中核である社会福祉協議会の活動が活発に行われるよう連携を図りながら支援します。		
事業 2	(拡充) 地域福祉計画策定事業	福祉・子ども課
地域福祉の充実を図るための目標等を定めた地域福祉計画を策定します。		
事業 3	(継続) 民生委員・児童委員活動支援事業	福祉・子ども課
民生委員・児童委員が行う町民からの相談等の活動を支援します。		
事業 4	(継続) 福祉タクシー利用助成事業	福祉・子ども課
移動困難な高齢者や障がい者の移動手段を確保するとともに、経済的な負担の軽減を図るため、福祉タクシーの利用料の一部を助成します。		
事業 5	(継続) 生活困窮者相談推進事業	福祉・子ども課
社会福祉協議会等と連携して必要な福祉サービスの提供や生活保護の申請につなげるなど、生活困窮に関する相談が円滑に進むよう支援します。		
事業 6	(継続) 更生保護活動の推進事業	福祉・子ども課
犯罪のない明るい社会づくりを推進するため、保護司や更生保護女性会が行う更生保護活動を支援します。		
事業 7	(拡充) 成年後見制度利用促進事業	福祉・子ども課 健康介護課
認知症や障がい等により物事を判断する能力が十分でない方に対して、成年後見制度の利用促進に取り組みます。また、経済的負担軽減のため、首長申立て以外の成年後見人への報酬助成を実施します。		

政策 4-3 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます



(1) 現況と課題

- ◆急速な高齢化の進展に伴い、安心して医療を受けられるよう、国民健康保険制度等は町民にとって欠かせない制度となっています。そのため、国民健康保険会計の健全な運営や国民健康保険税の収納率の向上、後期高齢者医療制度の適正な執行などとともに、令和4年度から始まったマイナンバーカードの健康保険証利用などのような利便性の向上が求められています。
- ◆後期高齢者の増加に伴い、要介護等認定者数および介護等サービス給付費の増加が見込まれます。持続可能な介護保険制度の運営を図るため、町民への制度の周知等を図るほか、適正な制度運営とサービスの質の向上のために、介護給付等適正化事業を推進するとともに、「介護予防・重度化防止の推進」に取り組むことにより、介護給付費の増加を抑制する必要があります。
- ◆国民年金制度については、町民と国とのつなぎ役として、窓口事務の適正な処理等が求められています。近年では、自治体DX推進計画に基づき、年金事務所等の申請書等の進達や結果の受取りなどの事務処理が紙ベースから電子データの授受に変更されてきており、更なる事務処理の効率化が求められています。

(2) 施策の体系

政策4-3 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます

施策4-3-1 国民健康保険会計等の健全運営の推進

施策4-3-2 介護保険会計の健全運営の推進

施策4-3-3 国民年金事務の適正処理等

(3) 施策の内容

施策 4-3-1

国民健康保険会計等の健全運営の推進

住民課

目指す成果

町民が国民健康保険制度等を理解し、自主的に国民健康保険税等を納付するとともに、適正な医療受診に努めていることにより、国民健康保険会計等が健全に運営できている。

成果指標

指標 1	国民健康保険税の水準			
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
所得割 10.2%	所得割 10.2%	所得割 10.2%	所得割 10.2%	所得割 10.2%
均等割 43,000円	均等割 43,000円	均等割 43,000円	均等割 43,000円	均等割 43,000円
平等割 27,000円	平等割 27,000円	平等割 27,000円	平等割 27,000円	平等割 27,000円
説明	国民健康保険税基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合計税率			

指標 2	国民健康保険税の収納率			
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
現年分 95.94%	現年分 96.04%	現年分 96.09%	現年分 96.14%	現年分 96.19%
過年分 11.52%	過年分 11.62%	過年分 11.72%	過年分 11.82%	過年分 11.92%
説明	—			

主な事業

事業 1	(継続) 国民健康保険会計健全運営推進事業
町民の健康増進を図るとともに、適確な国民健康保険税の確保とルールに則した国民健康保険会計への繰出しを行うことにより、国民健康保険会計の健全運営の推進に取り組みます。	

事業 2	(継続) 国民健康保険税収納対策推進事業
国民健康保険税について、口座振替納付の促進や短期被保険者証の交付などにより年度内収納を推進するとともに、差押の実施など滞納整理事務を充実し、収納率の向上に取り組みます。	

事業 3	(継続) 後期高齢者医療制度適正執行事業
75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるよう、ルールに則した医療費負担や後期高齢者医療会計への繰出しを行うことにより、後期高齢者医療制度の適正な執行に取り組みます。	

目指す成果

町民が介護保険制度を理解し、介護保険料を納付すると共に、適正な介護認定及び給付が行われている。

成果指標

指標 1	介護保険料の収納率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
現年分99.70% 過年分19.52% (令和 3 年度)	現年分99.73% 過年分19.55%	現年分99.76% 過年分19.58%	現年分99.79% 過年分19.61%	現年分99.82% 過年分19.64%
説明	—			

指標 2	介護認定に対する不服申立件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0件 (令和 3 年度)	0件	0件	0件	0件
説明	—			

主な事業

事業 1	(継続) 介護保険事業計画策定事業
高齢者の在宅および福祉施設サービス等に関する計画と、介護保険事業の円滑な実施に関する計画を一体化した栄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定します。	

事業 2	(継続) 介護給付費適正化事業
介護給付費等における費用の適正化を図るため、ケアプランの点検や住宅改修等の点検等を行います。	

事業 3	(継続) 要介護・要支援認定事業
介護保険認定申請者が、その人に合った介護保険サービスを利用できるように、適正に認定調査及び審査判定を行います。	

事業 4	(継続) 介護保険料収納対策推進事業
収納率の向上を図るため、督促状の送付や臨戸徴収等を行います。	

目指す成果

町民が国民年金制度を理解しているとともに、国民年金事務が適正に行われ、相談しやすい体制になっていることにより、町民が必要な手続を行うことができている。

成果指標

指標 1	国民年金制度に関する苦情等の件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0 件 (令和 3 年度)	0 件	0 件	0 件	0 件
説明	国民年金制度に関する不十分な説明に起因する苦情等の件数			

主な事業

事業 1	(継続) 国民年金窓口事務適正処理等推進事業
国民年金の手続について分かりやすく説明するとともに、適切で迅速な事務処理を行うことにより、国民年金窓口事務の適正処理等の推進に取り組みます。	

基本目標 5 産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる

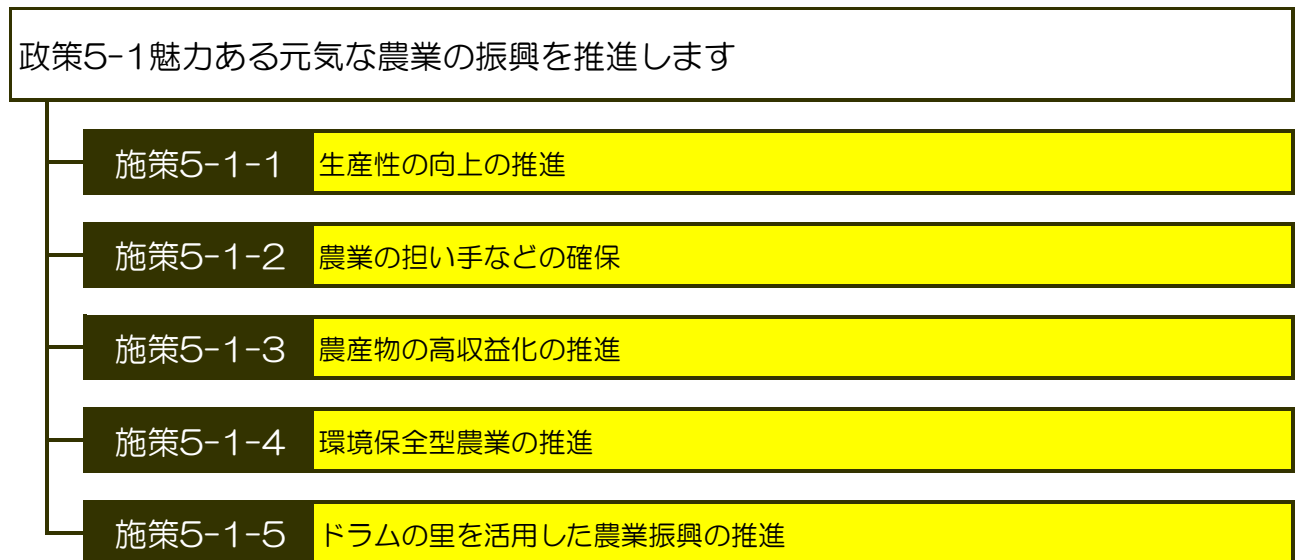
政策 5-1 魅力ある元気な農業の振興を推進します



(1) 現況と課題

- ◆農地の集約化などによる効率的な農業経営による生産力の向上が求められています。そのため、ほ場整備事業による農地の大区画化や機械設備の導入促進、さらにAI技術を活用したスマート農業の導入促進による省力化及び、土地改良施設等の修繕・更新による長寿命化など、生産基盤を整備することによって、生産性の向上を図っていく必要があります。
- ◆若者の農業離れや農業従事者の高齢化等を背景に、農家数や農業生産額などが減少傾向にあり、将来の農業の担い手を確保することが求められています。そのため、新規就農者や認定農業者に対して総合的な支援を行うとともに、農地の利用集積を図っていく必要があります。
- ◆本町の主要産業である農業の振興を図るためには、農業所得の向上を図ることが求められています。そのため、高収益作物の栽培促進や特産品の「どらまめ」などの6次産業化の促進、また農産物のブランド化を推進するとともに、ドラムの里を活用した販路の拡大による所得の向上を図る必要があります。
- ◆消費者などからは、食の安全・安心が求められています。そのためには、無農薬や減農薬などの環境保全型農業を促進していく必要があります。

(2) 施策の体系



(3) 施策の内容

施策 5-1-1

生産性の向上の推進

産業課

目指す成果

農地の利用環境の改善や農業用施設などが適切に維持更新され、農業生産性が向上している。

成果指標

指標 1	農地の集積率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
34.4% (令和 3 年度)	36.0%	37.0%	48.0%	51.0%
説明	管内の農地面積1,420haのうち農地集積された面積の割合（累計）			

指標 2	遊休農地の解消面積			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1.1ha (令和 3 年度)	1.2ha	1.3ha	1.4ha	1.5ha
説明	毎年度の解消面積			

主な事業

事業 1	(拡充) 土地改良施設等整備推進事業
農産物の生産性向上を図るため、ほ場の大区画化・汎用化を実施します。また、老朽化が進む既存施設については計画的な修繕や更新により各施設の長寿命化を図れるよう支援します。	

事業 2	(拡充) 飼料用米等拡大事業
水田における農業経営の安定化と生産力を確保し、農家数の減少に歯止めをかけるため、主食用米の需給調整と併せて飼料用米に加え、加工用米、米粉用米やどらまめ等の野菜の作付等の営農支援を行います。	

事業 3	(拡充) 農業振興地域整備計画策定事業
地域農業の発展を図るため、総合計画や都市計画マスタープランなどに定める土地利用構想との整合を図り、優良な農用地を確保して、農業振興に関する施策の全体見直しを実施します。	

事業 4	(継続) 生産性向上設備導入支援事業
生産力や収益性を向上させるため、強い農業・担い手づくり総合支援事業や、ちばの園芸次世代産地整備支援事業、産地パワーアップ事業などの生産体制の構築や、省力機械・苺ハウス等の農業施設整備が図れるよう支援します。	

事業 5	(継続) 遊休農地活用促進事業
遊休農地の定期的な調査や指導を行い、遊休農地化が進行している農地については補助金を活用するなどして利用の促進を図ります。	

目指す成果

新規就農者の発掘・定着や農業法人などの農業後継者を育成することにより、将来の農業の担い手が確保されるとともに、担い手農家へ農地の集積・集約化が進んでいる。

成果指標

指標 1	地域計画の策定数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4箇所 (令和 3 年度)	0箇所	6箇所	2箇所	4箇所
説明	地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定する数			

指標 2	農業経営体数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
50経営体 (令和 3 年度)	50経営体	50経営体	50経営体	50経営体
説明	認定新規就農者数、認定農業者数、集落営農数、農業経営を行う法人数、基本構想水準到達者数（累計）			

主な事業

事業 1	(継続) 担い手への農地利用集積事業
地域計画の策定に向けた話し合いを地域ごとに実施し、農地中間管理事業を活用して、貸付希望農地の掘り起こしを推進するとともに、意欲ある経営者に対し計画的に農地の利用集積及び集約化を図ります。	

事業 2	(継続) 農業経営基盤強化事業
農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者や新規就農者を認定し、これらの者に対して、総合的なアドバイスを行います。	

事業 3	(継続) 新規就農者育成事業
新規就農者の発掘と育成を図り、「農業次世代人材設備資金支援制度」等を活用し、安定した経営が持続できるよう支援します。	

事業 4	(継続) 担い手育成事業
安定した農業経営が持続できるよう、多様な農業の担い手として新たな認定農業者などを発掘するとともに育成を行います。	

目指す成果

農業者の所得が向上するよう面積拡大等を行うとともに、農産物のブランド化や6次産業化が推進され、農産物の高収益化が図られている。

成果指標

指標 1	農作物の出荷額			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1,219百万円 (令和 3 年度)	1,280百万円	1,231百万円	1,344百万円	1,411百万円
説明	水稲、どらまめ、イチゴの出荷額及び直売所の販売額			

指標 2	高収益作物の栽培に取り組んでいる農業者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
28人 (令和 3 年度)	30人	32人	34人	36人
説明	千葉県産地パワーアップ推進品目（7品目）+どらまめ、イチゴ、花卉の計10品目の栽培に取り組む認定農業者及び認定新規就農者の延べ人数			

指標 3	6次産業化品目数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
20品 (令和 3 年度)	21品	22品	23品	24品
説明	米、どらまめ、イチゴ等の6次産業化・農商工連携による加工品の延べ数			

指標 4	どらまめの生産面積			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
10ha (令和 3 年度)	11ha	12ha	13ha	14ha
説明	—			

主な事業

事業 1	(拡充) 特産品の6次産業化推進事業
農産物などの地域資源を活用した6次産業化や農業と商工業の連携などにより、加工品に適した作物の栽培や、新商品の開発、研修、販路の開拓の他、加工販売施設の整備などの取組を支援します。	
事業 2	(継続) 農産物ブランド化事業
農業生産者の所得向上を図るため、どらまめや米などの地域農産物の「ブランド化」に努め、付加価値を高めます。また、農産物の販路拡大や「ブランド化農産物」と観光施策の連携により地域の活性化を進めます。	
事業 3	(継続) 地産地消の促進事業
農産物直売者を支援するとともに、町内事業所などでの地場農産物等の利用を促進し、地元での消費を拡大します。	
事業 4	(継続) どらまめを活用した地域経済活性化事業
特産品「どらまめ」の生産・販売の拡大を図ることで、雇用の増加や販売額の増加に繋げ、地域経済の活性化を図ります。	
事業 5	(拡充) 特産品栽培強化事業
特産品栽培強化奨励金制度を拡充し、米・どらまめの他に、一定の高収益野菜について新たな特産品を定め栽培強化促進に取り組み、農家の収益の増加を図ります。	

目指す成果

食の安全・安心が確保されるよう、無農薬や減農薬などにより農地や農産物への環境負荷が軽減されている。

成果指標

指標 1	環境負荷軽減取り組み農業者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6人 (令和 3 年度)	7人	8人	9人	10人
説明	ちばエコ、有機JASの取組に関する認証を受けた農業者数			

指標 2	多面的機能支払制度活用組織数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
8組織 (令和 3 年度)	8組織	9組織	9組織	9組織
説明	—			

主な事業

事業 1	(継続) 有機農業支援事業
無農薬、減農薬栽培による農産物の栽培や環境に配慮した農業用機械の導入を促進し、安全で安心な農産物の生産を行う農業者の支援を補助金の活用などにより実施します。	

事業 2	(継続) 農地多面的機能交付金事業
自然環境の保全や良好な景観形成等の農地の多面的機能を維持するため、地域が行う共同活動を支援を補助金の活用などにより実施します。	

目指す成果

ドラムの里物産館で多くの農産品の出荷・販売が促進することにより農家の生産意欲が高まっている。

成果指標

指標 1	物産館への出品者登録数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
60人 (令和 3 年度)	80人	100人	110人	120人
説明	農業者の登録者数(累計)			

主な事業

事業 1	(新規) ドラムの里活性化事業
地元農産物や加工品・物産品の販売拡大及び、ドラムの里周辺の歴史・文化資源等が有効活用される町産業振興の拠点施設として改修し、機能の充実及び、管理運営方法を改善します。	
事業 2	(拡充) 特産品の 6 次産業化推進事業【再掲】
農産物などの地域資源を活用した6次産業化や農業と商工業の連携などにより、加工品に適した作物の栽培や、新商品の開発、研修、販路の開拓の他、加工販売施設の整備などの取組を支援します。	
事業 3	(継続) 農産物ブランド化事業【再掲】
農業生産者の所得向上を図るため、どらまめや米などの地域農産物の「ブランド化」に努め、付加価値を高めます。また、農産物の販路拡大や「ブランド化農産物」と観光施策の連携により地域の活性化を進めます。	
事業 4	(継続) 地産地消の促進事業【再掲】
農産物直売者を支援するとともに、町内事業所などでの地場農産物等の利用を促進し、地元での消費を拡大します。	
事業 5	(継続) どらまめを活用した地域経済活性化事業【再掲】
特産品「どらまめ」の生産・販売の拡大を図ることで、雇用の増加や販売額の増加に繋げ、地域経済の活性化を図ります。	
事業 6	(拡充) 特産品栽培強化事業【再掲】
特産品栽培強化奨励金制度を拡充し、米・どらまめの他に、一定の高収益野菜について新たな特産品を定め栽培強化促進に取り組み、農家の収益の増加を図ります。	

政策5-2 活力と賑わいのある商業の振興を推進します



(1) 現況と課題

- ◆まちの賑わいや経済の活性化を図るためには、既存小売業などの商業の活性化が求められています。そのため、商工会の活動支援や中小企業への資金融資や生産性向上への支援、さらに、町内での創業等を後押しする相談体制や補助制度を充実させるとともに、後継者不足等により廃業する中小企業を減らすための補助制度の創設など、様々な支援が必要です。
- ◆また、コロナ禍においては、在宅ワークやオンラインを活用した起業・創業ニーズもみられることから、その支援、相談体制などを充実していく必要があります。
- ◆旧商店街においては立地条件や後継者不足、さらには近隣市町への大型ショッピングセンター等の進出の影響もあり、廃業する商店も見られます。そのため、ドラムの里との連携を再構築し、街中への誘客を促進する必要があります。また、買い物環境の整備や、街中でイベントを開催するなど賑わいの創出も求められています。

(2) 施策の体系

政策5-2 活力と賑わいのある商業の振興を推進します

施策5-2-1 中小企業の経営基盤強化の支援

施策5-2-2 創業・起業・事業継承の支援

施策5-2-3 まちなか商店の活性化の推進

施策5-2-4 ドラムの里を活用した商業振興の推進

(3) 施策の内容

施策 5-2-1	中小企業の経営基盤強化の支援	産業課
-----------------	-----------------------	------------

目指す成果

中小企業等に対し、商工会と連携した支援を行うことで、中小企業及び小規模事業者の経営力が向上している。

成果指標

指標 1	法人町民税額			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
27百万円 (令和 3 年度)	29百万円	30百万円	31百万円	32百万円
説明	町内中小企業の法人町民税税収額（現年課税額） ※矢口工業団地内企業は除く			

主な事業

事業 1	(継続) 商工会活動支援事業
商工会による小規模事業者の経営や技術の改善を図るための事業などに対し支援します。	
事業 2	(継続) 中小企業資金融資支援事業
中小企業の経営の安定化のため、設備資金や運転資金などの事業資金の支援や償還への利子補給を行います。	
事業 3	(継続) 中小企業の生産性向上支援事業
中小企業の I T 化や業務の効率化を図る先端設備などを導入する生産性向上の取組みを支援します。	

目指す成果

商工会と連携した各種支援制度や相談体制が充実していることで、起業・創業する事業者が増加している。また、既存事業者についても事業継承や事業拡大する事業者が増加している。

成果指標

指標 1	創業支援補助金制度利用件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1件 (令和 3 年度)	1件	2件	3件	4件
説明	栄町創業支援補助金制度の申請延べ件数			

指標 2	事業拡大・業種転換事業者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0社 (令和 3 年度)	1社	1社	1社	1社
説明	がんばる事業者応援補助金活用件数			

主な事業

事業 1	(拡充) 起業・創業支援事業
町内での創業や起業を推進するため、商工会と連携して、創業セミナーの開催や、創業・起業等の相談窓口の充実を図るとともに、事業所の借入費用や、設備の整備費などの資金補助を実施します。また、空き家や空き店舗の情報提供を実施します。	

事業 2	(継続) がんばる商店応援補助事業
事業の拡大や業種転換、事業継続のための経費を助成します。	

目指す成果

地元農産物等を活用した加工品の企画開発が進み、商工会等との連携による「まちなかイベント」などで販売することにより街中が活性化している。また、買い物が困難となった高齢者等に対し、買い物ができる環境を整備することでまちなか商店の利便性が向上している。

成果指標

指標 1	買い物支援者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6,300人 (令和 3 年度)	6,300人	6,500人	6,600人	6,700人
説明	移動販売車を利用した人数			

主な事業

事業 1	(新規) イベント広場の活用事業
まちなかの賑わいを創出するため、商工会や住民活動団体等と連携し、イベント広場の活用を促進します。	
事業 2	(新規) 買い物支援事業
外出に不便をきたしている「買い物弱者」を支援するため、福祉関連部局と連携し移動販売事業者の事業拡大を支援します。	
事業 3	(新規) 農商工連携促進事業
事業者が地元の農産物を活用し、新たな加工品を企画開発、販売するための活動を支援します。	

目指す成果

ドラムの里物産館に多くの加工品・物産品が出品・販売されることにより、商業者の経営意欲が高まっている。

成果指標

指標 1	物産館への出品者登録数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
11人 (令和 3 年度)	15人	20人	25人	30人
説明	商業者の登録者数 (累計)			

主な事業

事業 1	(新規) ドラムの里活性化事業【再掲】
地元農産物や加工品・物産品の販売拡大及び、ドラムの里周辺の歴史・文化資源等が有効活用される町産業振興の拠点施設として改修し、機能の充実及び、管理運営方法を改善します。	
事業 2	(新規) 農商工連携促進事業【再掲】
商業者が地元の農産物を活用し、新たな加工品を企画開発、販売するための活動を支援します。	

政策5-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します



(1) 現況と課題

- ◆まちの賑わいや活気を高めるためには、町を訪れる交流人口の増加が求められています。そのため、町内外から利用者が訪れるドラムの里や、房総のむらなどを活用した観光振興の推進や、町内イベントの更なる充実、町の観光資源を活用したプロモーションの推進など、多くの観光客を呼び込むための取り組みが必要です。
- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限が緩和され、日本を訪れる外国人観光客の増加が見込まれています。そのため、ドラムの里や房総のむらをはじめ、町の歴史・文化・自然環境などの観光資源を活かした外国人観光客を誘客する取り組みの推進が必要となります。また、房総のむら周辺開発にもチャレンジしていく必要があります。
- ◆町の観光の広がりや推進を図るためには、中長期的な展望を町民にも示していく事が求められています。そのため、町の観光振興の指針となる観光基本計画を策定し、一層の観光振興を図っていく必要があります。

(2) 施策の体系

政策5-3地域資源を活かした観光の振興を推進します

施策5-3-1 観光資源やイベントを活用した交流人口の増加

施策5-3-2 成田空港から近い利点を生かした国際観光の推進

施策5-3-3 ドラムの里を活用した観光振興の推進

(3) 施策の内容

施策 5-3-1

観光資源やイベントを活用した交流人口の増加

産業課・生涯学習課

目指す成果

町内の歴史・自然などの観光資源やイベントに多くの観光客が訪れ、賑わいと活気が生まれている。

成果指標

指標 1	観光客総入込数			産業課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
418千人 (令和元年度)	450千人	460千人	480千人	500千人
説明	千葉県観光入込調査による年間観光入込客数			

指標 2	イベント入込数			産業課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
83千人 (令和元年度)	83千人	86千人	90千人	94千人
説明	町内のイベントでの来場者数（さくらまつり、リバーサイドフェスティバル、産業まつり、酉の市、リバーサイドマラソン）			

主な事業

事業 1	(継続) 観光基本計画策定事業	産業課
町の観光振興の指針となる計画を策定します。		

事業 2	(継続) 産業活性化イベント事業	産業課
産業の活性化を図るため、年間を通し町内外から集客できるイベントを開催します。		

事業 3	(拡充) 観光プロモーション推進事業	産業課
交流人口を増加させるため、SNSなどによる情報発信を推進します。また、町キャラクター「龍夢」の活用や、撮影協力サポーターの再編などフィルムコミッションにも取り組み、町外への観光プロモーションを推進します。		

事業 4	(継続) 観光案内看板等整備事業	産業課
ドラムの里や寺社などの観光資源へ誘客するために外国人観光客にも配慮した観光案内板を整備します。		

事業 5	(新規) 文化財を活用した誘客事業	生涯学習課
文化財サポーターが房総のむら、龍角寺古墳群・岩屋古墳、大鷲神社などの文化財を案内することで、観光客の増加を図ります。		

目指す成果

日本を訪れる外国人に対し、様々な日本文化に触れる機会を提供することにより多くの観光客が訪れている。

成果指標

指標 1	外国人観光客数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7,549人 (令和元年度)	1,000人	3,000人	6,000人	8,000人
説明	※外国人観光客数 R3年度0人から回復を目指す。			

主な事業

事業 1	(継続) 観光情報発信事業
外国人観光客数の回復を図るため、県内の関係機関等と連携し、各種情報媒体を活用して外国人向けに町の観光情報を発信します。	
事業 2	(新規) 房総のむらとの連携事業
房総のむらと連携し、相互の施設の効果が高まる事業を実施します。	
事業 3	(継続) 房総のむら周辺の観光開発促進事業
房総のむら周辺にレジャー施設や飲食店などを誘致するため、銀行や民間企業に働きかけるなど開発の促進に取り組みます。	
事業 4	(新規) 日本文化体験事業
外国人観光客に対し、茶道などの日本文化の体験や忍者体験などの機会を提供します。	

目指す成果

ドラムの里と周辺の歴史・文化資源が魅力あるエリアとなり、観光客が増加している。

成果指標

指標 1	ドラムの里利用者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
68千人 (令和 3 年度)	-	-	-	-
説明	※ R 6以降はドラムの里活性化計画により設定			

指標 2	ドラムの里売上額			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
56, 253千円 (令和 3 年度)	-	-	-	-
説明	※ R 6以降はドラムの里活性化計画により設定			

主な事業

事業 1	(継続) ドラムの里運営事業
施設の維持管理を適正に行うとともに、利用促進のためPRやイベントを実施し、施設全体の魅力向上を図ります。	

事業 2	(新規) ドラムの里活性化事業【再掲】
地元農産物や加工品・物産品の販売拡大及び、ドラムの里周辺の歴史・文化資源等が有効活用される町産業振興の拠点施設として改修し、機能の充実及び、管理運営方法を改善します。	

事業 3	(新規) 房総のむらとの連携事業【再掲】
房総のむらと連携し、相互の施設の効果が高まる事業を実施します。	

事業 4	(継続) 房総のむら周辺の観光開発促進事業【再掲】
房総のむら周辺にレジャー施設や飲食店などの誘致を銀行や民間企業に働きかけるなど開発の促進に取り組みます。	

事業 5	(新規) 日本文化体験事業【再掲】
外国人観光客に対し、茶道などの日本文化の体験や忍者体験などの機会を提供します。	

政策5-4 新たな企業立地を推進し産業を活性化させます



(1) 現況と課題

- ◆町税が年々減少するとともに、町の昼夜間人口比率は、県内で一番低くなっています。そのため、新たに進出を希望する企業のニーズに応じられるよう矢口工業団地の更なる拡張に取り組むなど、町民の就業機会の拡大と税源のかん養を図っていく必要があります。
- ◆成田国際空港の更なる機能強化による新たな滑走路等については、2028年度末の完成に向けて整備が進められており、発着枠の拡大により、物流系の企業など、新たな企業が町に進出してくるチャンスといえます。そのため、国道356号沿線などへの企業誘致を促進していく必要があります。
- ◆既存企業への支援を推進することが求められています。そのため、町民の雇用機会の増加を図るための支援策や、公的機関と連携して行う就労相談支援など、既存工業団地などへの支援を強化する必要があります。

(2) 施策の体系

政策5-4 新たな企業立地を推進し産業を活性化させます

施策5-4-1 企業誘致等の推進

施策5-4-2 既存企業の振興の推進

(3) 施策の内容

施策 5-4-1

企業誘致等の推進

産業課・企画政策課

目指す成果

新たな雇用を生み、税収が増加するよう企業誘致が図られている。

成果指標

指標 1	矢口工業団地内企業の税収入額				産業課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
214百万円 (令和 3 年度)	210百万円	220百万円	230百万円	260百万円	
説明	矢口工業団地内企業の法人税や固定資産税等の税収額				

指標 2	矢口工業団地内企業の町民雇用数				産業課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
367人 (令和 3 年度)	370人	370人	375人	400人	
説明	矢口工業団地内企業における町民の正規・非正規雇用者の延べ人数				

主な事業

事業 1	(拡充) 矢口工業団地拡張促進事業	産業課 企画政策課
工業出荷額の増加や雇用の創出を図るため、新たな工場建設を促進します。また、空港の機能強化を見据え、新たな企業進出の要望に応えられるよう、更なる工業団地の拡張の促進に取り組みます。		

事業 2	(拡充) 町民の雇用創出促進事業	産業課
町民を雇用した企業に対し、奨励金などを交付して、町内企業への就職の促進に取り組みます。		

事業 3	(拡充) 主要国・県道沿線エリアへの企業誘致促進事業	産業課
国道 3 5 6 号沿線や鎌ヶ谷本榎バイパス沿線のほか、十五町歩地区などへの企業誘致の促進に取り組みます。		

目指す成果

既存企業への人材確保の支援と町民の多様な就労支援に取り組むことで、工業団地をはじめ町内企業の経営が維持されている。

成果指標

指標 1	製造品出荷額等			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
30,889百万円 (令和 2 年度)	31,000百万円	31,000百万円	31,000百万円	31,000百万円
説明	工業統計調査による従業員 4 人以上の企業の製造品出荷額等			

主な事業

事業 1	(継続) 雇用就労支援事業
ハローワークと連携した就労セミナーなどを開催するとともに、若者就労サポートや継続的な雇用情報の発信により、町内雇用と就労の支援に取り組めます。	
事業 2	(継続) 既存工業団地の活性化事業
矢口工業団地連絡協議会をとおして企業間の連携を図り、工業団地の活性化に取り組めます。	
事業 3	(新規) 新しい生活様式に対応した就業環境整備事業
新しい生活様式に対応した就業スタイルとして、町内の空き店舗や空き家などを活用したコワーキングスペースなどの環境整備を促進します。	

基本目標 6 歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元 気なまちをつくる

政策 6-1 みんなが一体となって栄っこを育成する教育を推進します



(1) 現況と課題

- ◆子ども達一人一人に、個別最適化され創造性を育む教育が求められています。そのため、一人1台のタブレットや高速大容量の通信ネットワーク環境を一体的に整備するとともに、これらを用いながら学習活動が一層充実するよう取り組む必要があります。
- ◆次代を担う町民を育成するためには、郷土愛を育むことが求められています。そのため、小・中9ヶ年の連携教育を確立するため「栄っこ宣言」を柱として推進する必要があります。また、キャリア教育については、地元企業と連携し、社会的自立・職業的かん養を支援することが求められています。そのため、地域人材をゲストティーチャーとして活用するなど、学校教育に対する理解と協力を得る必要があります。
- ◆個々の児童に応じた教育を推進し、教育の質を高めていく必要があります。そのため、学校支援教員や介助員を各学校に配置していく必要があります。
- ◆子供たちが自ら進んで読書に親しむ意欲と態度を育成することが大切です。そのため、学校図書館を積極的に活用できるよう各学校に学校図書館司書を配置する必要があります。
- ◆児童生徒の漢字・計算などの基礎基本の学力を伸ばすことが大切です。そのため、小中学生を対象として、土曜日や夏季・冬季休業中などに実施する「わくわくドラム」を推進していく必要があります。
- ◆グローバル社会に対応した人間教育が求められています。そのため、中学生の海外派遣や英語検定料の助成を行うなど、子ども達の国際理解を深める必要があります。また、ALTを各学校に配置するなど外国語活動、英語科学習を充実する必要があります。
- ◆子育てのために、保護者の経済的な負担を軽減することが大切です。そのため、私立幼稚園の保育料の補助や多子世帯への給食費の無償化、また、就学が困難と認められる保護者に対し就学援助を行う必要があります。
- ◆子ども達の成長にとって食育指導は、とても大切です。そのため、児童生徒に対し、安全安心な給食を提供する必要があります。
- ◆教員の多忙化が、児童生徒への指導という本来の業務に支障をきたす事態となっており、この解消が求められています。そのため、学校における働き方改革を推進し、教員の事務負担の軽減を図るため、各学校に教員アシスタント職員を配置するとともに、校務支援システムを積極的に活用する他、中学校部活動の地域移行を推進していくことで、児童生徒に向き合う時間を確保し、教育活動の維持向上に資する必要があります。

(2) 施策の体系

政策6-1 みんなが一体となって栄っこを育成する教育を推進します

施策6-1-1 特色ある学校づくりの支援

施策6-1-2 きめ細かな学校教育の推進

施策6-1-3 学力向上の推進

施策6-1-4 教育行政の推進

施策6-1-5 教職員の働き方改革 の推進

(3) 施策の内容

施策 6-1-1 特色ある学校づくりの支援

学校教育課・生涯学習課

目指す成果

望ましい学校教育のために、保護者や地域住民が学校運営に参加することにより、各小・中学校ごとの特色ある学校づくりが推進されている。

成果指標

指標 1	わくわくドラム参加者数			学校教育課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
233人 (令和 3 年度)	350人	350人	350人	350人
説明	サタデーわくドラ・サマーわくドラ・ウィンターわくドラの参加者総数			

指標 2	保護者へのアンケート			学校教育課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
— (令和 3 年度)	60%	70%	75%	80%
説明	保護者や地域住民が参画した「特色ある学校づくり」を推進していると感じた割合			

主な事業

事業 1	(継続) ゲストティチャー活用事業	学校教育課
地域や地域企業の人材を小学校の地域学習や中学校の総合的な学習に講師として活用することでキャリア教育の充実を図ります。		

事業 2	(拡充) わくわくドラム推進事業	学校教育課
児童生徒の基礎学力と学習意欲向上のため、教材の精選・参加方法の工夫により、児童生徒の参加を促すとともに、開催日数の増加等充実した取り組みを実施します。		

事業 3	(継続) 「栄っこ宣言」の推進	学校教育課
次代を担う青少年の健全育成を図るため、新1年生や転入生への「栄っこ宣言」クリアファイルの配布や、学校行事での唱和を推進するとともに、町内の幼稚園・保育園へ「栄っこ宣言」を周知します。		

事業 4	(継続) 中学生海外派遣事業	学校教育課
語学体験とホームステイ体験を行い、国際理解教育の推進を図るために町内の中学生を海外に派遣します。		

事業 5	(新規) コミュニティ・スクール事業【再掲】	生涯学習課 学校教育課
保護者や地域の住民などが一定の権限をもって各学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校運営協議会を運営します。		

目指す成果

一人ひとりの個性を活かす教育を充実することによって豊かな心を持ち、社会の変化に対応するたくましく生きる児童・生徒を育成することができる。

成果指標

指標 1	教職員へのアンケート			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
81.0% (令和 3 年度)	100%	100%	100%	100%
説明	児童生徒と向きあう時間を確保できていると思う教員の割合			

指標 2	教職員へのアンケート			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
99.0% (令和 3 年度)	100%	100%	100%	100%
説明	教員アシスタントが働き方改革に貢献できていると思う割合			

指標 3	児童・生徒アンケート			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
小 60% 中 76% (令和 3 年度)	小 80% 中 80%	小 85% 中 85%	小 90% 中 90%	小 95% 中 95%
説明	学校生活による自分には良いところがあると思う児童生徒の割合			

主な事業

事業 1	(継続) 不登校相談・支援推進事業
<p>教育相談員を配置するとともに、各小学校へスクールカウンセラーを派遣します。また、教育支援センターに指導員及び学校適応専門官を配置し、不登校等の相談支援事業を推進します。</p>	
事業 2	(継続) 個に応じた授業を推進するための教員の配置
<p>個に応じた授業を推進するため、各学校に教員の資格を持つ学校支援教員を配置するとともに、特別に配慮が必要な児童生徒に対し介助員等を配置します。</p>	
事業 3	(継続) 読書活動支援の充実
<p>児童生徒の読書活動を支援するため、学校図書館図書標準に基づく蔵書数の適正管理を行うとともに、各小中学校へ図書館司書を配置します。</p>	
事業 4	(継続) 教員アシスタント職員活用事業
<p>教員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、教員の長時間勤務環境を是正し働き方改革を進めるため、資料印刷や集金業務、給食配膳補助などの教員の業務補助を行う教員アシスタント職員を配置します。</p>	

目指す成果

基礎・基本を定着させ、思考力・判断力・表現力を伸ばす教育が充実することによって、グローバル化等、社会の変化に主体的に対応できる人材を育成することができている。

成果指標

指標 1	県標準学力テストの県平均を上回った各学年教科数の割合			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
64% (令和 3 年度)	70%	75%	80%	85%
説明				

指標 2	家庭学習に毎日取り組む児童・生徒の割合			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
小 79% 中 83% (令和 3 年度)	小 85% 中 85%	小 90% 中 90%	小 95% 中 95%	小 95% 中 95%
説明	学校生活アンケートによる学校以外で勉強をしている児童生徒の割合			

主な事業

事業 1	(拡充) わくわくドラム推進事業【再掲】
児童生徒の基礎学力と学習意欲向上のため、教材の精選・参加方法の工夫により、児童生徒の参加を促すとともに、開催日数の増加等充実した取り組みを実施します。	

事業 2	(拡充) 外国語教育推進事業
学習指導要領に沿った英語科・外国語科・外国語活動学習の充実に取り組む他、小中学校の授業全てにALTを配置します。	

事業 3	(拡充) ICT教育充実事業【再掲】
児童生徒が興味を持てるようなICTを活用した授業を展開するため、プログラミング的思考を育むことができるようなソフトの導入や教員への研修支援を行います。	

目指す成果

児童生徒へ学校生活に必要な援助や、健康面における支援を行うことにより、安心して学校生活を送れるようになっている。

成果指標

指標 1	経済的理由により不登校となった児童生徒数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0 件 (令和 3 年度)	0 件	0 件	0 件	0 件
説明	—			

主な事業

事業 1	(継続) 私立幼稚園支援事業
保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園の施設利用料及び副食費について助成します。	
事業 2	(拡充) 就学援助事業
学校教育法に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者等に対し、学用品等の就学援助を行います。	
事業 3	(継続) 学校給食センター運営事業
児童生徒に対し、学校給食栄養摂取基準に基づく栄養バランスのよい給食を提供します。	
事業 4	(拡充) 給食費の無償化事業
保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援のため、第 3 子以降の給食費の無償化を行います。また、対象児童生徒の拡充について検討します。	
事業 5	(継続) スクールバス運営事業
学校統廃合により遠距離となった児童生徒を対象に、布鎌小学校、安食台小学校、栄中学校へ送迎をします。	

目指す成果

I C Tの活用や地域部活動の移行により教員の負担軽減が図られている。

成果指標

指標 1	I C T化による働き方改革推進率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
88% (令和 3 年度)	90%	95%	100%	100%
説明	校務支援 I C Tの活用が働き方改革に貢献していると思う職員の割合			

指標 2	中学校部活動の地域移行数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0部活動 (令和 3 年度)	1部活動	2部活動	10部活動	13部活動
説明	休日の中学校の運動部活動において、指導者の地域移行を実施した数 (累計)			

主な事業

事業 1	(拡充) 校務支援 I C T活用事業
諸表簿作成など教職員の校務作業の負担を減らし、児童生徒と向き合う時間を確保するためのコンピュータを使った校務支援を推進します。	

事業 2	(新規) 地域部活動推進事業
中学校教職員の部活動指導における負担軽減を図るため、中学校の部活動において、指導者の地域移行を実施します。	

事業 3	(継続) 教員アシスタント職員活用事業【再掲】
教員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、教員の長時間勤務環境を是正し働き方改革を進めるため、資料印刷や集金業務、給食配膳補助などの教員の業務補助を行う教員アシスタント職員を配置します。	

政策6-2 子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します



(1) 現況と課題

- ◆老朽化が進んでいる教育施設が多いため、計画的な施設の修繕や長寿命化に向けた大規模改修を行い、良好な学習環境を維持する必要があります。また、学校給食センターは、特に老朽化が進み施設の長寿命化が図れないことから、建替え事業を早期に実施する必要があります。しかしながら、建築資材やエネルギー価格の高騰、国土交通省の浸水対策指針による「活動拠点室等の想定水位より高い階への設置」等を踏まえると、事業費全体が高額となっていきます。
- ◆児童生徒のプログラミング的な思考を育むため1人1台タブレットを配置し、ICT教育を充実させ児童生徒が興味関心を持てるような授業を展開していく必要があります。このためICT支援員の充実や時代にあったICTソフト、設備の充実を図る必要があります。

(2) 施策の体系

政策6-2 子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します

施策6-2-1 教育施設の充実

施策6-2-2 給食施設の充実

施策6-2-3 ICT教育及びICT化の推進

(3) 施策の内容

施策 6-2-1 教育施設の充実

教育総務課

目指す成果

各学校の施設等の修繕や改修工事等を計画的に行うことで教育施設が充実し、安全安心な学習環境が確保されている。

成果指標

指標 1	児童生徒の事故・ケガの件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0 件 (令和 3 年度)	0 件	0 件	0 件	0 件
説明	学校施設内における児童生徒の事故及びケガの件数			

主な事業

事業 1	(継続) 学校施設大規模改修事業
適切な学校教育の環境を確保するため、計画的に学校施設の改修工事等を行います。また、脱炭素化に向け再生可能エネルギーの利用促進を検討していきます。	
事業 2	(継続) 学校施設修繕事業
適切な学校教育の環境を確保するため、学校施設の維持修繕等を行います。	

目指す成果

新しい給食センターの建替えや、老朽化が著しい既存の給食センターの適切な修繕により、安全安心な学校給食を児童・生徒に提供できている。

成果指標

指標 1	異質物混入・食中毒件数				学校教育課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
0 件 (令和 3 年度)	0 件	0 件	0 件	0 件	
説明	学校給食における異質物・食中毒の発生件数				

主な事業

事業 1	(継続) 給食センター修繕事業	学校教育課
給食センター機能の維持保全を図るため、必要な修繕等を行います。		

事業 2	(継続) 学校給食センター建替事業	教育総務課 学校教育課
老朽化が著しい給食センターを現行の学校給食衛生管理基準に適した施設とするとともに、災害時には炊き出し対応も可能な施設として建設します。また、脱炭素化に向け再生可能エネルギーの利用促進を検討していきます。		

目指す成果

児童生徒が興味関心を持てるようなICTを活用した授業が展開されている。

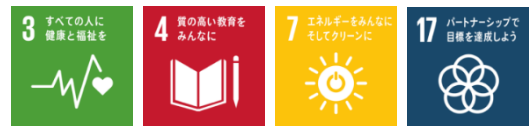
成果指標

指標 1	タブレットを使った授業数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2,412回 (令和 3 年度)	2,500回	3,000回	3,500回	4,000回
説明	—			

主な事業

事業 1	(拡充) ICT教育充実事業
児童生徒が興味を持てるようなICTを活用した授業を展開するため、プログラミング的思考を育むことができるようなソフトの導入や教員への研修支援を行います。	
事業 2	(拡充) 校務支援ICT活用事業【再掲】
諸表簿作成など教職員の校務作業の負担を減らし、児童生徒と向き合う時間を確保するためのコンピュータを使った校務支援を推進します。	

政策6-3 生きがいがある学習やスポーツ環境づくりを推進します



(1) 現況と課題

- ◆多様化する学習ニーズに対応し、誰もが参加しやすい学習環境づくりが求められています。そのため、誰もが参加できる「いきいき塾さかえ事業」や、地域と学校が連携・協力して学校支援活動を推進し、地域で子どもを育む環境を充実させる他、図書室の蔵書を充実させるなど、町民の学習環境を整備する必要があります。
- ◆町民が気軽に生涯学習施設を安全安心に利用できる環境の整備が求められています。そこで、ふれあいプラザさかえについて、長寿命化計画に基づき、改修を進めるとともに、感染症の拡大防止対策の実施や適切な維持管理を行う必要があります。
- ◆生涯を通して気軽にスポーツや運動に取り組める環境づくりや、安全安心にスポーツ施設を利用するための施設の整備が求められています。そこで、スポーツによる健康づくり事業やスポーツ施設の維持管理、改修などを進めていく必要があります。

(2) 施策の体系

政策6-3 生きがいがある学習やスポーツ環境づくりを推進します

施策6-3-1 生涯学習機会の充実

施策6-3-2 地域教育力の充実

施策6-3-3 生涯学習施設の充実

施策6-3-4 スポーツ環境づくりの推進

(3) 施策の内容

施策 6-3-1

生涯学習機会の充実

生涯学習課

目指す成果

誰もが参加しやすい学習環境づくりを進めることにより、各種講座などの参加者や図書室の利用者が増加している。

成果指標

指標 1	生涯学習事業参加者の満足度			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
90% (令和 3 年度)	92%	93%	94%	95%
説明	生涯学習事業（各種講座、体験学習等）の参加者の満足度			

指標 2	ふれあいプラザさかえ利用の学習サークル数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
54団体 (令和 3 年度)	55団体	56団体	57団体	58団体
説明	ふれあいプラザさかえ利用サークル連絡会の登録団体数			

指標 3	図書貸出し者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
17,833人 (令和 3 年度)	18,000人	18,100人	18,200人	18,300人
説明	—			

主な事業

事業1	(継続) いきいき塾さかえ事業
町民が生涯にわたり学習することができる機会を提供するため、子どもから高齢者までの学習ニーズに沿う各種講座を実施します。	
事業2	(継続) サークル活動支援事業
町民が生涯にわたり学習することができる環境を整え、ふれあいプラザさかえ利用サークルの活動を支援します。	
事業3	(継続) 図書室運営事業
図書資料を活用して町民が主体的に学習できるよう、図書室の蔵書を充実させるとともに学校図書と連携を図り、子ども達の読書活動や読書教育を支援します。	

目指す成果

地域と学校が連携・協力して地域全体で子どもたちの成長を支えている。

成果指標

指標 1	地域教育力関係事業参加者の満足度			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
— (令和 3 年度)	90%	91%	92%	93%
説明	地域教育力関係事業（放課後教室、青少年健全育成事業、ドラム自然楽校等）参加者の満足度			

主な事業

事業 1	(継続) 放課後ふれあい教室事業	生涯学習課
子どもたちが放課後に安心して活動できるよう地域住民の参画を得て、学習や交流活動などを行います。		
事業 2	(継続) 青少年健全育成事業	生涯学習課
青少年を健全に育成するため、青少年相談員連絡協議会や家庭教育学級支援チームなどの活動を支援します。		
事業 3	(拡充) ドラム自然楽校体験学習事業	生涯学習課
子どもたちの健やかな成長と青少年の健全育成のため、新たな自然体験メニューを追加することや体験場所の確保の検討を含め、事業の拡大を図ります。		
事業 4	(新規) コミュニティ・スクール事業	生涯学習課 学校教育課
保護者や地域の住民などが一定の権限をもって各学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校運営協議会を運営します。		

目指す成果

ふれあいプラザさかえの維持管理に必要な修繕や改修工事を計画的に行うことにより、利用者が安全安心に利用できている。

成果指標

指標 1	ふれあいプラザさかえの利用者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
167,388人 (令和元年度)	168,000人	169,000人	170,000人	171,000人
説明	-			

主な事業

事業 1	(継続) ふれあいプラザ施設大規模改修事業
ふれあいプラザさかえが安全安心に利用できるよう、ふれあいプラザさかえ個別施設計画（長寿命化計画）に沿って大規模改修事業を行います。また、災害支援拠点の機能を確保するため再生可能エネルギー設備の活用を図ります。	
事業 2	(継続) ふれあいプラザ施設管理・運営事業
ふれあいプラザさかえが生涯学習活動の場として安全安心且つ、効果的に提供できるよう、管理・運営を行います。	

目指す成果

子どもから大人まで誰もが生涯にわたって、気軽に楽しくスポーツができる環境づくりを推進することで、町民が健康で活力ある生活を送っている。

成果指標

指標 1	スポーツ教室・大会等参加者数			生涯学習課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7,736人 (令和元年度)	7,770人	7,800人	7,830人	7,860人
説明	—			

指標 2	スポーツ施設の利用者数			生涯学習課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
84,160人 (令和元年度)	84,300人	84,400人	84,500人	84,600人
説明	学校体育施設及びスポーツ施設の利用者数			

主な事業

事業1	(継続) スポーツフェスタ実施事業	生涯学習課
子どもたちがトップアスリートとの交流を通じ、スポーツへの関心や機運を高め、夢と希望を育むとともに、競技力の向上を図るため、スポーツフェスタを実施します。		
事業2	(継続) スポーツ団体活動支援事業	生涯学習課
各種スポーツの競技力の向上を図るため、スポーツ団体に対し施設利用の優遇やスポーツ大会の後援など、活動を支援していきます。		
事業3	(継続) スポーツによる健康づくり事業	生涯学習課
スポーツを通じてすべての町民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、ライフステージに応じた運動種目の提案や、スポーツへの参加のきっかけづくりの場を提供します。		
事業4	(継続) パラスポーツ事業	生涯学習課 福祉・子ども課
障がいのあるなしに関わらず、参加者が一緒にパラスポーツの楽しさを体験することで、パラスポーツの普及に取り組みます。		
事業5	(継続) マラソン大会事業	生涯学習課
スポーツによる健康づくりを推進するため、マラソン大会を実施します。		
事業6	(拡充) スポーツ環境整備事業	生涯学習課
誰もがいつでも安全かつ快適に施設を利用できるように、スポーツ施設の改修を行います。		

政策 6-4 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります



(1) 現況と課題

- ◆地域固有の文化・伝統の保存・継承や町民による芸術文化活動を支援することにより芸術・文化の振興を図っていくことが求められています。そのため、自主文化事業や芸術文化公演鑑賞支援事業など、芸術文化に触れる機会の提供を今後も継続していく必要があります。また、芸術文化活動を行っている団体等の支援なども必要となっています。
- ◆本町の貴重な文化財を保存し、未来へ継承するとともに、文化財の活用を図っていく必要があります。そのため、貴重な文化財等の保全・活用や情報発信を充実させるとともに、ボランティアガイドの育成などに取り組む必要があります。

(2) 施策の体系

政策6-4 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります

施策6-4-1 芸術文化活動への支援

施策6-4-2 文化財等の保護と活用

(3) 施策の内容

施策 6-4-1 芸術文化活動への支援

生涯学習課

目指す成果

町民に文化芸術に触れる機会や活動の成果を発表する機会を提供することで、芸術文化活動が活性化している。

成果指標

指標 1	芸術文化の公演数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
14公演 (平成 3 0 年度)	17公演	17公演	18公演	18公演
説明	文化ホール利用の音楽、演劇、舞踊、映画などの公演数			

指標 2	文化祭参加団体数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
49団体 (平成 3 0 年度)	50団体	51団体	52団体	53団体
説明	ふれあい文化祭の参加団体数			

主な事業

事業 1	(継続) 自主文化事業実施事業
多くの町民が芸術文化を身近に感じられるように、演劇、舞踊、歌謡、映画など様々な分野の自主文化事業を行います。	

事業 2	(継続) 芸術文化公演鑑賞支援事業
ふれあいプラザさかえや近隣市町で開催される芸術文化公演に関する情報を提供するなど、芸術文化鑑賞の支援及び機会を提供します。	

事業 3	(継続) 芸術文化団体活動支援事業
多くの町民が芸術文化に興味を持ち参加するよう、ふれあいプラザさかえを利用しているサークルや団体の活動成果を発表する機会を提供するなど、芸術文化団体活動の支援に取り組みます。	

目指す成果

町の歴史と文化財を広くガイドできる人材を育成し、文化財等の展示・公開を行うことで、文化財等の重要性が理解され、広く活用されている。

成果指標

指標 1	文化財等展示・公開事業の参加者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1,380人 (令和 3 年度)	1,400人	1,450人	1,500人	1,550人
説明	龍角寺古墳群、岩屋古墳等の展示・公開事業等の参加人数			
指標 2	文化財紹介サイトの閲覧件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
13,584件 (令和 3 年度)	13,800件	13,900件	14,000件	14,100件
説明	町ホームページや SNS 等の文化財紹介サイトの閲覧件数 (累計)			
指標 3	町認定文化財ガイド数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
20人 (令和 3 年度)	21人	21人	22人	22人
説明	町認定文化財ガイドの数 (累計)			

主な事業

事業 1	(継続) 文化財等保全・活用事業
町内に所在する文化財等の整理保全等を進めて行くとともに、文化財等を解説できるボランティアを活用し、歴史的・観光的資源として展示や公開事業を行います。	
事業 2	(拡充) 文化財等の P R ・ 情報発信事業
公開事業等の認知度を高めるために、SNS等を活用し効果的な情報発信に取り組めます。	
事業 3	(継続) ボランティアガイド育成事業
校外授業や地域イベント及び文化財をめぐるツアーなどにおいて、町の歴史と共に文化財等を解説できるボランティアの育成に取り組めます。	
事業 4	(継続) 町史編さん事業
町史に関する調査成果の保存整理や貴重な資料を町広報やホームページに掲載するとともに、歴史講座などにより周知します。	
事業 5	(新規) 龍角寺古墳群・岩屋古墳保存活用計画策定事業
国指定史跡「龍角寺古墳群・岩屋古墳」の良好な景観を維持しながら後世に残すため、憩いの場を含めた整備活用を進めていくための計画を策定します。	

基本目標 7 みんなの知恵と力で元気なまちをつくる

政策 7-1 町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します



(1) 現況と課題

- ◆地域課題や町民ニーズが複雑・多様化する中、的確に対応していくためには、町民と行政、さらには、町民相互が手を携えて取り組んでいくことが必要です。そのためには、まちづくり活動を行う多様な主体が、必要な情報や支援等を効果的に活用して、安心して活動できる環境を整えるとともに、活動を担う新たな人材の発掘や育成を図ることが求められています。

(2) 施策の体系

政策7-1 町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します

施策7-1-1 多様なコミュニティ活動の支援の推進

施策7-1-2 コミュニティ活動を支えるひとづくりの推進

(3) 施策の内容

施策 7-1-1

多様なコミュニティ活動の支援の推進

環境協働課

目指す成果

多様な主体の活動に必要な情報の収集、相談・支援等の環境や体制が充実し、多くの町民が活発に活動している。

成果指標

指標1	住民活動支援センター利用者数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8,201人 (令和元年度)	6,500人	7,000人	7,500人	8,000人
説明	住民活動支援センターの延べ来所者数			

主な事業

事業1	(継続) 住民活動支援センター運営事業
住民活動を行う団体や個人が、活動に役立つ情報や支援等を効果的に活用できるよう、住民活動支援センターを運営します。	
事業2	(継続) 協働パートナーとの連携推進事業
活動を開始する団体への支援や、活動中の事故に対する補償を行うなど、町民が地域活動等に取り組みやすい環境を整えます。	

目指す成果

町民自らが、地域活動に必要な知識や技能の習得に取り組み、「学び」や「出会い」を活動に結びつけている。

成果指標

指標 1	地域活動実践者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
19人 (令和 3 年度)	20人	20人	20人	20人
説明	まちづくり大学及び住民活動支援センターにおける講座等の終了後に地域活動を始めた人数			

主な事業

事業 1	(継続) まちづくり大学事業
町民の地域活動に必要な知識や技能の習得と仲間づくりの機会を提供し、地域活動の実践者を育成するため、まちづくり大学を開校します。	

政策 7-2 地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します



(1) 現況と課題

◆町民が地域の絆を育みながら、お互いに支え合って安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、町民に最も身近な自治組織の活性化を図っていくことが必要です。そこで、多くの町民が自治組織に加入して、自主的且つ主体的な地域活動を活発に行っていくよう、加入促進活動等への支援が求められています。また、様々な地域課題の解決に取り組めるよう、栄町地区連絡協議会の活動を支援し、自治組織間のネットワークを構築していくことが求められています。

(2) 施策の体系

政策7-2地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します

施策7-2-1 自治組織活動への支援の充実

(3) 施策の内容

施策 7-2-1 自治組織活動への支援の充実

環境協働課

目指す成果

多くの町民が自治組織に加入し、自主的な活動を活発に行うとともに、意見交換や情報収集を行い、地域の課題が解決されている。

成果指標

指標 1	地域課題に対する支援数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
19件 (令和 3 年度)	20件	20件	20件	20件
説明	自治組織が抱える地域の課題等を解決するために実施した支援件数			

主な事業

事業 1	(継続) 自治振興育成事業
自治会活動が活発に活動できるよう、活動助成金の交付や集会施設の整備等の支援のほか、地域の要望や課題が早期に解決されるよう支援します。	
事業 2	(拡充) 町民への加入促進事業
転入者に自治組織への加入促進を図るため、窓口や町ホームページ・広報等での自治会活動の周知や新たな住宅地への啓発を行います。	
事業 3	(継続) 栄町地区連絡協議会活動支援事業
自治組織が協力して課題解決に取り組める関係づくりを推進するため、栄町地区連絡協議会が行う意見交換会等の活動を支援していきます。	

政策 7-3 住民参加によるまちづくりのための環境を推進します



(1) 現況と課題

- ◆町民からの町政やまちづくりに対する意見等を伺う機会は、貴重なものと考えています。そのため、町政やまちづくりに対する意見・提案・要望等をいただく機会として、町長との座談会の開催や、町長への手紙、パブリックコメントなどによる意見聴取の取り組みを推進する必要があります。
- ◆町民の町政への理解度を深めるためには、多くの町政の情報を適時適確に発信することが求められています。そのため、広報紙やホームページ等による行政情報の発信の充実、また、SNSなど新たな情報発信手段の活用を充実させる必要があります。
- ◆町民の誰もが、様々な分野で個性や能力を発揮して活躍していくためには、町民の人権尊重や男女共同参画に対する意識が高まり、あらゆる年代層に理解が浸透していくことが重要です。そのためには、町の各種審議会委員等への女性の参画の推進、人権尊重や男女共同参画に関する広報・普及啓発などに取り組むことが求められています。
- ◆平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標：SDGs」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択され、世界的に SDGs 達成に向けた取組が進められています。町においても SDGs 達成に寄与するため、町民と行政の協働による取組が求められています。
- ◆町の外国人登録者数は、近年増加傾向にあります。外国人が町で安心して生活できるよう、異なる文化を受入れ、共生する社会の実現が求められています。

(2) 施策の体系

政策 7-3 住民参加によるまちづくりのための環境を推進します

- 施策 7-3-1 広聴機会の充実
- 施策 7-3-2 情報発信の充実
- 施策 7-3-3 人権尊重・男女共同参画の社会づくり
- 施策 7-3-4 協働によるSDGsの推進
- 施策 7-3-5 多文化共生社会の推進

(3) 施策の内容

施策 7-3-1

広聴機会の充実

企画政策課

目指す成果

町長への手紙や、パブリックコメントなどにより、町政に対する町民からの意見が増えている。

成果指標

指標 1	町長への手紙等の意見数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
62件 (令和 3 年度)	75件	80件	85件	90件
説明	町長への手紙及びメールに寄せられた意見の数			

指標 2	町長との懇談回数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
- (令和 3 年度)	6回	6回	6回	6回
説明	地域団体などを対象とした懇談会の回数			

主な事業

事業 1	(継続) 町民からの意見聴取事業
町政に対する町民の意見や提案が多くなるよう、町長への手紙・パブリックコメントなどの意見聴取機会の充実を図ります。	

事業 2	(新規) 町長との懇談会事業
地域団体や若い世代の町政への関心を高め、広く意見を反映させるため、意見や要望を聞く話し合いの場を設けます。	

目指す成果

町から発信する行政情報を多くの方々が閲覧し、必要な情報を得られている。

成果指標

指標 1	ホームページのアクセス件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1,931千件 (令和 3 年度)	1,970千件	2,010千件	2,050千件	2,090千件
説明	ホームページ延べアクセス件数			

指標 2	情報端末での広報閲覧件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
11,318件 (令和 3 年度)	11,600件	11,850件	12,100件	12,350件
説明	パソコンやスマートフォン等の情報端末での広報閲覧件数			

指標 3	SNSのフォロワー数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7,648件 (令和 3 年度)	10,300件	11,500件	12,700件	13,900件
説明	FaceBook・Twitter・Instagram・LINE・YouTubeのフォロワー延べ件数			

主な事業

事業 1	(継続) ホームページを活用した行政情報発信事業
町民が新しい町政の動きや、行政サービス及びイベント等の情報を常に得られるよう、迅速かつ充実した情報をホームページで発信します。	

事業 2	(継続) 広報さかえ発行事業
町民に有用な情報を提供するとともに、読みやすく、わかりやすい広報を発行します。	

事業 3	(拡充) SNSを活用した情報発信事業
町に関心を持ってもらえるよう、また、知りたいと思う情報を分かりやすく効果的に伝えられるよう、SNSを活用し魅力のある情報発信を行います。	

目指す成果

町民の人権尊重や男女共同参画に対する意識が高まり、誰もが様々な分野で個性や能力を發揮して活躍している。

成果指標

指標 1	審議会等に占める女性の割合			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
22.0% (令和 3 年度)	25.0%	26.0%	28.0%	30.0%
説明	審議会の委員、自治組織の会長及び副会長に占める女性の割合			

主な事業

事業 1	(拡充) 男女共同参画推進事業
男女共同参画に関する広報・普及啓発事業やセミナー等に取り組み、男女が互いに尊重し合って、共に活躍できる男女共同参画の推進に取り組みます。	
事業 2	(継続) 人権行政相談事業
人権擁護委員・行政相談委員が人権・行政に関する相談を受け助言を行うことにより、悩みや不安の解消に繋がります。	

目指す成果

町民や企業が、家庭や職場など身近なところで実践できるSDGsの取り組みが実践されている。

成果指標

指標 1	SDGs 推進事業実施回数			
	環境協働課			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3回 (令和 3 年度)	5回	6回	7回	8回
説明	住民活動支援センター等でSDGsの目標を推進する事業を実施した回数			

主な事業

事業 1	(新規) SDGs を推進する協働事業	環境協働課
地域の魅力づくりや課題解決に向けてNPO・ボランティア団体等が活躍できる機会を創出するため、イベントや事業の内容をSNS等を利用して積極的に発信し、活動に参加する個人や団体をつなぐことで協働による取り組みを実施します。		
事業 2	(新規) SDGs 啓発事業	企画政策課
町民等の様々な活動がSDGsに繋がることを理解してもらうため、広報、ホームページ等による啓発活動を充実します。		

目指す成果

地域に暮らす日本人と外国人が互いに文化の違いなどを理解し、言葉や心の壁を取り払い、安心して暮らすことができる。

成果指標

指標 1	外国人登録者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
276人 (令和 3 年度)	320人	350人	380人	410人
説明	3月31日現在の外国人登録者数			

主な事業

事業 1	(新規) 国際交流推進事業
様々な国の文化や風習などの多文化に対する理解を深めるため、活動団体が行う国際理解講座や国際交流事業などを支援していきます。	
事業 2	(新規) 生活情報提供事業
転入した外国人が安心して日常生活を送るために、外国語版暮らしの便利帳を更新します。	

基本目標 8 健全な行財政運営を行う元気なまちをつくる

政策 8-1 行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します



(1) 現況と課題

- ◆社会情勢の変化や人口の減少に伴い、町を取り巻く状況も大きく変化し、行政課題や町民ニーズが多様化・複雑化しています。そのため、組織の総合力を高めるために、スキルマップを活用し職員のスキルレベルを可視化し、計画的に職員を研修に参加させるなど、人財育成を推進することが必要です。
- ◆町政を推進していくためには、職員が意欲的に職務を遂行することが求められています。そのためには、風通しの良い組織風土をつくるなど、働きやすい職場環境を整えるとともに、職員自身も健康管理に努める必要があります。
- ◆町では、令和4年12月に「栄町DX推進計画」を策定し、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化等を進めています。この取り組みにより、更なる町民の利便性の向上と事務の効率化を図ることが必要です。

(2) 施策の体系

政策8-1 行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します

施策8-1-1 行政の組織力の向上

施策8-1-2 窓口サービスの向上

施策8-1-3 自治体DXの推進

(3) 施策の内容

施策 8-1-1

行政の組織力の向上

総務課

目指す成果

社会情勢の変化により複雑化する行政課題や、多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、職員研修を充実させることによる人材育成と、組織の合理化等による、効率的で機動的な組織運営が図られている。

成果指標

指標 1	職員研修受講件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
66件 (令和 3 年度)	68件	68件	70件	70件
説明	市町村アカデミー、民間研修等の受講件数			

主な事業

事業 1	(継続) 人材育成事業
職員を計画的に研修に参加させることによる人材の育成と、専門性の高い業務に対応できる職員の採用によって、時代のニーズなどに適応できる職員を確保します。	
事業 2	(継続) 効率的・効果的な組織づくりの推進事業
意思形成過程の簡素化を図り、より迅速な意思決定を可能とする組織づくりに取り組みます。	

目指す成果

便利で分かりやすい窓口サービスが提供できている。

成果指標

指標 1	マイナンバーカードの交付率				住民課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
44.1% (令和 3 年度)	82.5%	85.0%	87.5%	90.0%	
説明	人口に対するマイナンバーカード累計交付枚数の割合				

指標 2	窓口証明書交付等件数の減少率				住民課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
-4.2% (令和 3 年度)	-4.4%	-4.5%	-4.6%	-4.7%	
説明	オンライン化等により減少した窓口証明書交付等件数の対前年度割合				

主な事業

事業 1	(拡充) 旅券発給申請交付事業	住民課
役場の窓口で旅券の発給申請や受取りができるよう旅券発給申請交付事務を実施します。また、旅券発給申請のオンライン化に取り組みます。		

事業 2	(継続) コンビニ交付サービス事業	住民課
マイナンバーカードを使用して全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できるサービスを実施し、利便性の向上に取り組みます。		

事業 3	(拡充) 窓口サービス利便性向上事業	住民課
適正な証明書の発行等を進めることにより、苦情のない窓口サービスの実施に取り組みます。また、オンラインによる転出・転入手続のワンストップ化に取り組みます。		

事業 4	(拡充) マイナンバーカード普及促進事業	住民課
マイナンバーカード取得勧奨を充実するとともに、多様な方法によるマイナンバーカード交付申請手続やマイナポイントなどの申込手続の支援を実施することにより、行政手続のデジタル化・オンライン化の基盤となるマイナンバーカードの普及促進に取り組みます。		

事業 5	(新規) ワンストップ窓口推進事業	総務課
亡くなった方や遺族の状況に応じて必要な手続きを抽出し、申請書作成の補助、受付、関連課への案内等を行うワンストップ窓口を設置します。		

目指す成果

デジタル技術を活用し、町民一人ひとりが安全で安心して気軽に行政サービスを利用できている。

成果指標

指標 1	行政手続のオンライン件数			総務課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
10件 (令和 3 年度)	27件	28件	29件	30件
説明	オンラインによる手続きが可能な行政手続き数			

指標 2	オープンデータ公開件数			総務課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2件 (令和 3 年度)	10件	20件	30件	40件
説明	オープンデータをホームページ上で公開している件数			

主な事業

事業 1	(新規) 行政システムオンライン化推進事業	総務課
町民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、システムの標準化・共通化に取り組みます。		

事業 2	(継続) 情報システム等の整備充実事業	財政課
事務の簡素・効率化と住民サービスの向上のため、情報システム等の整備・充実を図ります。		

事業 3	(新規) オープンデータ推進事業	総務課
町が保有するデータについてインターネットを通じて容易に利用できるよう、「推奨データセット」のルールやフォーマット等に準拠したデータの公開に取り組みます。		

事業 4	(新規) キャッシュレス化推進事業	総務課
窓口での手数料等の支払いや、税の納付について、クレジットカード・電子マネー・QRコードなど多様な決済方法によるキャッシュレス化を推進します。		

政策 8-2 公正で透明性の高い行政運営を推進します



(1) 現況と課題

- ◆個人情報の適正な管理や行政情報の積極的な公開が求められています。そこで、町民と行政の信頼関係を高めるため、町が収集又は保有する個人に関する情報を適切に取り扱うとともに、適正な情報の発信と情報の共有化を図るため、行政情報の公開を進める必要があります。
- ◆生産年齢人口の減少や高齢化等により、個人住民税の減収が見込まれ、また固定資産税においても、土地価格が依然として下落傾向にあることなどにより町税の減収が危惧されます。そのため、正確な課税客体の把握に努め、税負担の公平化を図り、適正な課税を推進し税収増加に繋げていくことが必要となっています。

(2) 施策の体系

政策8-2 公正で透明性の高い行政運営を推進します

施策8-2-1 情報公開と個人情報保護の適正な運用

施策8-2-2 公平で適正な課税事務の推進

(3) 施策の内容

施策 8-2-1

情報公開と個人情報保護の適正な運用

総務課

目指す成果

行政情報に含まれる個人情報の保護に関して適正な措置が講じられ、個人の権利利益が保護されている一方、行政情報が適切に公開されている。

成果指標

指標 1	個人情報の取扱いに関する審査請求件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0件 (令和 3 年度)	0件	0件	0件	0件
説明	当該年度において実施機関に対して行われた個人情報保護法及び情報公開条例に基づく決定に対する審査請求件数			

主な事業

事業 1	(継続) 個人情報保護・情報公開運用事業
行政情報に係る個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度及び情報公開制度の適正な運用に取り組めます。	

目指す成果

公平で適正な課税を行うことで、納税義務者が課税内容を理解し納得して納税されている。

成果指標

指標 1	個人住民税の申告者割合			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
99.39% (令和 3 年度)	100%	100%	100%	100%
説明	申告者数 / 申告必要者数			

指標 2	資産税の税額適正割合			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
99.90% (令和 3 年度)	100%	100%	100%	100%
説明	適正件数 / 納税義務者数			

主な事業

事業 1	(継続) 住民税課税事業
正確な課税データの把握に努め、税負担の公平性を図り適正な住民税の課税を行います。	

事業 2	(継続) 資産税課税事業
評価基準に基づき、課税客体の把握に努め、税負担の公平化を図るため適正な資産課税を行います。	

政策 8-3 持続可能な町政に向けた健全財政を推進します



(1) 現況と課題

- ◆地方債残高や人件費比率が高いことに加え、医療費助成や介護給付費等の社会保障経費が増加している一方、生産年齢人口の減少等により町税が減少傾向にあり、財政の弾力性が小さい状況が続いています。そこで、持続可能で健全な財政運営のため、町税収入の安定確保や新たな財源確保策の推進を図り、これらの財源を重点かつ効果的に配分する取り組みが求められています。
- ◆財政調整基金を中心に基金積立残高は増加していますが、県内他町村に比べると未だ低い水準です。また、地方債残高については、新規借入額を抑制してきたことにより毎年減少していますが、県内他町村に比べると高い水準となっています。そこで、財政の現状と中長期的な見通しを財政計画に反映し、事業の選択と集中により計画的な財政運営の取り組みが求められています。
- ◆保有する公共施設の多くは、昭和 50 年代から平成初期に整備され、今後、建築後 30 年を超える施設が相次ぎ、施設の老朽化への対応が課題となっていることから、町では、令和 3 年度に「栄町公共施設等総合管理計画」を一部改訂しました。今後は、同計画に基づき、人口減少などに対応した公共施設のあり方を検討し、計画的な対応と維持管理コストの軽減など、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

(2) 施策の体系

政策8-3 持続可能な町政に向けた健全財政を推進します

施策8-3-1 持続可能な財政運営の推進

施策8-3-2 公共施設等の適正管理の推進

(3) 施策の内容

施策 8-3-1 持続可能な財政運営の推進

財政課・税務課

目指す成果

町税などの自主財源を安定的に確保するとともに、経費抑制に向けた取り組み等によって、健全で持続可能な財政運営が推進されている。

成果指標

指標 1	経常収支比率				財政課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
94.2% (令和 3 年度)	90.6%	90.6%	90.6%	90.6%	
説明	財政構造の弾力性を判断する指標 (経常的経費充当一般財源/経常一般財源等) 【前年度決算】				

指標 2	将来負担比率				財政課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
14.9% (令和 3 年度)	15.5%	15.5%	15.5%	15.5%	
説明	将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模を基本とした額に対する比率 【前年度決算】				

指標 3	町税の収納率 (現年分)				税務課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
98.6% (令和 3 年度)	98.7%	98.8%	98.8%	99.0%	
説明	-				

指標 4	町税の収納率 (過年分)				税務課
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
17.3% (令和 3 年度)	17.4%	17.5%	17.6%	17.8%	
説明	-				

主な事業

事業 1	(継続) 健全な財政運営事業	財政課
収支の均衡を図りつつ、住民福祉の向上に寄与していけるよう、義務的経費の節減と一般財源の確保により、財政の弾力性を高めていきます。		
事業 2	(継続) 町債の適正管理事業	財政課
既往債に係る公債費負担の見通しをもとに、地方交付税による財源措置のある地方債の活用、投資的事業の平準化など将来の負担を軽減していきます。		
事業 3	(継続) 計画的な財政運営事業	財政課
毎年度、財政計画を検証したうえで見直しを行い、中長期的な視点で効率的かつ公正な財政運営を推進します。		
事業 4	(継続) 町税収納対策推進事業	税務課
口座振替、コンビニエンスストアやスマホ収納の推進、コールセンターを活用した電話による納税勧奨、差押の執行などにより、町税等収納率の向上に努めます。		

目指す成果

老朽化した公共施設等の更新・長寿命化などが計画的に行われるとともに、施設の機能改善や利便性の向上等を推進し効率的なサービス提供が図られている。

成果指標

指標 1	公共施設等の長寿命化整備施設数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5箇所 (令和 3 年度)	10箇所	7箇所	5箇所	5箇所
説明	-			

主な事業

事業 1	(拡充) 公共施設等大規模改修(長寿命化)事業
耐用年数や老朽化状況を考慮し、計画的に改修工事を行います。	
事業 2	(新規) 公共施設の複合利用事業
人口減少・少子高齢化等に見合った公共施設の利用形態にするため、複合化に取り組みます。	

政策 8-4 時代に即応できる町政運営に努めます



(1) 現況と課題

- ◆町長は、まちの将来像や方向性などを全職員に浸透させるとともに、職員や町民の協力のもとリーダーシップを発揮し、総合計画を推進していかねばなりません。そのため、政策会議の充実など、町長が町政運営に関する重要課題等について、政策的な判断が出来る体制を整備する必要があります。
- ◆町は、人口減少、少子高齢化が進行しており、まちの人口構造を変えていくことが急務となっています。そこで、人口構造を変える取組に主眼を置いた、「栄町総合戦略」を策定し、若い世代の転入者の増加対策、子育て支援の充実などの施策を継続して実施する必要があります。
- ◆町を取り巻く広域的課題の解決や効率的な行政運営を推進するためには、更なる広域連携が求められています。そのため、消防行政や廃棄物処理、成田空港圏の地域振興、公共交通機関の充実等、広域的な行政課題については、近隣市町などと連携した取り組みが必要となっています。

(2) 施策の体系

政策8-4 時代に即応できる町政運営に努めます

- 施策8-4-1 トップマネジメントの強化
- 施策8-4-2 時代のニーズに対応した地方創生の推進
- 施策8-4-3 広域連携によるまちづくりの推進

(3) 施策の内容

施策 8-4-1

トップマネジメントの強化

企画政策課

目指す成果

町長が、町の将来像や方向性を全職員に共通認識させ、リーダーシップを発揮して総合計画が計画どおり推進されている。

成果指標

指標 1	基本計画の指標達成割合			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
42.5% (令和 3 年度)	100%	100%	100%	100%
説明	各年度の後期基本計画の施策達成割合			

主な事業

事業 1	(継続) 基本計画進行管理事業
基本計画の着実な推進を図るため、施策評価により適切な改善を行うとともに、次期総合計画の策定に取り組みます。	
事業 2	(継続) トップマネジメント支援事業
町政の基本方針や重要課題などについて町長の意思決定を補完する政策会議を充実させます。	

目指す成果

時代のニーズに的確に対応するため、人口構造の転換や地域経済の活性化に向けた本町独自の地方創生に取り組んでいる。

成果指標

指標 1	地方創生制度活用数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1事業 (令和 3 年度)	1事業	1事業	1事業	1事業
説明	新たに地方創生制度を活用した数			

主な事業

事業 1	(拡充) 栄町総合戦略推進事業
若者の定住・移住人口の増加、子育て支援の充実、雇用機会の拡充などに継続して取り組むとともに、デジタル技術の活用による地方創生の更なる深化を図るため、新たな総合戦略を策定し推進します。	
事業 2	(拡充) 地方創生推進事業
総合戦略に基づき、町の課題解決に向けた事業を推進するため、地方創生制度を積極的に活用します。	

目指す成果

広域的な課題解決および地域振興を図るため、成田空港関連市町など周辺自治体などと密接な連携が図られている。

成果指標

指標 1	新たな広域連携数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0件 (令和 3 年度)	1 件	1 件	1 件	1 件
説明	自治体や企業と新たに連携した事業数			

主な事業

事業 1	(継続) 成田空港機能強化連携事業
成田空港の機能強化を最大限に活用し、関係市町と連携した広域的なまちづくりに取り組みます。	
事業 2	(継続) 広域行政連携事業
効率的な事務を推進するため、関係自治体と連携し、広域的な行政運営、行政サービスの向上に取り組みます。	
事業 3	(継続) 市町村合併情報収集事業
市町村合併の機運が高まった時に対応できるよう情報の収集に取り組みます。	